

令和 2 年 第 3 回

# 大崎町議会 9 月定例会会議録

開会 令和 2 年 9 月 10 日

閉会 令和 2 年 9 月 24 日

大 崎 町 議 会

令和2年第3回大崎町議会定例会

会 期

令和2年 9月 10日 (木) から

15日間

令和2年 9月 24日 (木) まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
10日	木	10	第1日		諸般の報告 会期の決定 議案・陳情等上程
11日	金	9		委員会	付託案件の審査
12日	土				休 会
13日	日				休 会
14日	月	9		委員会	予 備
15日	火				予 備
16日	水				予 備
17日	木	10	第2日	委員会	一般質問
18日	金				予 備
19日	土				休 会
20日	日				休 会
21日	月				休会 (敬老の日)
22日	火				休会 (秋分の日)
23日	水				予 備
24日	木	10	第3日		付託案件の審査報告 議案・陳情等上程

## 令和2年第3回大崎町議会定例会会議録目次

### 第1号（9月10日）（木）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 日程第3 諸般の報告	5
神崎総務厚生常任委員長報告	5
富重文教経済常任委員長報告	7
6. 日程第4 行政報告	9
東町長報告	10
7. 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年 度大崎町一般会計補正予算（3号））	11
東町長提案理由説明	11
上橋総務課長	11
8. 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償 の額を定めることについて）	14
東町長提案理由説明	14
上橋総務課長	14
9. 日程第7 議案第30号 令和2年度大崎町一般会計補正予算（第4号）	15
東町長提案理由説明	15
上橋総務課長	15
10. 休 憩	21
11. 日程第8 議案第31号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正 予算（第1号）	21
東町長提案理由説明	21
相星保健福祉課長	21
12. 日程第9 議案第32号 令和2年度大崎町水道事業会計補正予算 （第1号）	22
東町長提案理由説明	22
高田水道課長	22
中山美幸君	23
高田水道課長	23

中山美幸君	24
高田水道課長	24
13. 日程第10 議案第33号 令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補 正予算(第1号)	24
東町長提案理由説明	24
高田水道課長	25
14. 日程第11 議案第34号 大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制 定について	25
東町長提案理由説明	26
小野住民環境課長	26
15. 日程第12 議案第35号 大崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例の制定について	27
東町長提案理由説明	27
相星保健福祉課長	28
16. 日程第13 議案第36号 大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	31
東町長提案理由説明	31
相星保健福祉課長	31
17. 日程第14 議案第37号 町有財産(建物)の無償貸付について	33
東町長提案理由説明	33
中野企画調整課長	33
18. 休 憩	35
吉原信雄君	35
19. 休 憩	35
20. 日程第15 同意第13号 農業委員会委員の任命について	35
東町長提案理由説明	36
21. 日程第16 陳情第2号 国の責任による「20人学級」を展望した少人 数学級の前進を求める陳情	37
22. 散 会	38
第2号(9月17日)(木)	
1. 開 議	45
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	45

3. 日程第2 一般質問	45
稲留光晴君	45
東町長	45
稲留光晴君	46
東町長	46
稲留光晴君	46
東町長	46
竹本耕地課長	46
稲留光晴君	47
竹本耕地課長	47
稲留光晴君	47
竹本耕地課長	47
稲留光晴君	47
東町長	47
稲留光晴君	48
東町長	48
稲留光晴君	48
東町長	49
稲留光晴君	49
東町長	49
稲留光晴君	49
東町長	50
稲留光晴君	50
東町長	50
稲留光晴君	51
東町長	51
中村農林振興課長	51
稲留光晴君	51
中村農林振興課長	51
稲留光晴君	51
中村農林振興課長	51
稲留光晴君	51
中村農林振興課長	52
稲留光晴君	52

東町長	52
稲留光晴君	52
中村農林振興課長	52
稲留光晴君	52
東町長	52
中野企画調整課長	52
稲留光晴君	53
東町長	53
稲留光晴君	53
東町長	53
稲留光晴君	53
児玉孝徳君	54
東町長	55
上橋総務課長	56
児玉孝徳君	56
東町長	56
児玉孝徳君	57
東町長	57
児玉孝徳君	58
東町長	58
児玉孝徳君	58
東町長	58
児玉孝徳君	59
東町長	59
児玉孝徳君	59
東町長	59
児玉孝徳君	60
東町長	60
児玉孝徳君	61
東町長	62
児玉孝徳君	62
東町長	62
児玉孝徳君	63
東町長	64

児玉孝徳君	64
東町長	65
児玉孝徳君	65
東町長	65
児玉孝徳君	66
東町長	66
相星保健福祉課長	66
児玉孝徳君	67
東町長	67
児玉孝徳君	67
藤井教育長	67
児玉孝徳君	68
藤井教育長	68
児玉孝徳君	69
藤井教育長	69
児玉孝徳君	69
藤井教育長	69
児玉孝徳君	69
平田慎一君	70
東町長	70
平田慎一君	71
東町長	71
相星保健福祉課長	71
平田慎一君	72
相星保健福祉課長	72
平田慎一君	73
相星保健福祉課長	73
平田慎一君	73
相星保健福祉課長	73
平田慎一君	73
東町長	73
平田慎一君	74
相星保健福祉課長	74
平田慎一君	74

東町長	75
平田慎一君	75
4. 休 憩	76
平田慎一君	76
東町長	76
平田慎一君	76
東町長	77
相星保健福祉課長	77
平田慎一君	77
相星保健福祉課長	77
平田慎一君	77
相星保健福祉課長	77
平田慎一君	78
東町長	78
平田慎一君	78
藤井教育長	78
平田慎一君	79
藤井教育長	79
平田慎一君	80
藤井教育長	80
平田慎一君	80
藤井教育長	80
平田慎一君	80
藤井教育長	81
平田慎一君	81
藤井教育長	81
平田慎一君	81
藤井教育長	81
平田慎一君	82
藤井教育長	82
平田慎一君	84
藤井教育長	84
平田慎一君	84
東町長	85

平田慎一君	85
東町長	85
平田慎一君	86
東町長	86
上橋総務課長	86
平田慎一君	87
上橋総務課長	87
平田慎一君	87
東町長	87
時見建設課長	87
竹本耕地課長	88
中村農林振興課長	88
平田慎一君	89
東町長	89
平田慎一君	90
東町長	90
平田慎一君	91
東町長	91
平田慎一君	92
東町長	92
平田慎一君	92
5. 日程第3 陳情第3号 商工会に対する令和3年度補助金要望等について	93
6. 日程第4 陳情第4号 特産品の販路開拓支援事業に関する令和2年度 市町村補助金（補正予算）及び令和3年度補助 金（当初）の要望について	93
7. 散 会	93

第3号（9月24日）（木）

1. 開 議	100
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	100
3. 日程第2 議案第30号 令和2年度大崎町一般会計補正予算(第4号)	100
神崎予算審査特別委員長報告	100
4. 日程第3 議案第31号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正 予算（第1号）	103

神崎総務厚生常任委員長報告	103
5. 日程第4 議案第32号 令和2年度大崎町水道事業会計補正予算 (第1号)	104
富重文教経済常任委員長報告	104
6. 日程第5 議案第33号 令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正 予算(第1号)	106
富重文教経済常任委員長報告	106
7. 日程第6 議案第37号 町有財産(建物)の無償貸付について	108
諸木旧大崎第一中学校跡地利用調査特別委員長報告	108
8. 日程第7 報告第2号 令和元年度大崎町健全化判断比率の報告 について	111
東町長提案理由説明	111
9. 日程第8 報告第3号 令和元年度大崎町資金不足比率の報告について	112
東町長提案理由説明	112
10. 日程第9 認定第1号 令和元年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定につ いて	112
11. 日程第10 認定第2号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳 入歳出決算認定について	112
12. 日程第11 認定第3号 令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算認定について	112
13. 日程第12 認定第4号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳 出決算認定について	113
14. 日程第13 認定第5号 令和元年度大崎町水道事業会計決算認定につい て	113
15. 日程第14 認定第6号 令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入 歳出決算認定について	113
東町長提案理由説明	113
上橋総務課長	113
相星保健福祉課長	116
高田水道課長	119
16. 日程第15 議案第38号 令和元年度大崎町水道事業剰余金の処分につ いて	122
東町長提案理由説明	122
17. 日程第16 選任第1号 令和元年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特	

	別委員会委員の選任について	123
18.	休 憩	124
19.	日程第17 陳情第4号 特産品の販路開拓支援事業に関する令和2年度 市町村補助金（補正予算）及び令和3年度補助 金（当初）の要望について	124
20.	日程第18 陳情第3号 商工会に対する令和3年度補助金要望等について 神崎総務厚生常任委員長報告	124
21.	日程第19 発委第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財 政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求め る意見書（案）の提出について 神崎文男君	128
22.	日程第20 発委第2号 大崎町議会基本条例の一部を改正する条例の提 出について 吉原信雄君	130
23.	日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて 東町長提案理由説明	131
24.	日程第22 議員派遣の件	132
25.	日程第23 閉会中継続審査・調査申出書	133
26.	閉 会	133

第 1 号

9 月 1 0 日 (木)

# 令和2年第3回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和2年9月10日  
午前10時00分開会  
於 会 議 議 場

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（8番，9番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度大崎町一般会計補正予算（第3号）)
- 日程第 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて  
(損害賠償の額を定めることについて)
- (特) 日程第 7 議案第30号 令和2年度大崎町一般会計補正予算（第4号）
- (総) 日程第 8 議案第31号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号)
- (文) 日程第 9 議案第32号 令和2年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）
- (文) 日程第10 議案第33号 令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第11 議案第34号 大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 日程第12 議案第35号 大崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第13 議案第36号 大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について
- (特) 日程第14 議案第37号 町有財産（建物）の無償貸付について
- 日程第15 同意第13号 農業委員会委員の任命について
- (文) 日程第16 陳情第 2号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学  
級の前進を求める陳情

## 2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平 田 慎 一

7番 吉 原 信 雄

2番 富重幸博  
3番 児玉孝徳  
4番 稲留光晴  
5番 神崎文男  
6番 中倉広文

8番 中山美幸  
9番 上原正一  
10番 小野光夫  
11番 諸木悦朗  
12番 宮本昭一

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東靖弘	農林振興課長	中村富士夫
副町長	千歳史郎	耕地課長	竹本忠行
教育長	藤井光興	建設課長	時見和久
会計管理者	西高和義	農委事務局長	川畑定浩
総務課長	上橋孝幸	水道課長	高田利郎
企画調整課長	中野伸一	教委管理課長	上野明仁
住民環境課長	小野厚生	社会教育課長	今吉孝志
保健福祉課長	相星永悟	税務課長	本松健一郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	本高秀俊
次長兼調査係長	宮本修一
次長兼議事係長	垣内吉郎
庶務係主幹	西ゆかり

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 皆さん、おはようございます。

これより、令和2年第3回大崎町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本昭一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、中山美幸君、及び9番、上原正一君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（宮本昭一君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から9月24日まで15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月24日までの15日間と決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（宮本昭一君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

閉会中の各常任委員会における町内事務調査の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長に報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 令和2年第2回定例会本会議において、当委員会に付託されました閉会中の町内事務調査の調査経過と結果について、報告いたします。

総務厚生常任委員会では、関係所管の総務課、企画調整課について、去る6月23日、町内事務調査として、小型動力ポンプ付積載車、耐震性貯水槽新設工事、あすばる大崎井水ポンプ取替修繕及びふれあいの里公園ランニングコース整備工事について、調査を行いました。

調査は、委員出席のもと、現地において担当課長及び関係職員から説明を受け、実施いたしました。

はじめに、小型動力ポンプ付積載車について報告いたします。

この設備は、中沖分団へ貸与されたもので、設備費の総額は1,056万円。納

入日については、令和2年2月26日でありました。財源の内訳は、石油貯蔵施設立地対策等交付金の480万円と過疎対策事業債570万円、そして一般財源の6万円となっております。

この設備のうち、小型動力ポンプのバッテリーの充電方法について、バッテリーを使用できる状態に維持するために、車庫に停止中、常時充電している状態であったが、消防車が走行中でもバッテリーの充電が行えるような仕組みが考えられないか検討するよう要望した。また、小型動力ポンプ付積載車を格納している消防詰所の駐車スペースには、車止めが無い状況であった。団員が誰でも安全で安心して運転し、駐車できるよう車どめを設置するよう要望する。

次に、耐震性貯水槽新設工事について報告いたします。

この施設は、菱田校区の諏訪下地区にある菱田分団消防分団詰所の駐車場に新設されたもので、施設整備費の総額は670万円。完成は、令和元年10月29日でありました。財源の内訳は、過疎対策事業債520万円と一般財源150万円となっております。この施設の敷地内に設置してある貯水槽の設置場所を示す看板については、一方向を向いているため道路側から見えづらくなっていた。道路を通行する車や人が、左右どちらかでも看板を確認できるように、両面の看板にかえるなど対策を講じるよう要望した。

次に、あすばる大崎井水ポンプ取替修繕について報告いたします。

あすばる大崎の温泉は、源泉をくみ上げ、一旦タンクに貯蔵し、その後、源水と井水を混ぜて温泉に使用しており、井水が不足する場合は上水を使用しています。このうち、昨年、井水ポンプが故障し、くみ上げができず、営業を続けるには多量の上水が必要となり、このままでは経営に大きな影響を及ぼすこととなったことから、緊急に水中ポンプと制御盤の取替修繕を行ったものです。設備修繕の総額は162万円で、財源の内訳は、すべてふるさと応援基金が事業費の全額に充当され、令和元年8月30日に完成しております。

この井水ポンプの給水パイプのカバーについては、コーティングが剥がれ、腐食している状態であったため、早急に改善するよう要望する。また、温泉の敷地内に設置してある煙突については、倒壊防止用のワイヤーが張ってあったが、ワイヤーを固定する箇所が脆弱であり、台風時の強風で倒れる可能性があるため、何らかの対策を講じるよう要望した。

最後に、ふれあいの里公園ランニング整備工事について報告いたします。

この施設は、スポーツ振興ゾーン整備計画に基づき、長距離競技の合宿者が、冬季の早朝練習前に準備運動で使用するための照明施設付のランニングコースを、拠点施設とロード練習で多く利用する国道448号に近いふれあいの里公園内に整備

することにより、より多くの陸上競技合宿に対応できるよう環境整備を行ったものです。施設整備の総額は3,707万円で、財源の内訳は、県補助金1,853万5,000円と一般財源の1,853万5,000円で、令和元年10月11日に完成検査を行っております。

この施設については、遮熱ゴムチップ舗装工となっているため、使用する際にはスパイクを履いての使用を禁じる看板を設置するなど、維持管理には十分注意を払うよう要望した。また、総延長が500メートルとなっているが、さらに利便性を向上させるために延長を体育館の周辺まで伸ばすなど、継続的に事業に取り組むよう要望した。

以上で、総務厚生常任委員会における町内事務調査の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） 次に、文教経済常任委員長に報告を求めます。

○文教経済常任委員長（富重幸博君） 令和2年第2回定例会本会議において、当委員会に付託されました閉会中の町内事務調査の調査経過と結果について報告いたします。

文教経済常任委員会では、関係所管する教育委員会管理課、水道課、耕地課及び建設課について、去る7月16日、町内事務調査として、野方小学校遊具新設工事、中山第一水源地深井戸水中ポンプ取替工事、農業農村活性化推進施設等整備事業（持留井堰改修工事）、社会資本整備総合交付金事業（轟橋補修工事）及び過疎対策道路整備事業（中尾山村線道路改良工事31-1及び31-2）について、調査を行いました。

はじめに、野方小学校遊具新設工事について報告いたします。

現地における調査では、教育委員会管理課長及び担当者からの説明を受けました。工事請負額は121万円で、大型4連ブランコ1基、ブランコ片側柵1基の新設工事が行われており、令和元年11月24日に完成しております。

遊具の安全点検はどのような状況なのかとの問いに対し、四、五年前に安全点検を実施しており、そのときに危険だと判断された遊具を対象に、これまで更新している状況である。近年、安全点検を実施していないことから、安全性を確保するという観点から安全点検を実施したいと考えている。また、学校に専門業者が来たときには、一通り点検をしてもらっている状況である。なお、野方小学校においては、毎月1回安全点検日を設けており、遊具を含めた全施設を点検している状況であるとのことでありました。

次に、中山第一水源地深井戸水中ポンプ取替工事について報告いたします。

現地における調査では、水道課工務係長及び担当者からの説明を受けました。工事請負額は224万4,000円で、深井戸水中ポンプ1台の取替工事が行われており、令和2年1月31日に完成しております。

中山第一水源地の地下水は、どれぐらいまで上がってきているのか、また、ボーリングは何メートル掘ってあるのかとの問いに対し、この水源地は、地下水については地面から三、四メートルの深さのところを確認できる状況であり、ボーリングについては120メートルの深さまで掘ってある。なお、一番湧水量の多い深さで地下水をくみ上げるため、65メートルくらいのところにケーシングという網目状の配管を設置して地下水をくみ上げている状況であるとのことでありました。

次に、農業農村活性化推進施設等整備事業（持留井堰改修工事）について報告いたします。

現地における調査では、耕地課長及び担当者からの説明を受けました。工事請負額は1,200万円で、幅3メートル、高さ0.5メートルの自動転倒ゲート一式、R型暗渠500型が延長6.5メートル、護床ブロック2トン型4個を使用し、改修工事を実施しており、令和2年3月16日に完成しております。

井堰の改修工事を実施したときは、川の水を迂回させる等の対策を施して施工したのかとの問いに対し、当該工事は契約日が令和元年10月15日となっており、田んぼを耕作していない時期、用水を必要としない時期を考慮した上で施工したとのことでありました。

次に、社会資本整備総合交付金事業（轟橋補修工事）について報告いたします。

現地における調査では、建設課長及び担当者からの説明を受けました。当該補修工事は、橋長が12.02メートル、幅員が4.88メートル、岸面修復工が0.156立方メートル、橋面補修工が45.4平方メートル、伸縮装置設置工が8.4メートルとなっております。工事請負額については、轟橋の補修工事のほかに2橋の補修工事を含めて2,653万円となっておりますが、轟橋の工事請負額については1,317万1,000円であります。なお、完成年月日については、令和2年3月26日となっております。

補修工事を行うに当たっては耐震診断を実施したと思うが、橋を架け替えた方がよいというような診断結果ではなかったのかとの問いに対し、轟橋は昭和29年に完成した橋であるが、耐震診断の結果は健全であったため、その結果を踏まえた上で、架け替えるのではなく、現在ある橋の補修を行い、長寿命化を図っていくという方針のもと、整備を行ったものであるとのことでありました。なお、今回、轟橋の事務調査のため現地を視察した際、県道側から轟橋に向かって右側手前の橋の欄干と道路の取付け部分の一部に、トラロープを使って転落防止のための柵が施してある状況が確認できたことから、通行する車輛や通行人の安全を確保するという観点からも、安全対策のための追加工事を実施するなどの対応策を検討していただくよう要望いたしました。

最後に、過疎対策道路整備事業（中尾山村線道路改良工事 31-1 及び 31-2）について報告いたします。

現地における調査では、建設課長及び担当者から説明を受けました。

まず、過疎対策道路整備事業（中尾山村線道路改良工事 31-1）についてですが、工事請負額は 2,781 万 5,000 円となっており、工事延長 151 メートル、300 型落蓋側溝 143 メートル、500 型自由勾配側溝 12 メートル、600 型落蓋側溝 69.5 メートル、アスファルト舗装工 830 平方メートルで、令和 2 年 3 月 18 日に完成しております。

次に、過疎対策道路整備事業（中尾山村線道路改良工事 31-2）についてですが、工事請負額は 3,298 万 5,000 円となっており、工事延長 240 メートル、300 型自由勾配側溝 329 メートル、歩車道境界ブロック設置 89 メートル、アスファルト舗装工（車道・路肩）1,527 平方メートル、アスファルト舗装工、歩道ではありますが、166 平方メートルで、令和 2 年 3 月 18 日に完成しております。

中尾山村線道路改良工事 31-1 及び 31-2 とともに、変更契約を 2 回行っているが、この要因は何かとの質問に対し、工事の施工に当たり、電柱移転の事務処理を早めに行っていたが、電柱移転を行う九州電力などが他の工事現場を抱えていたことなどから、電柱が移転するまでに時間を要してしまったため工事ができない期間が生じてしまったことや、工事の内容を変更したために変更契約を行ったものであるとの答弁でありました。

さらに、委員から、この地域は、地形的な問題から排水の処理が難しいのではないかと問いに対し、今回、改良工事をした道路の真ん中に既設の大きな側溝があるので、その側溝に排水できるようにしたり、自由勾配側溝を使用して、国道側やその反対側に排水できるように流域を分けるなどの工夫を行っているとのことでありました。

さらに、委員から、歩道が設置されていない部分も見受けられるが、その理由について確認したところ、今回、道路改良した部分すべてに歩道を設置した場合、家屋の補償が必要となり、改良工事の費用が多額になることから、費用を抑えるために今回のような形での施工になったとのことでありました。

以上で、文教経済常任委員会における町内事務調査の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これで、「諸般の報告」を終わります。

-----○-----

#### 日程第 4 行政報告

○議長（宮本昭一君） 日程第 4 「行政報告」を行います。これを許可します。町長。

○町長（東 靖弘君） 令和2年第3回議会定例会に当たり諸般の行政報告をいたします。

まず、はじめに、総務課関係でございます。

台風10号による被害状況等について、報告いたします。今回の台風は、気象庁が特別警報級を事前予告するなど、過去最大級の警戒を呼びかける異例の対応がなされたところでございますが、幸いにも、九州南部に最接近する頃には台風の勢力は予想を下回り、倒木被害や広域停電はあったものの、人的被害や土砂災害・水害など、当初想定されていた甚大な被害は免れることができ、7月豪雨災害の復旧に取り組んでいるさなかのこともあり、私も安堵いたしました。本町における災害対応でございますが、当初、9月6日日曜日午後には暴風域に入ることが予想されておりましたので、前日の5日土曜日午後5時に警戒対策本部を設置し、町内全域に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、翌日午前8時30分に災害対策本部に移行すると同時に、町内全域に避難勧告を発令いたしました。なお、今回開設した避難所は8施設で、合計で257世帯426人が非難されておりました。

続きまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連における特別定額給付金事業についてでございます。

給付事業につきましては、8月7日をもって受付を終了しております。給付状況でございますが、給付対象世帯数6,751件に対し、給付世帯数が6,738件、辞退や死亡における未支給世帯数が5件、国外等による連絡不能世帯数が8件となっております。また、給付額については12億8,870万円でございます。

次に、保健福祉課関係でございます。

新型コロナウイルス感染症についての感染の状況につきましては、国内外におきまして収束の見通しが全くつかない状況が続いているところでございます。本町におきます感染状況でございますが、去る7月4日に1名の感染者が確認されました。対策本部におきまして、町施設の使用制限やイベントの自粛等を行うとともに、町民に対しては、防災無線、広報紙、ホームページ等におきまして不要不急の外出自粛やマスクの着用、3密を避けるなどの新しい生活様式を意識した行動変容の徹底をお願いしているところでございます。また、感染された方への人権配慮を強くお願いしたところでもございます。

現在のところ、町内におきまして、新たな感染者は確認されておりませんが、県内外の発生状況を見ますと、いつ2例目が発生してもおかしくない状況であることには変わりはありません。引き続き、強い危機感を持って感染拡大防止対策に努めてまいります。

次に、社会教育課関係でございます。

民法の改正によりまして、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。そこで、法施行後の成人式の実施年齢について、18歳もしくは20歳のいずれが妥当と思われるか、住民を対象にアンケートを実施いたしましたところ、7割強の方々が20歳での実施が望ましいとの結果でございました。このことから、2022年度以降のいわゆる成人式は、20歳に達した年度に、「二十歳を祝う会」等の名称で実施することといたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

**日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大崎町一般会計補正予算（第3号））**

○議長（宮本昭一君） 日程第5、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大崎町一般会計補正予算（第3号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

令和2年度大崎町一般会計補正予算（第3号）は、地方自治法第179条第1項の規定により、7月6日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございますが、歳入歳出予算の総額に4億4,967万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を102億4,852万5,000円にするものでございます。

補正の内容は、7月3日以降の断続的な大雨による令和2年7月豪雨に伴う災害復旧経費でございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、歳出から御説明いたしますので、歳入歳出補正予算事項別明細書の8ページをお願いいたします。

款3民生費、目1災害救助費は、災害救助法の適用地域に指定されたことに伴う被災者の救助等に要する経費でございます。節3職員手当等98万2,000円は、災害対応や避難所開設等に伴う職員の時間外勤務手当でございます。節10需用費428万3,000円は、被災住宅の応急修理を行うための修繕料などでございます。節12委託料35万2,000円は、災害による被害認定業務に係る委託料でございます。節13使用料及び賃借料110万4,000円は、被災住宅等に流入した土石等を除去するための機械借上料でございます。節19扶助費19万円は、被災者に対し支給するための被服寝具や生活必需品などの経費でございます。

款4衛生費、目1し尿塵芥処理費、節11役務費660万円は、土砂災害によって生じた草木等の廃棄物処分料でございます。節12委託料135万円は、浸水等の被害のあった住宅等から排出された廃棄物の収集運搬等の業務委託料でございます。

款8消防費、目3防災対策費、節18負担金、補助及び交付金800万円は、土砂流入より住宅や事業所等に被害を受けたものに対し、その土砂撤去費用等の一部を助成するものでございます。

款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目1現年災害復旧費は、合計で2億3,770万9,000円でございます。農地や水路等への被害に対する災害応急に伴うものでございますが、そのうち、主なものを申し上げますので、次の9ページをお願いいたします。節10需用費312万7,000円は、持留地区農業構造改善センターの空調等の修繕料が主なものでございます。節12委託料1億995万円は、災害復旧に伴う測量設計委託料1億円などでございます。節13使用料及び賃借料9,199万3,000円は、農道や林道の土砂撤去等に係る機械借上料でございます。節14工事請負費3,000万円は、農業用施設等の災害応急工事費でございます。項2公共土木施設災害復旧費、目1現年災害復旧費1億8,298万円は、町道や河川、橋りょうに係る災害復旧費でございます。主なものを申し上げます。節12委託料1億1,000万円は、道路、河川、橋りょうの各災害復旧に伴う測量設計委託料が主でございます。節13使用料及び賃借料4,170万円は、町道の土砂撤去等に係る機械借上料でございます。節14工事請負費3,000万円は、持留川護岸等の災害応急工事費でございます。

10ページをお願いいたします。項3文教施設災害復旧費、目1現年災害復旧費558万6,000円は、持留小学校及び持留地区農村広場の災害復旧に伴うものでございます。節10需用費、節12委託料及び節14工事請負費は、持留小学校の空調修繕や配水施設の復旧工事等に係る経費でございます。節13使用料及び賃借料138万6,000円は、持留小学校及び持留地区農村広場内の土砂撤去に係る機械借上料でございます。項4その他公共施設・公用施設災害復旧費、目1現年災害復旧費、節13使用料及び賃借料54万5,000円は、町有地斜面の土砂撤去に係る機械借上料でございます。

歳出の最後に、予備費を載せてございますが、これは財源の調整でございます。

これで歳出を終わりました、次に歳入について説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

款11地方交付税、目1地方交付税2億7,000万円の増は、財源の調整でございます。

款13分担金及び負担金、目2災害復旧費分担金240万円は、農業用地等の小災害復旧にかかる受益者分担金でございます。

款15国庫支出金、目8清掃費国庫補助金397万5,000円は、災害等廃棄物処理事業に対する補助金でございます。

款16県支出金、目1民生費負担金691万1,000円は、災害救助法の適用に伴う災害救助費負担金でございます。

款19繰入金、目1財政調整基金繰入金2,525万円は、財源の調整でございます。

款20繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金1億4,036万2,000円は、確定に伴う補正増でございます。

款21諸収入、目1雑入77万9,000円は、公共施設の災害復旧費に対する保険金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大崎町一般会計補正予算（第3号））」は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大崎町一般会計補正予算（第3号））」は承認することに決定いたしました。

日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（宮本昭一君） 日程第6、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、税務課職員が関係する交通事故について示談が成立し、損害賠償の額を定め賠償することを、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたしますので、3枚目に添付しております示談書をごらんいただきたいと思っております。

事故発生日時は、令和2年6月11日午前9時10分頃でございます。

当該事故は、大崎町役場の駐車場で発生したものでございます。公用車を運転していた職員は、税務課の西堂祐太郎、相手方は東串良町池之原の久保いち子さんでございます。

事故の原因、状況でございますが、当日は、公用車で現地に向かうため、役場駐車場において、県道大崎輝北線側の出入口方向に走行していたところ、県道側から駐車場に進入し、バックで駐車しようとしていた久保さんの自動車と接触したものでございます。

事故の責任割合は、今回の事故の原因がお互いの前方及び周囲の確認不足から起こったことであることから、示談内容のとおり、職員が20%、久保さんが80%の過失があるという内容で示談が成立いたしましたので、示談書のとおり損害賠償の額を1万1,224円と定め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」は承認することに決定いたしました。

—————○—————

#### 日程第7 議案第30号 令和2年度大崎町一般会計補正予算（第4号）

○議長（宮本昭一君） 日程第7、議案第30号「令和2年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36億3,678万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億8,531万1,000円にするものでございます。歳出の主なものは、ふるさと納税促進事業、災害復旧費、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る経費などでございます。歳入は、国庫支出金、県支出金、寄附金の増が主なものでございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、ふるさと納税促進事業及び災害復旧事業、新型コロナウイルス感染症対策事業に関する経費が主なものとなっております。なお、人件費につきましては、人事異動等に伴う増減でございますので説明を省略させていただきます。

まず、歳出から御説明いたしますので、歳入歳出補正予算事項別明細書の14ページをお願いいたします。

款2総務費、目6財産管理費には1,324万3,000円でございます。主なも

のは、町有地に隣接しております城内共有墓地の移設関連経費でございます。町有地は、急傾斜地になっており、昨今の豪雨により土砂が崩落した経緯もございます。また、飲食店にも接していることから、自然災害から住民の生命・財産を守る事前防災の観点から、今回補正をお願いするものでございます。

目10企画費、節18負担金、補助及び交付金800万円は、定住住宅取得補助金を、実績と今後の見込みにより補正するものでございます。目15新型コロナウイルス感染症対策事業費、節12委託料500万円は、コロナ禍における交流人口誘致対策として動画素材を作成するための業務委託料400万円と、外国人への各種情報提供を行うための業務委託料100万円でございます。節17備品購入費121万円は、We b会議やテレワークに対応するための機器購入費でございます。

15ページをお願いいたします。項2徴税費、目2賦課徴収費、節18負担金、補助及び交付金372万1,000円は、確定申告の受付に必要な税務LANシステムの改修負担金が主なものでございます。

16ページをお願いいたします。款3民生費、目3老人福祉センター管理費737万円は、老朽化に伴う老人福祉センターのキュービクル改修工事費でございます。

17ページをお願いいたします。目10被災者生活支援費、節19扶助費400万円は、7月豪雨災害により住宅や店舗が全壊または半壊、床上浸水等の被害を受けた方を対象に、20万円を上限に支給するものでございます。項3災害救助費、目1災害救助費、節20貸付金420万円は、災害により住宅や家財等に被害を受けられた方のうち、所得金額が一定の範囲内の方に貸し付ける災害援護資金貸付金でございます。

18ページをお願いいたします。款4衛生費、目10新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金700万円は、特別定額給付金の対象とならなかった新生児を対象に、子育て支援臨時給付金を支給するものでございます。項2清掃費、目1し尿塵芥処理費、節12委託料948万5,000円は、し尿メタン発酵処理事業化可能性調査に、引き続き実施いたします炭素循環事業化可能性調査に係る費用でございますが、今回事業採択を受けたことから補正をお願いするものでございます。

19ページをお願いいたしまして、上のほうになりますが、節18負担金、補助及び交付金2,414万6,000円は、国の災害等廃棄物処理事業費補助金を活用いたしまして、豪雨災害により被災した住宅の自主解体費用に対し、補助するものでございます。

20ページをお願いいたします。款5農林水産業費、目15新型コロナウイルス感染症対策事業費、節10需用費110万円は、小中学校の給食に県内産牛肉を提

供するための購入日でございます。節18負担金、補助及び交付金2,900万円は、肥育牛の経営農家や肉用子牛生産者を支援する給付金事業のほか、国の持続化給付金の対象とならなかった農林漁業者に対し、一律30万円を支給する給付金でございます。

21ページをお願いいたします。款6商工費、目2商工業振興費の補正額は19億9,584万円でございます。補正の内容は、主に歳入のふるさと納税寄附金20億円の補正増に対する関連経費の増減でございます。なお、関連経費の見込みといたしまして、節24積立金8億2,066万4,000円をふるさと応援基金に積み立てる予定でございます。また、節18負担金、補助及び交付金416万円の減は、夏祭りなどの事業中止に伴う商工会イベント事業補助金の減でございます。目3観光費、次の22ページをお願いいたしまして、節14工事請負費1,300万円は、くにの松原キャンプ場にバンガロー1棟を建設するための工事請負費でございます。節18負担金、補助及び交付金425万円の減は、事業中止に伴うものが主でございますが、このうち、陸上の聖地づくり実行委員会補助金300万円は、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅において開催予定の陸上競技室内大会の運営に対する補助金でございます。目4新型コロナウイルス感染症対策事業費は、商工業者支援や消費喚起を目的としたものでございます。節12委託料100万円は、後継者不足も踏まえた事業承継に対する相談調査を目的とした委託料でございます。節18負担金、補助及び交付金1億2,912万2,000円のうち、感染症対策委員会補助金1億12万2,000円は、本町独自の事業経営持続化給付金の第2弾や、全町民向け商品券配付などのコロナ対策事業費でございます。次のプレミアム商品券発行事業補助金2,900万円は、プレミアム率100%の商品券発行事業に係る補助金でございます。

23ページをお願いいたします。款7土木費、目2道路改良費は、社会資本整備総合交付金を活用した橋りょうの長寿命化に係る経費の補正が主なものでございます。節12委託料600万円は、橋りょう点検によりまして測量箇所を見直したことによりまして測量設計委託料の増でございます。

款8消防費、目2非常備消防費、節17備品購入費91万1,000円は災害救助用の救命ボートや救命胴衣等の備品購入費でございます。

24ページをお願いいたします。項1消防費、目4新型コロナウイルス感染症対策事業費、節10需用費401万7,000円は、コロナ禍における避難所の感染対策用品としまして段ボールベッドやパーティション、マスクなどの備蓄品を購入するための消耗品費でございます。

款9教育費、目2事務局費、節20貸付金246万円の減は、奨学金の借り入れ

実績に伴う減でございます。

25ページをお願いいたします。項2小学校費、目1学校管理費、節12委託料745万8,000円の減は、ICT教育環境整備等業務委託として当初予算で計上しておりましたが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により公立学校情報機器整備費補助金の拡充が行われたことや、地方創生臨時交付金の対象となったことにより事業費の見直しを行い、目3新型コロナウイルス感染症対策事業費に組み替えたことによる減でございます。目2教育振興費、節13使用料及び賃借料914万3,000円の減につきましても、先ほどと同様に、新型コロナウイルス感染症対策事業費の備品に組み替えたことによる減でございます。

目3新型コロナウイルス感染症対策事業費は、合計で9,663万6,000円でございます。コロナ感染防止対策用品の購入費とICT教育環境整備に係るものでございますが、主なものを申し上げます。節12委託料のうち、GIGAスクールサポーター配置支援業務委託料198万円は、教職員に対するICT機器の取り扱いなどのサポート業務委託料でございます。次の、ICT支援業務委託料184万8,000円は、ICTを活用した学習支援を指導・助言する支援員の設置に対する委託料でございます。次の、ICT教育環境整備等業務委託料745万8,000円は、タブレット端末のセキュリティ環境整備などに要する業務でございますが、目1学校管理費から組み替えたものでございます。節17備品購入費のうち、小学校ICT教育用備品8,193万8,000円は、タブレット等のICT機器の購入費でございます。目2教育振興費から組み替えたものでございますが、国の補助金拡充及び地方創生臨時交付金によりまして、全児童が使えるよう、当初より台数を増やしております。

26ページをお願いいたします。項3中学校費、目1学校管理費、節12委託料123万2,000円の減と、目2教育振興費、節13使用料及び賃借料292万7,000円の減は、いずれも小学校費と同様、目3新型コロナウイルス感染症対策事業費に組み替えたことによる減でございます。目3新型コロナウイルス感染症対策事業費は、合計で3,510万円でございます。これも、小学校費と同様、ICT教育環境整備などに要する委託料の組み替え123万2,000円や、タブレット等のICT機器購入費3,319万5,000円が主なものでございます。

28ページをお願いいたします。款10災害復旧費は、7月豪雨災害に伴うものでございます。この豪雨災害に伴う予算につきましては、先ほど一般会計補正予算(第3号)で説明させていただきましたが、今回の災害復旧費につきましては、専決処分後、引き続き行った調査等で積算したものや、災害箇所が補助対象となることを見込んで計上したところでございます。項1農林水産業施設災害復旧費、目1

現年災害復旧費は6億1,917万円でございます。主なものは、節14工事請負費6億700万円でございますが、持留地区を中心に、農地や水路等への土砂流入や農道の法面崩壊等に伴う災害復旧工事費でございます。項2公共土木施設災害復旧費、目1現年災害復旧費6億8,106万円は、災害復旧工事費でございますが、飯隈橋と田中橋の2橋、持留川などの3河川、町道12路線の災害復旧に係るものでございます。項3文教施設災害復旧費、目1現年災害復旧費は財源変更でございます。ふるさと納税寄附金のうち、災害支援を目的としていただいた寄附金を、小学校の災害復旧費に充当するものでございます。

これで歳出を終わりました、次に歳入の主なものについて説明いたします。

9ページをお願いいたします。款10地方特例交付金、目1地方特例交付金553万4,000円は、交付決定に伴い増額するものでございます。

款11地方交付税、目1地方交付税792万1,000円は、普通交付税の決定に伴う増でございます。

款13分担金及び負担金、目2災害復旧費分担金2,672万2,000円は、農地等の災害復旧に係る分担金でございます。

款15国庫支出金から款15県支出金までは、歳出で計上しております各事業の見込み及び決定等に伴う増減でございますので説明を省略させていただきますが、その中で、9ページの一番下でございます目1総務費国庫補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億6,982万6,000円は、国の第1次補正分と第2次補正分をあわせたものでございます。

11ページをお願いいたします。款18寄附金、目1一般寄附金のふるさと納税寄附金20億400万円は、これまでの実績と今後の見込みにより増額するものでございます。当初の目標額は10億円でしたが、既に寄附金額は10億円を超えており、新たに目標額を30億円に設定するものでございます。また、このうち400万円につきましては、災害支援を目的としたふるさと納税寄附金でございます、小学校の災害復旧費の財源として充当いたしております。

款19繰入金、目1財政調整基金繰入金及び目5ふるさと応援基金繰入金の減は財源の調整でございます。

款21諸収入、目1雑入は合計で1,372万6,000円の増でございます。主なものは、脱炭素型地域づくりモデル形成事業補助金948万5,000円と、鹿児島県被災者生活支援金400万円でございます。

12ページをお願いいたします。款22町債でございます。目6災害復旧債3億9,600万円は、災害復旧費の財源として予定しております。

次に、債務負担行為補正について説明いたしますので、5ページをお願いいたし

ます。(1)追加でございますが、表内に記載してございます3つの事業の業務委託料でございます。現在の債務負担行為期間が今年度をもって終了することから、新たに令和3年度からの債務負担行為をお願いするものでございます。

まず、道の駅くくの松原おおさき管理運営業務委託料でございますが、期間は3年度から12年度までの10年間で、727万円を限度額としております。

次に、大崎町益丸プール管理運営業務委託料でございますが、期間は3年度から7年度までの5年間で、限度額は880万円でございます。

次に、大崎町くくの松原キャンプ場管理運営業務委託料でございますが、期間は3年度から7年度までの5年間で、限度額は1,445万円でございます。

次の6ページをお願いいたします。同じく債務負担行為の追加でございますが、豪雨災害で被害を受けられた方で災害援護資金を借り受けた方が支払う償還金のうち、利子に相当する額について助成する事業になります。期間は、利子の支払いが生じる令和6年度から12年度までの7年間で、限度額は28万円でございます。

次に、第3表地方債の追加でございます。現年発生補助災害復旧事業として3億9,600万円を限度額として予定しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては御覧いただきたいと思っております。

なお、29ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、令和2年度大崎町一般会計補正予算（第4号）審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、令和2年度大崎町一般会計補正予算（第4号）審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く11名の諸君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を、令和2年度大崎町一般会計補正予算（第4号）審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は、特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控室でさせていただきます。

これより暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時07分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に、5番、神崎文男君、副委員長に、4番、稲留光晴君が選任されました。

-----○-----

**日程第8 議案第31号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第1号）**

○議長（宮本昭一君） 日程第8、議案第31号「令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,400万3,000円とするものでございます。

補正は、保険料還付金を補正増するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、後期高齢者医療特別会計につきまして御説明いたします。予算書によりまして歳出から御説明いたしますので、7ページをお開きください。

款2 諸支出金、目1 後期高齢者保険料還付金、節2 2 償還金、利子及び割引料15万円の増額でございますが、過誤納に係ります保険料の還付で、県広域連合から受け入れた分を被保険者の関係者等に還付するものでございますが、当初予算に対し不足が生じましたことから増額をお願いするものでございます。被保険者の死亡による還付金が主なものでございます。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。款5 諸収入、目1 還付金、節1 還付金15万円の増額でございます。歳出で御説明いたしました返還金として、県広域連合から受け入れるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

#### 日程第9 議案第32号 令和2年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宮本昭一君） 日程第9、議案第32号「令和2年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、収益的支出並びに資本的支出の補正増となり、収益的支出の予定額を2億1,022万1,000円に、資本的支出の予定額を1億4,436万6,000円とするものでございます。

まず、収益的支出の主な補正内容につきましては、中山第2水源地伐採委託料となっております。

資本的支出につきましては、中山第2水源地調整槽築造実施設計業務委託料が主なものとなっております。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは、御説明いたします。

現在、大崎町内の大崎校区、持留校区、大丸校区、それから中沖校区におきましては、中山第2水源地にございます調整槽で次亜塩素によります滅菌消毒を行いまして、鳥越配水池、永吉配水池に送水し、そのあと家庭に給水しております。安

心・安全な水を供給するため、塩素濃度の管理を行っておりますが、この調整に非常に苦慮している現状でございます。また、調整槽につきましては、昭和50年9月に完成しており、45年経過しております。構造は鉄筋コンクリート造りで、耐震機能は低い施設であると認識しております。

以上のことから、令和3年度に、塩素消毒施設の改修及び耐震機能を備えました調整槽の築造工事を実施したいと考えておりますが、そのための実施設計等に必要な経費を、今回の補正で計上したところでございます。

それでは、補正予算書の参考資料で説明いたしますので8ページをお願いします。収益的支出の説明になります。支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用195万9,000円の増は、中山第2水源地に隣接いたします山林の伐採委託料が主なものでございます。

次に、資本的支出でございます。第1款資本的支出、第1項建設改良費1,457万1,000円の増は、中山第2水源地調整槽築造の実実施設計業務委託費が主なものでございます。

これで説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） ちょっとお伺いします。永吉、鳥越の水源地に発送している水源地の改修といいますか増築されるということなんですが、それによって町民はどのような利益を受けるのかということと、非常に一括で調整できるようになるんじゃないかなというふうに理解しているんですが、かなり古いようですので、是非やっていただきたいなということもあるんですが、町民に対してどのような効果が出てくるかということと、今回、いろんな災害で畑かん等の被害も出たわけですが、そういったことに対応するというところでどうなるのかということ、その点についてお示しをいただきたいと思います。

○水道課長（高田利郎君） 町民にどのような利益が出るかということでございますが、現在は、先ほど申しましたように塩素消毒を常に監視をしながら給水をしております。夏場におきましては、特に塩素の調整というのが温度の関係でなかなか一定しない、そういう状況になりますので、水道法でいわれております塩素濃度の最低限度の注入量を確保するために、こういった施設を整備したいと考えておりますが、安定した水質の水を常に供給できるということが町民の皆さんへの受益になるかどうかと思っております。

それから、新しい調整槽につきましては、耐震機能を備えましたタンクの構造としたいと思っておりますので、そのために、また安定した給水も可能になるということ考えております。

以上で終わります。

○8番（中山美幸君） 今の説明で現状と改善された部分についてはわかりましたが、将来的にですね、本町の水質というのは非常にいい水質であろうというふうに理解しております。以前、売買の話が出たときに、非常にうちの水源の水質についてはよかったと、湧水についてミネラル分が多くて、非常にいい水源だったということをお伺いしておりますし、調査結果も出ておりますが、そういったことを加味すると、将来的に人口減、そういったことを考えてくるとですね、もう少しいい法方といいたいまいしょうか、金額はちょっとかかると思いますがフィルター方式に変えると塩素を入れなくてもいい。ミネラルの多い、今、自動販売機で販売されているような水が供給できるということになるんですが、そういった方策を考えるということも一考ありかと思うんですが、いかがでしょうか。

○水道課長（高田利郎君） 御指摘のフィルター方法による浄化というものは、非常に安定した水質は給水できる施設でございますので、この内容についても認識はしております。

先ほど申しました塩素の残留濃度でございますが、これにつきましては水道法の第4条、それから第22条の衛生上の措置、それから水道法施行規則の第17条、これに残留塩素濃度は0.1以上、必ず保持しなければならないということがうたってございまして、ここを満たすためにはどうしても塩素消毒が必要となりますので、この施設についてはどうしても必要な施設であるということを考えております。

○議長（宮本昭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第10 議案第33号 令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（宮本昭一君） 日程第10、議案第33号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ325万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,426万2,000円にするものでございます。

歳出は、総務費のうち、人事異動による人件費の減額及び、維持管理費のうち、下水道施設である無線通報装置の取替修繕に係る費用が主でございます。

歳入は、歳出で説明しました前年度繰越金を財源に繰り入れ充当するもの、及び財源調整のための一般会計繰入金の減でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは、大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正では、人事異動によりますものと事業実績に伴う補正を計上してございます。

補正予算書の8ページから説明いたしますので、お願いいたします。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務費682万6,000円の減は、定期異動に伴います職員給与等の減が主なものでございます。目2維持管理費の552万3,000円の増は、町内にございますマンホールポンプ場の通信機器の修繕費が主なものでございます。目3下水道整備費の195万5,000円の減は、業務委託契約の実績による減でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、前の7ページをお願いいたします。款4繰入金、項1他会計繰入金656万3,000円の減は、今回の歳出補正及び、この後に御説明いたします前年度繰越金の確定によります財源の調整でございます。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金470万4,000円の増は、前年度決算の繰り越し確定によるものでございます。款7町債、項1町債140万円の減は、歳出の補正減に伴います公共下水道事業債の減でございます。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第11 議案第34号 大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第11、議案第34号「大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）通称デジタル手続法が施行されて、住民基本台帳法及び番号利用法の一部が改正されたことに伴い、住民票の除票、戸籍附票の除票の制度化及び通知カード廃止に伴う交付手数料並びに生活保護法の適用及び公費の援助または扶助を受ける者からの請求に対し手数料の免除をするため、条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○住民環境課長（小野厚生君） それでは、御説明いたします。

今回の改正は、情報通信技術の活用をした行政の推進等に関する法律、通称デジタル手続法の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が施行され、住民基本台帳法及び番号利用法の一部が改正されたことに伴い、住民票の除票、戸籍附票の除票の制度化及び通知カードの廃止に伴う交付手数料等について、所要の改正をするものでございます。また、本町の住民からの公費の免除または扶助、生活保護法の適用を受けている者からの請求に対する手数料の免除におきましても明確化するものでございます。

改正箇所につきましては、新旧対照表にアンダーラインを引いてお示ししてございますので、議案の3枚目をお開きください。

はじめに、新旧対照表の1ページ右側の現行の第6条第1項第2号の後に、改正案としまして2つの号を追加し、第3号に本町の住民から公費の援助または扶助を受けるため必要なものとして請求があった場合、第4号に生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者から請求があった場合とし、現行3号から6号を、改正案では第5号から第8号に繰り下げるものであります。

次に、その下の別表第1（第2条関係）でございますが、表中の2ページ目をお開きください。この表では、アンダーラインを波線で表現しております。改正案の上から7欄目に、「除かれた住民票及び戸籍の附票の写しの交付1通につき200円」を追加し、次に、1欄下がりをし、現行欄の「通知カードの再交付1枚につき500円」を削除し、2欄下がりをし、改正案の11欄目に、「除かれた住民票の記載事項に関する証明1枚につき200円」を追加するものであります。

次に、議案の2枚目にお戻りください。一番下になりますが、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第34号「大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号「大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第35号 大崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第12、議案第35号「大崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、大崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正する内容といたしましては、消費税率の引き上げに伴い令和元年10月から

開始されました利用者負担額の無償化により、幼稚園や認可外保育所等が対象となる子育てのための施設等利用給付の創設と、満3歳以上の子どもに対する食事の提供に要する費用の取り扱い等について基準を定めたものと、特定地域型保育事業所卒園後の受皿の提供を行う施設の確保義務を緩和するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、御説明いたします。

今回の改正は、ただいま町長の提案理由にありましたように、消費税率の引き上げに伴い令和元年10月から開始されました幼児教育・保育の無償化等に関し、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正により、当該基準について、市町村の条例が制定施行されるまでの間は国の基準を市町村の条例で定める基準と見なすとされる1年間の経過措置期間が経過することに伴いまして、大崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の11枚目をお開きください。

改正箇所につきましては、アンダーラインを引いてお示ししております。改正箇所が多岐に及ぶものとなっておりますので、要点を絞って御説明いたしますことを御理解いただきたいと思います。

それでは、新旧対照表の1ページを御覧ください。まず、第2条は定義を規定しております。新たな給付制度の創設に伴いまして、従来の給付と区別をするための用語の改正がなされました。第2条中、「支給認定」を「教育・保育支給認定」とし、「支給認定保護者、支給認定子ども」についても、「教育・保育支給認定保護者、教育・保育支給認定子ども」と改めております。

以下の各条文でも同様の語句の整理を行っておりますので、以降の用語改正に係る部分の説明は省略させていただきます。また、12号から16号までの5号を追加し、それぞれ新たな用語の定義を行っているところでございます。

次に、3ページをお開きください。第3条は、一般原則を規定しております。子ども・子育て支援法第2条第2項に規定されている基本理念を引用した規定であり、同条の改正に合わせて整理をしたものでございます。

同じく3ページの第5条は、内容及び手続の説明及び同意を規定しております。これは、保育の利用について申し込みがあった際に、事業所は保護者に対し、事前に重要事項を説明し同意を得なければならないことを定めたものでございますが、ここに新たに13条で定める支払いを受ける費用に関する事項を加えるものでござ

います。

次に、7ページをお開きください。第13条は、利用者負担額等の受領を規定しております。第1項では、満3歳から小学校就学前までの利用者負担が無償化されたことに伴い、特定教育・保育施設が満3歳未満の利用者負担の支払いを、教育・保育認定保護者から受けることについて改正を行っているものでございます。

次に、9ページをお開きください。第13条第4項第3号の改正でございます。第1項から第3項までに規定されているもののほか、特定教育・保育施設が教育・保育認定保護者から支払いを受けることができるものについて列記しております。このうち、第3号の食事の提供に関する費用について、支払いを要しない用件について、アからウを追記し、規定しております。アの中の両括弧は、(イ)の課税要件未滿で、満3歳以上の子どもの副食、イで両括弧は、(イ)の要件で、第3子以降に当たる子どもの副食、ウは満3歳未満の保育認定子どもの食事でございます。

次に、17ページから18ページを御覧ください。第35条は、特別利用保育の基準を規定しております。第3項は、特別利用教育を行う際の第13条利用者負担額等の受領の読みかえを規定しております。第13条の改正において、先ほど追記した規定に係る読みかえ規定を加える改正を行っております。

次に、19ページをお願いいたします。第36条は、特別利用教育の基準を規定しております。第3項の改正につきまして、先ほどの第35条と同様の趣旨により、読みかえ規定に係る改正を行っている部分でございます。

次に、21ページを御覧ください。第38条でございますが、これは第5条と同様の改正でございます。特定地域型保育事業者においても、保育の利用について申し込みがあった際には、保護者に対し事前の説明する重要事項として、第43条で定める支払いを受ける費用に関する事項を加えるものでございます。

次に、23ページから27ページを御覧ください。第42条は、特定教育・保育施設等との連携を規定しております。第2項から第5項まで、及び第8項を加える改正になっております。追加した第2項及び第3項は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供について、連携施設を確保しないことができること、その場合、連携教育を行うことを確保することを規定しております。追加した第4項及び第5項は、特定地域型保育事業者による満3歳未満保育認定子どもへの保育の提供の終了に際し、教育・保育認定保護者の希望に基づいて、引き続き受け入れる連携施設を確保しないことができること、その場合、定員が20名以上の連携協力を行うものを確保することを規定しております。追加した第8項は、満3歳以上児を受け入れている事業所内事業保育を行う場合に、連携施設を確保しないことができる旨を規定しているものでございます。

次に、27ページから30ページを御覧ください。第43条は、利用者負担額等の受領を規定しております。特定地域型保育事業における利用者負担額の受領について改めているものでございます。

次に、31ページから32ページを御覧ください。第50条は、準用を規定しております。特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する規定において、新たな定義に基づく語句の読みかえを必要とするため改正を行っているものでございます。

続きまして、33ページから34ページを御覧ください。第51条は、特別利用地域型保育、いわゆる1号認定子どもに対し地域型保育を提供することの基準を規定しております。第3項の改正で、本条が第50条で準用している箇所を準用する規定において、新たな定義に基づく語句の読みかえ、及び無償化や食事に関する費用に関する読みかえを必要とするため改正を行っている部分でございます。

次に、35ページを御覧ください。第52条は、特定利用地域型保育、いわゆる2号認定の子どもに対し地域型保育を提供することの基準を規定しております。

36ページを御覧ください。第3項の改正で、本条が準用する規定におきまして、第51条と同様の趣旨の改正を行っているところでございます。

次に、37ページから39ページを御覧ください。現行の附則第3条につきまして、施設型給付費等に関する経過措置を規定しておりますが、無償化に伴いまして新たな給付制度が創設されたことから、当該給付がなくなったため、同条を削除し、附則第4条、第5条をそれぞれ繰り上げるものでございます。

議案の10ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和2年10月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第35号「大崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号「大崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第13 議案第36号 大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（宮本昭一君） 日程第13、議案第36号「大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、鹿児島県乳幼児医療費助成条例が一部改正されたことに伴い、大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、医療機関等における窓口負担をなくす現物給付の対象を、住民税非課税世帯の未就学児から高校生に拡充するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、御説明いたします。

今回の改正は、ただいま町長の提案理由にありましたように、現在、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関等の窓口での自己負担の支払いをなくす現物支給の措置がとられておりますが、令和3年4月から、その対象を高校生まで拡充するものでございます。これに伴いまして、今回、大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、議案の2枚目をお開きください。

改正箇所につきましては、アンダーラインを引いてお示ししております。今回、

改正の対象となります第2条は定義についての規定でございますが、助成対象者が高校生まで拡充されますことから、乳幼児の規定を廃止するため第2項を削除するものでございます。さらに、現行の第3項を改正案の第2項とし、乳幼児を子どもに改め、以下を順次繰り上げるものでございます。同じく、現行の第7項にあります「乳幼児」を、改正案の第6項「子ども」に改めるものでございます。

次の2ページをお開きください。第4条助成では、改正案の第1項に（以下「保険医療機関等」という）を、以降、同じ表現が繰り返されることから、略称規定として加えるものでございます。また、1行おきまして、次の行の「乳幼児」を「子ども」に改め、その下の行、改正案の保険医療機関等は、先ほどの略称規定として改めるものでございます。第3項におきまして、現行アンダーライン箇所、改正案の保険等を追加し、略式規定として語句の整理を行うものでございます。

議案の1枚目にお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日以降の診療分から適用となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第36号「大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号「大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第14 議案第37号 町有財産（建物）の無償貸付について

○議長（宮本昭一君） 日程第14、議案第37号「町有財産（建物）の無償貸付について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、これまで松本商会株式会社に貸し付けておりました旧大崎第一中学校の体育館及び武道館について、松本商会株式会社にかわり、新たな企業に貸し付ける必要がありますことから、地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項に基づく財産の貸し付けに伴うものでございます。

松本商会株式会社が敷地内に野積みしたままの農業用廃ビニールにつきましては、議会におきましてもたびたび御質問いただくなど、議員の皆様方はもとより、地域の皆様にも御心配と御迷惑をおかけしておりましたが、ようやく事業譲渡先が見つかり、農業用ビニールの処分事業再開の見通しがつきましたことから、今回、議案として提案させていただくこととなりました。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画調整課長（中野伸一君） それでは、御説明いたします。

本議案でございますが、これまで松本商会株式会社に貸し付けておりました旧大崎第一中学校の建物の一部を無償貸付することにつきまして、議会の審議並びに議決をお願いするものでございます。

これまで御報告させていただきましたとおり、松本商会株式会社が平成30年12月に破産手続準備に入り、本年5月以降、京都地方裁判所において破産手続が進められておりましたが、6月下旬、熊本市に本社を有するカラル株式会社が事業譲渡並びに機械と農業用ビニールの処分の許可申請を行い、同月中に裁判所による許可決定が行われましたことから、松本商会株式会社にかわり事業が再開されることになり、新たにカラル株式会社との間で建物の貸付契約が必要となったことから、今回の議案を提案させていただくこととなりました。

学校施設の貸し付け方法につきましては、国庫補助対象施設の処分に関する文部科学省通達に基づき、無償による貸し付けを行うこととしておりまして、貸付施設の概要といたしましては、これまで松本商会株式会社に貸し付けていた施設と同じく、大崎町野方字迫谷5960番地1の旧大崎第一中学校屋内運動場及び武道場の2つの施設で、面積として1,173平方メートルでございます。

貸し付けの相手方は、熊本市中央区坪井4丁目10番1号カラル株式会社、代表取締役、谷川真悟氏でございます。貸付期間は令和2年10月1日から令和7年9月30日までの5年間としております。

貸し付け後の施設の維持管理はカラル株式会社が負担し、同社が事業を実施するに当たり必要な貸付対象施設周辺の土地については、有償による貸付契約を締結することとしております。

貸付物件の用途といたしましては、プラスチック再製品化施設及び付帯施設としております。なお、貸付相手方であるカラル株式会社が行うこととしている事業は、以前と同じく、農業用ポリフィルムの再資源化事業でございますが、本町の上商株式会社と東京都の松萬物産株式会社で設立された照日商事合同会社との共同事業として運営していくとの報告を受けております。

本議案を御可決いただいた際は、10月以降、機械の点検等を含む試験操業が開始され、敷地内に野積みされております農業用ビニールの処分は11月以降に開始されることとなっております。

今回のカラル株式会社の事業承継に伴い、これまで懸案事項でございました旧大崎第一中学校敷地内に野積み状態の農業用ビニールの処分が行われますとともに、今後、地域内において排出される農業用ビニールの処分業者が確保されますことから、よろしく御審議賜りまして御可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、旧大崎第一中学校跡地利用調査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、旧大崎第一中学校跡地利用調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く11名の諸君を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を旧大崎第一中学校跡地利用調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は、特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控室でさせていただきます。

これより暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時51分

再開 午前11時56分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に、11番、諸木悦朗君、副委員長に、2番、富重幸博君が選任されました。

ここでお諮りします。まもなく昼食の時間に入りますけれども、会議終了までそれほど時間を要しませんので、引き続き会議を行います。よろしいですか。

○7番（吉原信雄君） 見通しがつかない時間でしょう。もう12時ですから打ち切つてですね昼からしたらどうですか。まだ時間かかります。

○議長（宮本昭一君） そんなにはかからないと思いますけどね。どうですか、皆さん。暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午前11時59分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第15 同意第13号 農業委員会委員の任命について

○議長（宮本昭一君） 日程第15、同意第13号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、現在1名の欠員が生じている大崎町農業委員会委員について、令和2年8月18日に大崎町農業委員会委員選考委員会を開催し、同委員会から候補者についての報告の受け、次の者を大崎町農業委員会委員候補者と決定いたしましたので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

今回選任するのは、大崎町野方2806番地に在住の肥後修氏で、昭和32年4月9日生まれの63歳でございます。氏は、甘藷、青果用大根を中心とした農業に従事されております。農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有されており、農業委員会の委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第13号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第13号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本昭一君） ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、吉原信雄君、8番、中山

美幸君、9番、上原正一君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（宮本昭一君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（宮本昭一君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（本高秀俊君） それでは、議席番号、氏名の順で読み上げます。

1番、平田慎一君、2番、富重幸博君、3番、児玉孝徳君、4番、稲留光晴君、5番、神崎文男君、6番、中倉広文君、7番、吉原信雄君、8番、中山美幸君、9番、上原正一君、10番、小野光夫君、11番、諸木悦朗君。

[投票]

○議長（宮本昭一君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。7番、吉原信雄君、8番、中山美幸君、9番、上原正一君、立会いを願います。

[開票]

○議長（宮本昭一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、11票、反対、0票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第13号は同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

-----○-----

日程第16 陳情第2号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前

### 進を求める陳情

○議長（宮本昭一君） 日程第16、陳情第2号「国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情」を議題といたします。

陳情第2号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後0時11分

第 2 号

9 月 1 7 日 (木)

## 令和2年第3回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和2年9月17日  
午前10時00分開議  
於 会 議 議 場

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名（10番，11番）  
日程第2 一般質問  
日程第3 陳情第3号 商工会に対する令和3年度補助金要望等について  
日程第4 陳情第4号 特産品の販路開拓支援事業に関する令和2年度市町村補助金（補正予算）及び令和3年度補助金（当初）の要望について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1番 平 田 慎 一 | 7番 吉 原 信 雄  |
| 2番 富 重 幸 博 | 8番 中 山 美 幸  |
| 3番 児 玉 孝 徳 | 9番 上 原 正 一  |
| 4番 稲 留 光 晴 | 10番 小 野 光 夫 |
| 5番 神 崎 文 男 | 11番 諸 木 悦 朗 |
| 6番 中 倉 広 文 | 12番 宮 本 昭 一 |

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘	農林振興課長 中 村 富士夫
副 町 長 千 歳 史 郎	耕地 課 長 竹 本 忠 行
教 育 長 藤 井 光 興	建設 課 長 時 見 和 久
会 計 管 理 者 西 高 和 義	農委事務局長 川 畑 定 浩
総 務 課 長 上 橋 孝 幸	水道 課 長 高 田 利 郎
企画調整課長 中 野 伸 一	教委管理課長 上 野 明 仁
住民環境課長 小 野 厚 生	社会教育課長 今 吉 孝 志
保健福祉課長 相 星 永 悟	税 務 課 長 本 松 健 一 郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	本高秀俊
次長兼調査係長	宮本修一
次長兼議事係長	垣内吉郎
庶務係主幹	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本昭一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、小野光夫君、及び11番、諸木悦朗君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 一般質問

○議長（宮本昭一君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。まず、4番、稲留光晴君の質問を許可いたします。

○4番（稲留光晴君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の稲留でございます。通告書に基づき質問をいたします。

7月の豪雨は、かつてない被害を本町にもたらし、シラス台地であるが故に被害が一部に集中をいたしました。生命第一に避難をされた方々、生活の糧の財産に損害を受けられた方もおられました。本町でも、いち早く対策を打ち出し、補助金をも増額をしたところであります。

それでは、7月の豪雨災害についてでございますが、本町財政負担額は幾らかを問いまして、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 7月豪雨災害における本町の財政負担額についての御質問でございます。

7月豪雨災害に伴う予算額につきましては、第3号補正予算で御説明いたしました災害救助費等を含む災害関係予算4億4,968万1,000円と、今回の第4号補正予算で御提案いたしました被災者生活支援費等を含む13億3,349万円を合わせまして17億8,317万1,000円となっております。これらの財源でございますが、国庫負担金や県補助金、受益者負担金、災害復旧債の借入れ等を合わせますと、残る一般財源は、全体の27%に当たる4億8,160万2,000円になります。

しかしながら、先般、7月豪雨災害が激甚災害に指定されましたので、公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧に係る補助率が増嵩される見込みであること、単独事業で行った災害復旧費については特別交付税の対象となることから、一般財源は約半分の2億2,000万円程度になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 今、町長のほうからお示しをいただきました。災害指定をということとなりまして、本町のほうは持ち出し分2億2,000万円ということでしたので了解いたしました。

それでは、次に、受益者負担額は幾らかについてでございますが、先般、大崎町土地改良事業分担金など徴収条例施行規則の一部が改正されましたということですね、従来は、自然災害により農地・田畑が災害を受けたらどうしたらいいのかということで、国の補助事業として認められる被害額は40万円以上が今まで対象になっておったわけですが、それが条例一部改正されて、被害額が13万円以上40万円未満が対象になりました。その中で、町の補助事業ということになるんでしょうかね、これは、13万以上40万未満が被害額の10%ということで受益者負担はかかった金額の10%、農地の場合が30%ですね、そういうことになっておりますが。これも加味しての本町の受益者負担額を示していただければと思います。この改正がされた後の金額ということを示していただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 災害復旧に係る受益者負担額は幾らかとの御質問でございます。

耕地課が所管する災害復旧事業につきましては、大崎町土地改良事業分担金等徴収条例施行規則で、災害復旧事業の受益者負担率を工種ごとに定めております。用水施設につきましては、国の補助金を控除した補助残の10%、農地は補助残の30%と規定しております。また、町が単独で実施する事業では、用水施設については事業費の10%、農地は30%でございます。

御質問の受益者負担額につきましては、国の災害査定を受けて復旧工事を実施し、工事完了後に決定いたしますので、現時点での負担額のお示しはできない状況でございます。

○4番（稲留光晴君） 査定が終わってないということなんですが、大体、行政のほうに、災害を受けられた方から問い合わせ等は来ていると思うんですよね。そこ辺を加味して査定、大体見込みといいますか、災害を受けられた方ですね13万から40万円未満とか、40万円以上の方とか、というのは、本町の行政のほうで大体把握をされていると思いますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 現時点でいえば、農地の所有者からの災害復旧に係る申請というのは相談は来ていると思いますので、その件数等につきまして、わかっている範囲内では担当課長のほうで答弁させていただきます。

○耕地課長（竹本忠行君） ただいまの御質問でございますけれども、今回の9月補正で農地につきましての災害申請件数というのを34件ということで計画しております。

して、現在、御質問にございますように、町の補助事業につきまして、13万円以上40万円未満の申請につきましては、国の被害額40万円以上の申請と合わせて、現時点で20件ほど申請が来ている状況でございます。

以上です。

○4番（稲留光晴君） ちょっとごめんなさい、聞き取れなかったのですが、40万円以上が何件、13万円以上40万円未満が何件、再度お尋ねしたい。

○耕地課長（竹本忠行君） 現時点での40万円以上と40万円未満については、今後、査定の段階で現地を判断いたしたり、また、我々職員出向いてそういった基準を今から見ていきますので、詳細の件数というのは今のところわかっておりません。

○4番（稲留光晴君） 今時点で、大体これは40万円以上かかるとか、あと、12万円で終わって、自分で業者に頼んで工事をしたという方も、今時点でいらっしゃるわけですね。ですから、行政のほうでやはりそこ辺の現場を見て判断が、従来の崩れ方で判断がつくんじゃないでしょうか、いかがですか。

○耕地課長（竹本忠行君） 件数につきましては、現時点で20件申請がまいつている状況でございます。13万円以上40万円未満、合わせまして40万円以上につきましても、現時点で申請が上がっているのが20件ということでございます。

○4番（稲留光晴君） 合わせて40件、合わせて20件。40万円以上というのは、行政の担当課のほうで判断ができると思うんですよ、40万円かかる、かからないというのは。合わせて20件ということなんですね。ちょっと、この件は、今、査定の進行ということで、受益者負担額はわかっていないということでございますので、次回の何かしら質問をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3番目の、教訓と対策についてでございますが、どういうことを考えていらっしゃるかお尋ねをします。

○町長（東 靖弘君） 災害時の防災対策につきましては、大崎町地域防災計画に基づくものであり、防災対策の基本的な考え方は、住民の生命・身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることとあります。

お尋ねの、令和2年7月豪雨災害の教訓と今後の対策でございますが、災害は時と場所を選ばないといわれるように、地震や台風、大雨、津波などの災害は、いつ、どこで発生するかわかりません。今回の豪雨災害を顧みて、住民の方々への正確かつ迅速な情報伝達と、備蓄品をはじめとした避難所の環境整備、地域住民の自主防災意識の向上を図ることの重要性を改めて感じたところでございます。

気象台が発表する各種警報等によりまして町内に災害の発生が予想されるとき

は、空振りを恐れず、早期に避難勧告や避難指示を発令するとともに、避難所につきましても自然災害対策と感染症予防対策の複合災害に対する避難所運営に心がけてまいりたいと思います。また、関係機関と連携し、防災対策について総合的・計画的な防災行政の充実を図ってまいりたいと考えております。

一方、ハード面につきましては、今回の豪雨により、町内各地で土砂崩落や冠水、橋梁流出など大規模な災害が発生いたしました。地球温暖化などの気候変動の影響により、今後、自然災害が頻発化・激甚化することが危惧されますので、河床の浚渫や堤防の強化、排水対策、土砂災害対策を、国・県と一体となって計画的に進めるとともに、強靱なまちづくりを進めるためには、災害箇所の原形回復にとどまらない改良復旧の考え方も踏まえ、事前防災を加速化させることが必要ではないかと考えております。

○4番（稲留光晴君） 今、町長のほうから対策、教訓についていただきました。大崎町は、シラス台地ということで、私も初めての経験というのがございました。やはり2次災害、これから台風等ですね、また起こり得るということで、個人個人がそういう2次災害が起こるところも十分注意をすべきではないかというふうに考えております。

それでは、2番目の、コロナ対策についてでございます。地方へも感染が広がっております。予防策に、個人、個人が気を緩めることなく、生活を見直していると思います。それでは、住民の生活はどういうふうに変ったかについてお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 住民の生活はどのように変わったかとの御質問でございます。

令和2年1月15日に、日本で最初の感染者が確認されて以降、感染拡大防止のため、町民が日常生活を送る上では様々な制限や不便が生じているところでございます。高齢者につきましては、グランドゴルフやサロン、ころばん体操の中止により認知面や筋力の低下も懸念されているところでございます。また、子どもたちにつきましては、突然の休校により、卒業式などのイベントの縮小・中止で、人生の節目の大切な思い出づくりに寂しい思いをされたことと思います。衛生面につきましては、住民へのマスク着用の要請は飛沫感染防止に効果が認められる一方、ことしの夏は、より熱中症の増加が危ぶまれた状況でございました。

このように、新型コロナウイルスは全世界が今まで経験したことのない様々な分野で多くの影響を国民に与えております。町としましては、新しい生活様式の徹底など、感染拡大防止という視点から町民の命を守ることに對し、情報の提供に努めるとともに各方面への支援策を講じてまいりたいと考えております。

○4番（稲留光晴君） 町長から答弁をいただきました。了承いたしました。

それでは、2番目の質問でございますが、この半年間での収入減収産業の実態がどうかということでございますが。補正予算第1号で本町も独自に対策をし、国からも予算が下りてきたわけでございますが、やはりこの半年間に、大都市から、私たち大隅半島地方のほうにですね感染が広がるというところで、第1次産業から第3次も含めてですね減収の産業があります。把握されていらっしゃるところで構いませんので、実態についてお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） この半年間で収入減収のあった事業者及び労働者を把握しているかとの御質問でございますが、6月議会の一般質問でも答弁させていただいたとおり、企画調整課において、商工会員283件及び第3次産業事業者321件へ各種支援策を案内し、農林振興課においては、認定農業者217件の方々へ、持続化給付金と合わせて国の農業に関連する支援措置を含めた案内を通知したところでございます。

その結果、前年度比50%以上の売上減収月がある事業者に給付される国の持続化給付金の申請につきましては、農林振興課及び企画調整課において約300件を超える相談を受け付けておりますが、相談を介さず、国に直接申請業務を行っている方もいらっしゃいますことから、全体件数は把握できておりません。

本町で把握できているものとしたしましては、国の持続化給付金の対象とならない15%から50%未満の売上減少月があった第3次産業事業者を対象とした本町独自の経営持続化給付金を、97件に給付を行っております。また、売上が5%以上減少した小規模事業者を対象とした資金繰り支援、いわゆるセーフティネット関連の認定状況でございますが、90件を認定しております。

次に、各事業所で勤務されている労働者の方々の収入減収の状況でございますが、各事業所の給与支給状況が不明なため把握できておりませんので、答弁を控えさせていただきます。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 今、町長からお示しをいただきましたが、現在、把握ができていない方、企業関係とか、あと非正規の方々がクビになった、ちょっと言葉的にはあれですが、解雇されたというふうな相談とか、そういう実態、そこまではなかなか行政としてもつかめないですよ。そこら辺、ちょっといかがですか。

○町長（東 靖弘君） そういう相談もないというところでわからないところでありますが、例えば雇用を解雇されたとか、そういった方につきましては社会福祉協議会のほうで小口式の貸し付けとか総合支援金の貸し付けとか融資とかやっておりますので、そちらでの対応が10件ぐらいはあったと思っています。

○4番（稲留光晴君） 了解いたしました。

それでは、これからのコロナについて、やはりワクチンが開発されなければ、なかなか、みずから個人的に守っていくと、気を緩めることなく守っていかざるを得ないし、また、当然、大崎町の商業関係、活性化が必要になってくると思います。

それでは、本町産業への今後の対策をどう進めていくかについてお示しをいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 本町産業への今後の対策についての御質問でございますが、新型コロナ対策といたしましては、1号補正予算から今回の補正予算にかけまして、本町独自の経営持続化給付金、電気や水道代などの固定経費に対する補助金、畜産農家など農林漁業者を対象とした給付金等を具体的な対策として計上し、既に実施しているものもございます。また、経営者の高齢化や後継者不足などにより廃業される事業者が増加傾向にあることから、事業承継に関する意向調査を実施し、事業承継者策の検討を行うための業務委託も計上させていただいております。

今後の対策につきましては、これから先、新型コロナウイルス感染症に伴う社会情勢がどのように推移していくのかによって、打つべき対策が異なることもあろうかと思われまます。今後の情勢を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

○4番（稲留光晴君） 了承いたしました。

それでは、4番目になりますが、私が6月議会で一般質問をいたしました要望は、どう進められて予算化されたかということで、対策事業費一覧表に細かく載っておりますけれども、私のほうで一般質問では第1次産業にも支援を求めました。その中で、肥育農家への支援、また子牛生産農家への支援と農林漁業者、第3次じゃなくて第1次産業にもということで求めましたが、どういうふうに進められてこられたかを具体的にお示しをいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 6月議会定例会の一般質問におきまして、複数の議員から新型コロナ対策として感染症予防対策及び経済対策と、多くの御要望をいただきました。その際、国の補正予算及び本町の状況を見極めながら検討してまいりたいと答弁をしております。

その後、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の2次補正などもありまして、財源のめどは立ちましたこともございまして、各議員からいただいた各要望や、本町の状況も含めて検討いたしました結果、商品券発行や第3次産業事業者への経営持続化給付金、農林漁業者への経営支援給付金、避難所対策用品など、総額3億1,057万5,000円の新型コロナウイルス感染症対策事業を計上いたしました。

今回の補正予算に計上した内容で、御要望の多くに対応することができたと考え

ております。

○4番（稲留光晴君） 私のほうでですね肥育農家への給付の要望でしたが、予算のほうは、肥育農家へは140万というふうになっておりますですね。また、子牛生産農家は660万、売却440万となっておりますが、肥育農家の戸数ですね、個数は何件あったか。また、生産農家の売却440頭というのは給付された戸数は何件あったかと。一律30万というふうになっておりますが、2点をお尋ねしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（中村富士夫君） ただいまの御質問ですけれども、肥育農家につきましては大崎町内4件ということで、頭数につきましては70頭ということで、一応予算を140万円計上いたしました。

続きまして、660万円の予算を計上いたしました肉用牛生産推進緊急対策事業ということで、子牛生産農家につきましては166件の440頭が対象見込みでございます。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 子牛生産農家への対前年度比ですね、2月から5月のせり市平均価格が、前年比20%減少に対する支援ということになっておりますが、当然、せり市は雌、去勢というせり値で20%以上減少ということで、せり価格は金額わかります。

○農林振興課長（中村富士夫君） 金額は、昨年度の子牛せり市価格、2月から5月までの売却をした、税抜きの価格ということでお示したいと思います。

雌につきましては71万7,622円、去勢につきましては81万7,802円ということで、その2割減ということで対象農家ということでさせていただいております。

○4番（稲留光晴君） わかりました。

これは一律30万ということなんですが、この交付金はいつ給付の予定になりますか。

○農林振興課長（中村富士夫君） 今の部分は1頭につき1万5,000円の部分でございます。一律30万円の部分は、国の持続化給付金に該当しなかった50%未満15%以上の農林業者ということで対象農家をしております。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） ちょっと私の質問もあれだったんですが。肉用牛子牛生産緊急事業給付金ですね660万、2月から5月のせり市価格減少に対する支援と。

この辺の対象になる戸数へ、いつ支給されるのかをちょっと聞いているんですが、ちょっと限定をさせてもらいました。

○農林振興課長（中村富士夫君） 当然、議会の議決をいただいた後に早急に実施をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） じゃあ来週、議決があった場合は、今月中にやるとか、その後のどのくらいの日数で届けられるとかというのは頭にありますか。

○町長（東 靖弘君） 議決があつてからということで担当課長が答弁しております。できるだけ早い段階でそういった支援をしたいと思っておりますけれども、まず申請を受け付けてということになってまいりますので、一定の期間はかかろうかと思っておりますが、なるべく早めに対応したいと思います。

○4番（稲留光晴君） 今、町長、申請を受け付けてとおっしゃいましたよね。自分の2月から5月に出した牛が、その金額以下とかというのはなかなか難しいと思うんですよね、平均以下でないと出ないとか。肉用牛で関しますと、20%減少しているんだけど、自分の、そこ辺は農林振興課のほうで把握をされて、申請を、今、町長がされると言ったけども、行政のほうから、それはデータというか実績としては把握されてますよね。

○農林振興課長（中村富士夫君） 今の肉用牛の生産推進緊急対策事業の給付金につきましては、当然こちらのほうで、せり市の価格を下回った方については把握ができますので、その方々には当然通知をいたして、そして申請をしていただくというような形をとらせていただきたいと思いますので、先ほど申しましたように、議会の議決を早急に対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 了解をいたしました。

それでは、私のほうであります、国の持続化給付金のおすね申請相談を、企画課、農林振興課が対応されました。本町住民から非常に高く評価されました。先ほど、町長のほうから申請相談件数をお示しいただきましたので、ちょっと私のほうは、これはもうパスをいたします。

それでは、5,000円の商品券の配布ということで、非常に私は好ましいやり方だと思います。これも、1人5,000円の商品券ということでございます。この件に関して、いつ、住民のもとへ届けられて、使うことができるのかをお示しをいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問は、担当課長に答弁させていただきます。

○企画調整課長（中野伸一君） ただいまの全住民向けの5,000円の商品券でござ

いますが、本議会御可決いただいた後、10月から順次発送をしていこうというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 了解をいたしました。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を使った事業内容と金額は幾らかということで、私、質問に出しておりましたが、行政のほうから予算の中身を数字等示していただいております。この件は、内容は理解できまして、また特別委員会でも説明をいただいておりますのでですね、私が聞きたいのは、この中身の1個1個お尋ねするのもなんですが、住民はやはり給付金がいつ入るのかということに気にしていると思いますけども、再度、項目によっては日にちがずれるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 給付金とかいろいろ御質問があったんですけど、予算の議決を可決された後は、いろいろ予算化しているものについてはなるべく早い段階で交付できるように努力いたします。

○4番（稲留光晴君） 議会の議決があつてじゃないとですね、了解いたしましたので、10月ぐらいには届けられるのかなというふうに、早いほど私はいいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、最後の質問になりますが、個人への新たな給付金支給の考えはないかという質問でございます。

経済活性化を考えれば、本町内での消費拡大が大事だと思いますが、ご存じだと思いますけど、隣の東串良町は、住民へ今回も1人2万円と、合わせて3万円現金を給付をしたんです。本町も、やはり家計を応援をするということで、今後コロナとか長引くということもありますしですね、家計応援のために現金給付というのは考えておられないかどうかをお尋ねをします。

○町長（東 靖弘君） これまで、個人へのコロナ対策支援といたしましては、国の施策に加えて、町独自策として児童手当支給世帯のほか、現役高校生を持つ世帯に対し、1人2万円を支給する子育て世帯臨時給付金事業や、飲食店応援クーポン券発行事業を実施してまいりました。さらに、今回の補正予算で1人当たり5,000円の商品券を発行する事業を提案しており、生活支援と経済対策の双方を支える取組を実施することとしております。

議員からの御質問でございますが、個人への新たな給付金支給につきましては、現在のところ考えておりません。今後、新型コロナウイルス感染症の状況や、国の動向も注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○4番（稲留光晴君） 端的にお答えをいただきました。考えていないということでご

ざいます。コロナがいつ収束するかわからない、自分たちが生活が困る、貧窮する  
という場合もありますし、また、国からの予算もあるかとは思いますが、でもです  
ね、こういう話は隣の東串良町では幾らくれるんだよと、大崎町はないのかとい  
うのがすぐ耳に入ってきます。今、町長のお話がありました、検討すべき日が来たら  
検討しなきゃいけないということで了解をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） 次に、3番、児玉孝徳君の質問を許可いたします。

○3番（児玉孝徳君） 皆さん、おはようございます。ただいま同僚議員も質問いた  
しましたが、私も、通告しました防災行政についてと新型コロナウイルス感染対策に  
ついて質問いたします。

まず、線状降水帯による断続的な大雨による令和2年7月豪雨災害ですが、長期  
にわたり梅雨前線が本州付近に停滞し、西と南から流入する大量の水蒸気が、九州  
を中心に西日本から東日本にかけて集まりやすい状態が続いたことなどが原因で、  
広い範囲で記録的な大雨や日照不足となりました。特に3日から8日にかけては、  
九州で多数の線状降水帯が発生しました。鹿児島県薩摩地方、大隅地方で、3日夜  
から4日朝にかけて局地的に猛烈な雨が降り、気象庁は、4日4時50分に大雨特  
別警報を熊本県、鹿児島県に対して発表しました。このとき、熊本県天草・芦北地  
方や球磨地方付近には、幅約70キロ、長さ約280キロの大規模な線状降水帯が  
発生していたようです。

大崎町では、中心市街地の三文字地区の床上浸水、川の氾濫による田中橋、飯隈  
橋が崩落、避難所持留改善センターの土砂崩れ、冠水及び土砂崩れで国道・県道・  
町道などが通行できない道路が多数ありました。また、菱田川の氾濫の可能性があ  
るとして、菱田地区の1,318世帯2,352人に避難指示（緊急）が発令されま  
した。本町での被害額は、先ほどありましたが、17億8,000万円とのこと  
で、7月4日付で災害救助法適用地区として指定され、復旧の予算が専決処分され  
ました。そこで、復旧の進捗状況と今後の見通しをお聞かせください。

また、先日の台風10号ですが、台風10号は、特別警報級の災害が予想され、  
大変警戒されました。大型で非常に強い台風10号は、6日、記録的な暴風雨や高  
波をもたらすおそれがある勢力を維持して、九州南部に接近するということとし  
た。7日にかけて、九州全域を暴風域に巻き込みながら西側の海上を北上し、朝鮮  
半島へ向かう見通しでした。気象庁は、台風通過後の川の氾濫や大雨などに最大限  
警戒するように求めています。

九州7県で約180万人に避難指示が発令され、九州山口の8県で計約16万人  
が避難所に身を寄せていたとのことです。気象庁によると、台風10号は、6日午  
後11時に、鹿児島県枕崎市の西約90キロを時速30キロで北北西へ進み、中心

気圧は945ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は45メートル、沖縄県南大東村では、50.7メートルの最大瞬間風速を観測しました。鹿児島県では、加計呂島で70歳男性が避難所の開設作業中に転倒して肋骨を折るなど、計8人が重軽傷を負いました。また、鹿児島県などでは約27万戸が停電しました。

気象庁は、鹿児島県に台風の特報を発令する可能性があるとしていましたが、前回の台風9号で海水面の温度が下がったことから勢力が若干弱まり、6日午前に発表を見送りました。それでも家屋の被害や停電、土砂災害がありました。

そこで、本町の、まだ調査中のところもあるかもしれませんが、わかっている台風10号の被害状況と、避難所に避難された方の人数をお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 7月豪雨災害についてですが、7月3日以降、線状降水帯による断続的な大雨は、総雨量が843ミリに達し、本町においては、持留地区、高井田地区を中心に、数十年に一度の豪雨が続き、山林の崩壊や河川、用水路等の増水による橋の崩壊、床上・床下浸水等の災害が発生いたしました。

特に、持留地区においては、小学校付近を中心に道路が寸断され一時孤立状態になるなど、町内各地で甚大な被害が生じたところでございます。改めて、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、7月豪雨災害の復旧状況でございますが、道路や公共施設等への倒木処理や土砂撤去などの応急作業はおおむね完了しており、公共土木施設及び農林業施設に係る補助災害につきましては、今後、国の災害査定を受け、順次発注を行い、復旧工事に着工予定でございますが、橋梁など大規模な復旧工事につきましては、次年度以降の完成を見込んでおります。

一方、補助災害にならない単独事業につきましては、早期復旧に向け、計画的に取り組むこととしております。また、特に被害の大きかった持留地区の2箇所の上腹崩壊につきましては、今年度、国の災害関連緊急治山事業を活用し復旧工事を実施予定であり、その他の崩落箇所につきましても、県に対し治山事業による年度内の復旧と合わせ、来年度以降の治山事業採択に向けた要望を行っているところでございます。

次に、台風10号関連でございますが、当初から、今までに経験したことがないほど猛烈な勢力に発達することが予報され、台風についての特別警報が発令されるのではないかと、連日、気象庁やマスコミが防災対策品の準備や避難の呼びかけを行っていたところですが、大隅半島最接近時には勢力及び雨も、当初の予報より弱まり、倒木被害や施設果樹に一部被害があったものの、幸い、土砂崩れや浸水害などの大きな被害は確認されておられません。

被害状況でございますが、土木関係が23箇所、農林関係が18箇所、観光関係

が2箇所、被害総額は約530万円で、倒木処理に係る経費が主なものとなっています。

また、避難所による避難者の数につきましてもお尋ねがありましたが、そちらは総務課長のほうから答弁をさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） 台風10号における避難者数を申し上げます。避難所は8箇所開設しておりますが、避難された方の人数につきましては、合計で426人でございます。世帯で257世帯というところでございます。

以上です。

○3番（児玉孝徳君） 7月の豪雨災害、大変な災害になったんですけど、今回の補正予算で、鹿児島県被災者生活支援が災害援護支援貸付金、半壊・全壊家屋に解体費補助金など上げられてきていますけど、今後も十分な対応を要望しておきます。

では、次に、今後もですね、今までに経験したことのない豪雨や特別警戒級、戦後最大の台風などが予想されます。今回の台風10号も、勢力は落ちたといっても、高潮、高波で日置市では波消しブロックを超え、高さ7メートルの土地が浸水され、えぐられた部分の一部が住宅の近くまで迫ったということです。

県の11日午後3時現在のまとめで、住宅の被害は1,059棟となっています。また、公共施設や港湾施設などにも被害が出ているほか、農業被害額はおよそ11億円に上がっています。

今後、このような甚大な被害をもたらす災害に対し、本町で考えられる対策をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 今後の豪雨に対するソフト面での対策ですが、自分の命は自分で守るという自助の意識を持っていただくことが重要だと思います。自助とは、防災の基本となる考え方で、自分のことは自分で助ける、自分で何とかすることになります。まずは、現在、自分が住んでいる、生活している状況を把握していただきたいと思います。

台風や大雨で崩れる可能性がある山や崖がないか、河川や水路などあふれた場合、自宅が浸水害に遭わないか、そして、災害を意識した事前の備えも重要となりますので、災害に対して、普段から対策・対応ができるよう準備していただくことも必要でございます。

また、避難所に来ることだけが避難ではないということです。避難とは、難を避けること、つまり安全を確保できていれば、自宅での在宅避難や知人や親戚宅等への縁故避難等も事前に検討していただけたらと思います。

公助につきましては、气象台等が発表する各種警報等や県から来る情報などを正確に、そして迅速に防災行政無線等で住民の方に伝えるとともに、町内に災害の発

生が予想されるときには、早期に避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等を発令するとともに、避難所につきましても、自然災害対策や感染症予防対策の複合災害に対応した避難所運営を心がけていきたいと思えます。

災害時には、特に地域とのつながりを確保し、地域や身近にいる人同士が助け合う行動が求められます。先ほど申し上げました自助・公助のほかに、自治公民館や地域・隣人などと協力し合う御近所の力も大切になってくると思えます。町民、地域、行政が一体となり、災害に強い、健やかで安心して暮らせる元気なまちづくりを進めていきたいと考えております。

一方、ハード面につきましては、今回浸水した地区の施設現状を把握するとともに、今後、浸水・冠水予防でどのような排水対策を講じることが最善なのかを検討していきたいと思えます。また、豪雨災害による土砂崩れ等につきましても、国・県など関係機関への早期対策の要望や補助事業の採択に向け尽力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（児玉孝徳君） 復旧工事をされる場合、原状の復帰ではなく、今後の災害に対するですね対応できる工事を要望しておきます。

また同じような質問になりますが、地球温暖化で災害の危険度が増してきています。海面水温が上昇し、台風は今までにないほど勢力を増してきています。さらに、温暖化で気温が上昇し、熱中症の危険度も増してきています。家の中で、夜中に具合の悪くなる方が大勢いると聞きます。このことを町としてどう考え、対応していくのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） 稲留議員からの御質問に対する答弁と重複するところもございりますが、御了承いただきたいと思えます。

地球温暖化などの気象変動の影響により、数十年に一度といわれる災害が、ここ数年、毎年のように全国各地で発生しており、今後、自然災害が頻発化・激甚することが危惧されております。地域の安心・安全は、自助・共助・公助の取組が必要と常日頃から考えております。災害による被害を少なくする社会を実現するためには、自助・共助・公助がそれぞれの責務と役割を明らかにした上で、災害に備えた支援体制の整備を図っていくことが肝要だと思っておりますので、関係機関と連携し、防災対策について総合的・計画的な防災行政の充実を図ってまいりたいと考えております。

ハード面につきましては、今回の豪雨により、町内各地で土砂崩落や冠水、橋梁流出など大規模な災害が発生したことを受け、河床の浚渫や堤防の強化、排水対策、土砂災害対策を、国・県と一体となって計画的に進めるとともに、強靱なまち

づくりを進めるためには、災害箇所の原形回復にとどまらない改良復旧の考え方も踏まえ、事前防災を加速させることが必要ではないかと考えているところでございます。

今回の豪雨災害で、河川堤防が大分決壊をいたしました。そのことによって毎年同じような状況が発生することから、9月の上旬に、大隅地域振興局の局長ほかすべての行政担当課の方々、幹部の方々との会議の中で現状を伝えながら、河川の浚渫のこと、寄り州除去ですね。それと、単年度だけでなくして来年度からの要望のこと、そういった河川の点検とか、さきにいろいろ質問がありましたこと等を踏まえて県に要望し、今後協議をしていくという方向でお話をしているところでございます。

○3番（児玉孝徳君） 熱中症の部分もお答えいただければと思います。

○町長（東 靖弘君） 失礼いたしました。

避難所における停電時の熱中症対策はどうなっているのかとのお尋ねでございますが、現段階では、避難所における停電時の対応については無停電装置や非常用発電機の設備は備わっていないのが現状でございます。

夏場の暑い時期での避難所における停電時の生活は、熱中症などのリスクが高くなると考えられますので、開設する避難所につきましては、持ち運びが可能な自家発電機と大型扇風機を事前に準備し対応しているところでございます。

○議長（宮本昭一君） 児玉孝徳君、ただいまの質問は通告外です。

○3番（児玉孝徳君） 地球温暖化でということで、関連だと思えますけど。

5番目に、停電時の熱中症対策ということで上げていますけど、3番目は、地球温暖化で、普段の生活で熱中症のリスクが増えているということで質問したところですけど、その辺の周知をどうされているかということをお聞きしたいところでございます。

○議長（宮本昭一君） はい。了解しました。

○町長（東 靖弘君） 夏場における熱中症、また、災害時の熱中症ということで、家庭における熱中症対策といったことが含まれている御質問かと思えますけれども、新聞とかテレビとか、また、行政の我々からの情報としても、やはりエアコンがあるところについては、節約することなくエアコンを使ってくださいということは、常時、報道等流している状況でありますので、やはり我慢することなくして、それを有効に活用しながらみずからの命を守るというふうなことをやっていただいているし、また、これからもそういう周知はやっていくべきだと思います。

また、エアコンがない家庭ということもありますので、やはり空気を入れたりとか、小まめに扇風機を使っていったりとかそういったことはやっていただくことが

必要かと思います。

- 3番（児玉孝徳君） 高齢者の方々はですねエアコンがついていても、寝る前に消してしまったりとかですねされるんです。そこで、エアコンが頻繁に入り切りするよりつけっぱなしのほうが電気代がかからない、設定温度を高くしてですね使用してもらおうような周知をうながしてほしいと思います。また、小まめな水分補給もですね合わせてお願いいたします。

それから、先ほど、堤防の強化ということで県・国と連携してやっていくということでしたが、菱田川に関しまして、私、近くに住んでいるものですから、会う人、会う人みんなからですね、「あそこはどうなっているのか」と。今度の台風でもですねプレコンが五、六個崩落して流されております。その辺を迅速な対応をお願いしたいんですけど、どうでしょうか。

- 町長（東 靖弘君） 9月初めに、県の地域振興局と協議をしたというお話をしたところではありますが、昨年、河川が決壊するおそれがあったときに堤防が浸食されたという状態が続いておまして、このことについては、すぐ応急工事を実施していただきました。

その後、応急工事のまま、ずっと終わっておりますので、非常に心配をしております。そのことも県のほうには伝えたところではありますが、聞くところによると、いろいろ入札は執行していらっしゃるという状況でございますので、引き続き、早く改善できるように要望してまいりたいと思います。

- 3番（児玉孝徳君） ぜひ、早急な復旧のほうを要望しておきます。

では、住民への情報提供は適切に行われているのかをお尋ねいたします。先日の台風10号では、気象庁が最大級の警戒、早い段階での避難を呼びかけ、多くの方々が早目の避難をしたと思います。町の防災無線でも、再三避難の呼びかけがありました。しかし、本当にそれだけでよかったのか、さらには、避難された方への情報提供は適切に行っていたのかお答えください。

- 町長（東 靖弘君） 住民への情報提供は適切にできているのかとお尋ねでございます。台風や豪雨等を含めた災害対策に関しましては、災害対策基本法に基づき作成しております大崎町地域防災計画に基づきまして、災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、応急対応を実施するための災害警戒本部及び災害対策本部の設置、災害対策要員の動員等について定めております。

鹿児島地方気象台から発表される大雨や暴風、洪水警報など町内に災害の発生が予想されるときは、警報の伝達や情報収集を実施しながら災害発生の防止に努めているところでございます。また、災害の発生が予想される際には避難所を開設し、住民の方々には防災行政無線やフェイスブックなどのSNSなどを活用し、また、

必要に応じて地元消防団に警戒巡視活動の協力を得ながら、正確かつ迅速に情報が伝えられるよう、そして、住民の方々が安全な場所に避難できるよう、人的被害の軽減に務めているところでございます。

以上でございます。

○3番（児玉孝徳君） 私がですね情報提供ということでお尋ねしたのはですね、今回の台風10号のとき、私のところに数件電話とか直接訪ねに来られる方がありました。まず、避難したほうがいいのかどうかという問い合わせ、それからですね、6日には消防団が回ってくれば避難しようと思っているが、消防団は警戒に回っているのか、菱田川は大丈夫か、ということでした。

しかし、今回は消防団のほうに要請がなく、私自身で菱田川を何回も見に行きます。今のところは大丈夫ですが、特別警戒級の大変強い勢力の台風です、高潮の警報も出てますので早目に避難してくださいとお答えしました。

このことはですね、きのう、集落の役員会があったんですけど、会長のほうがですね、何で回ってこんかったんか、と。皆さん、そういう声を、そっちの会長のほうが聞いたということで、自分1人で逃げられない高齢者はいっぱい要るんだから、そういったところは加味して、ちゃんと回ってもらわないと困るというふうに言われました。やはりですね車とか持っておられる家庭、子供がいる家庭、そういうところは避難もできますけど、高齢者だけのところはですねなかなか避難というのも難しいです。私も消防団に入っていて、当日はですね夜も早目に食べて、酒も飲まずに待機していたんですけど、一切そういうことはなかったです。近所の人には、はやく逃げてねとか、そういった声かけはしていたところです。

またですね、7日の朝7時頃、私のところに、避難所に避難された方から電話がありました。まわりのみんなが帰っていく、テレビでは10時頃が満潮で、高潮の警報をいっているが菱田は大丈夫なんですかと、今、本当に帰って大丈夫かというものでした。私は、朝、川を見に行ったもんですから、菱田川は水位がそんなに上がっていませんけど、高潮警報が出てますので、満潮が10時です、本当に安全になるまでは避難所にいてくださいと答えました。後で聞いたんですけど、夜中3時ぐらいにですね自宅に帰られる方がいらっしゃったということです。避難所で、もう安全です、帰っていいですとはなかなか言えないところですが、完全に安全だとなるまでは、警報が出ていますから、今は帰らないように呼びかけるのが当たり前だと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 児玉議員は自分の地区をまわりながら、避難が必要ですよということをやっていただいたということで、それによって避難された方々もいらっしゃるので、本当にそういった努力はありがとうございました。

今回、台風10号につきましては、発生段階から特別警報級に発達する可能性があるほどの猛烈な台風であると、連日、気象庁やマスコミ等が防災備蓄品の準備や避難所の確認、在宅避難や縁故避難などを呼びかけておりました。また、防災行政無線等でも、特別警報級の勢力に発展するほどの大型台風である旨の呼びかけも行い、早期避難等をうながしておりました。

地元消防団への協力依頼につきましては、今回の台風は幸いにも雨量が少なかったこともあって、気象台の予報でも河川の氾濫や浸水被害、土砂災害の可能性が少なかったことから行いませんでしたが、今後、消防幹部会の御意見も伺いながら、どのタイミングで消防団へ警戒巡視活動を要請すべきなのを定める基準を設けてまいりたいと思っております。

また、非常に地域の皆さん方が避難すべきじゃないかと、それであっても何も団員から連絡が入ってこないということもありますので、やはり、避難をする、しないにかかわらず、今回みたいな台風の状況があったときには、やはり各分団長さんに、避難についての消防団への依頼は今回はしませんのでとか、そういう事前の協議とかお知らせするということは必要だなと、それは今の御質問の中で感じましたので、必要な場合において総務課長とも協議しながら、各団長さん方に連絡するようにしてまいりたいと思います。

そしてまた、我々としてもそういった基準を設けていくということも必要かなと思っておりますので、今回御意見をいただきましたので、そこらもまた幹部会等で協議をさせていただきたいと思っております。

また、もう1点が、深夜3時頃帰っていったということで、これは暴風雨の状況であればとても帰れない状況であります。台風が通過したというようなことで帰って行かれたんでしょうけれども、夜間に帰るということは非常に危険性も伴う、あるいは倒木があるかもしれないし、道路が決壊しているかもしれないというおそれもあるわけで、夜間の場合はそういう情報を避難所に行っている職員も情報はなかなかとれませんので、今後、避難してきてから帰るときのタイミング、安全を確認できたのでどうぞお帰りくださいとかそういったことが言えること、それから、今の段階では帰ることはやめてくださいと言えること、そういったことも併せて協議してまいりたいと思っております。

○3番（児玉孝徳君） やはりですね気象庁で幾ら呼びかけても、テレビが再三避難、それとですね近所の消防団の方が回ってくる声とは違うと思うんですよ。やはり、そういったところも加味してですね対策をお願いします。

またですね、今回、避難所か役場にかはわかりませんが、避難所にベッドや仕切があるのかというふうに電話で聞かれた方がいらっしゃいます。その対応がです

ね、何もありません、場所を貸すだけですよと言われたということです。だから避難しなかったとその方は言われました。これは適切な対応だったんでしょうか、町長。

○町長（東 靖弘君） 職員の対応の問題でありますので、確かに体育館等に避難した場合に、自分で敷物を持ってきていただいたりとか形になりますけれども、それで一晩ですので我慢してくださいとか、ひとつの言いようがあると思いますので、言い方で感情を害されたりとかいうこともありますから、その辺につきましては十分納得いただけるような伝え方とかありますので、そこらはまた、職員が言っていることは間違いありませんから、そういった事例があったということで改善するようにならしてもらいたいと思っております。

避難所において、体育館みたいなところと、それから改善センターみたいに畳の間があるところと、それが違ってまいりますので、やはり板張りのところとかは非常に寝るのも大変でありますので、そういった部分については早目に改善できるような対応をやっていくべきだと思います。

○3番（児玉孝徳君） 今回、段ボールベッドとかですねそういった避難準備の備品も購入の予算が上げられています。だからですね、今度そろえる予定で、今はありませんが、役場の担当職員が待機して対応しますので避難所には安全があります、是非避難してくださいと、そのとき答えるべきだったと思います。この辺は職員の方にも、今後、周知徹底していただきたいと思います。

では、住民の情報提供ということですね、今回も問い合わせがありました。ペットの避難についてお尋ねいたします。前に、ペットは家族だからペットを連れて避難できる避難所を、とお願いしましたが、町長のお答えは、ゲージを持参し、避難所の雨の当たらない軒下などの屋外での避難とのことでした。しかし、台風のときはですね風も吹きますので、そのようなことは現実的ではありません。

今回の台風の後でお聞きしたんですけど、野方の改善センターは2階にペットと避難できる場所を設けたとのことでした。でしたら、その情報をですね提供していただきたかったです。今回電話があった方はですね、そういうところがないんだったら、避難せずにペットと家にいるということでした。避難所の駐車場で一緒におられたらどうですかと避難を呼びかけたんですけど、前回まではそうでしたが、車の中は大変だから、今回は家にいる、もし死んでも仕方がないと言われました。説得したが、聞き入れられない状態でした。幸い、今回被害はなかったんですけど、やはり情報提供は大事だと思いますが、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 避難所のペットの件については、昨年も答弁して、犬をちょうど正面で見られるところに避難していただいたという報告はいただいております

が、私はペットに対する避難所はもちろん必要であると思っておりますけど、やはり普通の避難所においては、ペット好きな方、あるいは苦手な方といらっしゃる。ペットの動き回ることによって非常に喜ぶ方、そうでない方といらっしゃる。飼っていらっしゃる方との違いというのは当然あるわけで、一般の避難所ではとても避難できないところでもあります。

そういう状況であります。やはり自分が常日頃思っているのも、ペットは、皆さん家族同様に、自分の座敷の中で飼っていらっしゃる方が多いわけですけども、ケージとか入れるものとか、やはり、動物だけ飼うんじゃなくてそういったところまで飼育される方は購入すべきことではないのかなということ職員にもたびたび話をしています。その上で預けるなりとかできることであるし、また、今回、野方の改善センターなら大丈夫ですというお答えをしたということでは、そのことも聞きましたけれども、遠かったりとかということもあるでしょうから、そういった飼育される方々のマナーというのものもあるのかなと思います。また、我々としても、この課題については対応を考えていかなきゃならない、あるいは動物病院とかではそういうときのために対応して下さるところもあるわけですので、そういったことの情報の提供とかということも必要なかもしれないなと思うところでありました。

ペットとあわせた人の避難ということについては、またいろいろと我々も協議していきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（児玉孝徳君） いろんな避難中も検討されたということでお聞きしているんですけど、野方ができたということで、遠くてもそういうふうにかわいがっている方は行かれると思うんですよ。そこの辺の情報提供を、また今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。飼われている方々のモラルも必要ですから、そういったところも周知されたほうがいいと思ひます。

ではですね、避難所における停電時の熱中症対策ということですけど、先ほどお答えいただきましたので、避難所が停電になった場合ですね、以前、私が提案いたしました災害対応型LPガスバルク供給システムなんですけど、それとGHPの検討はされたのかお尋ねいたします。

災害バルクとはですねLPガスのバルク貯蔵と供給設備、消費設備の煮炊き釜、コンロ、暖房機器、発電機などをセットにしたもので、地震や津波などの大規模災害により電気などのライフラインが寸断された状態においても、LPガスによるエネルギー供給を、安全かつ迅速に行うことを目的として開発されたシステムです。災害時対応ユニットに発電機やコンロなどの消費設備を、コンセント式で簡単につ

なくことができます。

GHPとは、LPガスで稼働させる空調、ガスヒートポンプエアコンで、電源自立型タイプは電気がなくても使用でき、停電でもですねエアコンを稼働できます。これは、災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業補助金の対象ですから、避難所や体育館への導入をできないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 災害対応型のLPガスバルク供給システムについては、平成27年10月頃、県のLP協会の役員の方と児玉議員の2人が総務課に来庁されまして、LPガスの低圧発電機と分岐ユニットの寄贈の件でお話をされたときに、当時の総務課長等が災害対応のガスバルクシステムのお話をお伺いしたとの記録が残っております。

大隅半島では、鹿屋市にあります県の出先機関である大隅地域振興局に設置してありまして、災害訓練にも参加をし、活用事例として、温かい食べ物とか発電・暖房、そしてお風呂等にも利用できるとして、当時の担当者らは大規模災害時または長期間避難されるときに、被災者にとってはとても役に立つシステムであると感じたようであります。

ガスバルクシステムについては、近隣市町での普及状況や優先順位、緊急性などを踏まえ、現在まで導入に至っていないのが現状です。災害時には、ライフラインが寸断された場合は大変役に立つ設備だと感じておりますので、導入にあたりましては、先進自治体を視察研修させていただくなど、イニシャルコストやランニングコスト、使用頻度、費用対効果などを総合的に検証した上で判断させていただきたいと思います。

以上でございます。

○3番（児玉孝徳君） GHPと合わせて、補助金があるうちに、そして大規模災害が起きないうちに導入するよう、強く要望しておきます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きいたします。

前回の議会でも質問しましたが、感染が落ち着くどころか、県内では376名、隣の志布志市ではクラスター関連で13名、本町でも1名の感染者が確認されております。コロナウイルスの流行は、多くの中小企業の経営悪化を招き、観光業、飲食業、小売業、宿泊業などでは廃業が問題となっております。

ことしの冬まで収束せず、感染者が増え続ければ、影響が小さいとされる製造業や卸業、その他サービス業にまで甚大な影響が出ると懸念されています。日本経済は、緊急事態宣言が発令された4・5月の景気の落ち込みから、6月以降は持ち直しの動きがみられましたが、7月以降は新型コロナの新規感染者数が第1波を上回って拡大しており、今後が大変心配されています。

最近、多少は落ち着いてきていると思いますが、経済対策も大事とされ、新型コロナウイルスによる甚大な打撃を受けた観光業、運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業などを対象とした官民一体型の需要喚起キャンペーン、Go ToトラベルなどのGo Toキャンペーンが始まりました。このキャンペーンには、感染者が多発している東京は除外されていましたが、来月から加わるようになりました。

しかし、地方に感染リスクが増えるのではと懸念もされています。感染拡大により、東京オリンピック・パラリンピックは来年に、かごしま国体も延期され、3年後に開催することになりました。また、町内のたなばた祭りやふれあいフェスタなどのイベントや、各種会合の中止や延期、このように感染が収まらない状況について、どう考えていらっしゃるかをお答えください。

○町長（東 靖弘君） 鹿児島県でも感染者が増えてきたが、どう考えるかとの御質問でございますが、鹿児島県における新型コロナウイルス感染状況を御説明いたします。

9月16日時点で376名の感染者が確認されており、そのうち、5つのクラスター関連が254名と、68%を占めている状況であります。クラスター以外の感染につきましては、県外への移動など、ほぼ感染経路をつかめている状況でしたが、最近では感染経路不明の割合も増えてきている現状もございます。本町におきましては、7月4日に1名の感染者が確認されて以降、新たな感染者が確認されておらず、町民の皆様の徹底した感染拡大防止に向けた行動変容によるものと評価しております。引き続き、町民の皆様には3密を避けるなどの新しい生活様式の徹底をお願いしていきながら、経済活動との両立を図っていきたいと考えております。

○3番（児玉孝徳君） 大崎町でもですね新型コロナウイルス感染症対策の独自の事業、幾つかありますが、今議会でも追加の対策が提案されました。しかし、今後、収束がですね長引く場合の対策も考えていく必要があると思います。そこ辺のお考えを教えてください。

○町長（東 靖弘君） 国の新型コロナウイルス対策の特別地方臨時交付金等で1次、2次にわたって国の補正がありまして、それに対応して予算書に計上しましたような事業を提案して、今後対策を講じていくわけですが、懸念されることは、本当に収束していくのか、その方向で、国が一生懸命努力をされておりますので、その収束を願うということが一番期待するところであります。

しかしながら、世界の今の感染状況とか国内の感染状況とか見ていったときに、ここ二、三カ月でそれが改善されるかというところ、これもまたなかなか微妙なところ

だろうと思っております。国においても、予備費等を活用しながら、今回は医療費の支援ということで予算を組まれましたけれども、やはり、これが収束せずに経済活動が非常に十分に進まないとなったときには、国としてもそういう対応を考えていただくのではないかとということを期待しておりますし、また、我々としても、それに合わせる形で対応を、その時点でそうなったときにはやはり合わせる形でそういう方向でやっていくということを考えております。

○3番（児玉孝徳君） 先を見据えた対応ということで了解しておきます。

では、飲食店、福祉施設などでの感染予防対策についてお尋ねいたします。それぞれのお店や施設で感染対策をされていると思いますが、この対策なのか、特に福祉施設ではどうか。周知を十分にされているのか、また、十分な対策をされている飲食店など、安全な対策がされている証明として、町独自の利用をうながすステッカーなどの配布をするお考えはないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 飲食店、福祉施設での感染防止の対策についての御質問でございますが、まず、飲食店につきましては、頻繁な消毒や検温、パーティションの設置など、それぞれの店舗におきまして新しい生活様式に対応した対策をとられているようでございます。

次に、保育所や介護福祉施設、障害者支援施設などの社会福祉施設が提供する各種サービスにつきましては、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、発生当初から、国においては感染拡大防止のための留意点や発生した場合の対応方法などについて、再三にわたり、県を通じて事業所等への周知徹底の依頼があったところでございます。

各事業所につきましては、感染防止のための基本的な事項である手の消毒、マスク着用の徹底、風邪等に似た症状のある職員や利用者の登園や勤務の自粛、感染が疑われる地域への不要不急の外出禁止、密を避けるための行事やイベントの中止、介護施設等への入所者への面会禁止など、感染防止のために大変な取組をいただいているところでございます。

本町におきましても、医療機関や福祉施設へ速やかな情報提供やマスクや消毒液の配付を行い、感染防止のために取り組んでまいっているところでございますが、ただいま御質問がありました飲食店における対応等の中で、この件について一応協議はしたところだったんですけど、その点につきましては担当課長のほうで答弁させていただきます。

○保健福祉課長（相星永悟君） お答えいたします。

鹿児島県におきまして、感染防止対策をとられた飲食店については、鹿児島県がその旨の証しとなりますステッカーを発行しております。これは、インターネット

でも取得可能ということでございますので、町といたしましては、そちらのほうの利用をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○3番（児玉孝徳君） 県のステッカーは知っておりましたが、町としてですね独自の、「この店、安全です。皆さん、利用してください」というような利用促進を図るステッカーということで検討していただきたいと思います。感染症の周知が徹底しているということで、今後も引き続きお願いしたいと思います。

次に、コロナ対策としてですね学校や公園、公共施設などへ、手洗いの自動水栓が設定できないかお尋ねいたします。皆さんですね手を洗った後、せっかく洗ったのに、また蛇口の上の閉めるところを触るのは嫌という方がいっぱいいらっしゃいます。自動水栓、簡単なものから高価なもの、いろいろあるみたいですが、停電でも使用できて、簡単に取替えられる乾電池式などはですね月に4,000回使用した場合もですね2年間ぐらい電気は保つみたいです。さらに、自動でとまるという観点から、節水対策にもなると思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 不特定多数の方が使用する水道蛇口を自動水洗化することは、接触感染のリスクを軽減できる重要な取組と感じております。

町内のほとんどの公共施設は、回転式ハンドルの水洗となっており、手を洗った後に再度ハンドルに触れることになってしまい、感染防止効果が薄れる可能性もございます。また、自動水洗化することは、新型コロナ対策にとどまらず、インフルエンザなどの他の感染症にも有効であると思われまますので、今後、小中学校を含む公共施設の水道栓につきましては、各施設の利用率、水道の使用頻度を調査しながら、感染防止対策上、必要な設置場所を特定するとともに、老朽化等により改修するときに合わせて、自動水栓もしくは肘で操作できるレバー式水洗等も選択肢の1つとして、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○3番（児玉孝徳君） できるところからですね順に取りかえていただきたいと要望しておきます。

では、新型コロナウイルスに関する児童・生徒へのいじめの実態はないか。特に医療従事者の子どもへの差別発言などはないかお尋ねいたします。

○教育長（藤井光興君） ただいまの質問にお答えいたします。

本町におきまして、新型コロナウイルスに関する児童・生徒へのいじめの認知報告はございません。町教委としましては、5月7日付の文書で、差別や偏見等が起きないように環境整備や指導をするように、各学校と保護者に通知しております。環境整備とは、教室の換気や室内における身体的距離の確保、アルコール消毒液の設置、正しい認識に立てる掲示物などです。このことによって安心感を与え、不安

な気持ちを助長しない工夫と考えております。また、7月16日の保護者向けの公文にも、根拠のない情報には冷静に対応するようお願いしております。

さらに、各学校においては、学校だよりにおいて、差別や偏見のない対応について、校長名で啓発しております。さらに、地域住民に対しましても、今月の広報おさきで大崎中の啓発文を抜粋して啓発したところであります。

今後、新型コロナウイルスに関するいじめ等が起こった場合につきましては、ほかの生徒指導上の問題と同様に、丁寧に聞き取りを行い、自分の行動の不適切さに気づかせ、正しい理解や行動につながる指導をするようお願いしております。

また、これらの対応については、ことし4月に文部科学省が作成した「新型コロナウイルスの感染症の予防」という教師用の指導資料を参考にしております。その中では、例えばいじめや偏見と感染拡大の関係を、次のように述べております。第一に、未知なウイルスでわからないことが多いため、不安が生まれる。第二に、人間の生き延びようとする本能により、ウイルス感染にかかわる人を遠ざけようとする。3番目に、差別を受けるのが怖くて、熱や咳があっても病院での受診をためらい、結果として病気の拡大を招くという負のスパイラルに陥ると述べております。同時に、負のスパイラルを防ぐために、公的機関が提供する詳しい情報を得て、差別的な言動に同調しないことが大切ということで指導しております。

以上です。

○3番（児玉孝徳君） 本町ではいじめはないということで、対応もされているということですが、今後、児童・生徒の新型コロナウイルス感染者が確認された場合ですね、学校では様々なうわさや誤った情報が飛び交い、子どもたちも影響を受けると考えられます。感染予防の取組とともに、新型コロナウイルスへの不安からくるいじめや差別発言、人権侵害にかかわる発言などについて、いじめは人の心を著しく傷つける行為であり、絶対にしていけないことを確認し合うことが大事です。今のうちからの対応を、されているということですけど、徹底していただきたいと思えます。

コロナウイルスの感染者が確認された場合ですね、まず、私たち大人が情報を見定め、冷静に判断し、相手の立場に立った行動をしていかなければならないと思えます。そういったことも、保護者も含めて、徹底して周知されるように要望しておきます。

最後に、生徒・児童の休校に伴う学習の遅れはないか、お尋ねいたしたいと思えます。

○教育長（藤井光興君） ただいまの質問にお答えします。

結論から申しますと、現在のところ、学習の遅れは生じておりません。そういう

学校はございません。大崎町の全小中学校におきましては、例年であれば夏休み休業となる7月いっぱいも授業しましたし、そういう関係で、また、各学校では行事の授業を縮めたりとか、それから5時間目の授業を6時間目にしたりとか、そういう工夫をしながら授業時間の確保をしておりますので、今のところ、授業の遅れはございません。

以上です。

○3番（児玉孝徳君） 休校の部分はいろいろ工夫されて、遅れはないということですが、今後、感染により休校しなければならなくなった場合の対策はできているのかお答えください。

○教育長（藤井光興君） その件も校長会等で聞いておりますが、各学校、前も話をしましたとおり、予備時数という時間があるんです。その時間が大体五、六十時間あります。そのあたりで対応できるし、今のところ、各学校では10日から、もしあったとしても対応ができると、学校によって違いますけど、そういう対応ができるということで聞いております。

以上です。

○3番（児玉孝徳君） 各学校で対応できるということですが、今回、タブレットの予算も上がっています。全児童にそろえて、アンケートもとってWi-Fi環境のないところを把握してあり、そこにはルーターを貸し出しして、オンライン授業ができるようになっているということですが、有効なオンライン授業を行えるよう、すべての先生方の研修は十分にできているのか。苦手な先生に対してのバックアップ体制はどうか、教えてください。

○教育長（藤井光興君） 6月議会で一応話をしてございますが、前も話をしましたと思いますけど、夏休みにまずは8月の始めでしたか、アドバイザーの情報教育研修課の方になってもらっておるんですけど、タイトな話をしながら、そしてまた8月19日でしたか、附属小の先生に来ていただいて、先生方に呼びかけてタブレットの研修をいたしました。55名ぐらい参加されて、いい研修ができたと思っておりますけど。また、教育センターでは、今後、月に2回ぐらいオンラインによる研修を進めたいということをしていましたけど、だんだん、だんだんそういう研修が始まるでしょうから、そのあたりについてはどうにか来年度までに間に合うのかなと、徐々に間に合っていくのかなと思っております。

○3番（児玉孝徳君） 十分な研修を行ってですね、先生によって格差がないように、今後対応をして、子どもたちの教育の遅れがないような指導を行っていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） 次に、1番、平田慎一君の質問を許可いたします。

○1番（平田慎一君） 中国武漢で発生し、全世界で、現在蔓延しております新型コロナウイルスの影響によって、健康被害はもとより、経済的な被害、また風評被害等も含めてさまざまな影響をこうむっていらっしゃる方、7月豪雨災害、先般の台風10号にて被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

そして、前回の一般質問にて、農業政策での情報提供の不備について御指摘し、改善を求めましたが、今般のコロナ対策関連情報の提供並びに手続等を含め、早期の対応をされておりますこと、農家の方々からもそのような声をお聞きしております。早々に改善されていることに対し感謝申し上げますとともに、引き続き透明性・公平性をもって取り組んで行かれるようお願いいたします。

私は、さきに通告しておりましたコロナ禍の現状と対策、課題についてと、コロナ禍における幼児教育を含む学校教育活動への影響と対策について、防災・減災についての3点御質問いたします。

まず、はじめに、コロナ禍の現状と対策、課題についてですが、本町では経済対策として、早い段階より町独自の緊急支援策が出され、実施されておりますが、経済対策と感染拡大防止策の現状について、どのような効果が上がっているのかをお聞きし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 現在までの対策でどのような効果が上がっているかとの御質問でございます。本町では、県内最初の感染者確認以降、町民に対しましては、酸性電解水の配付や不要不急の外出の自粛、消毒の徹底、マスクの着用など、新しい生活様式の徹底に努めていただくなど、これまでとは全く違った日常生活を過ごしていただいております。

また、町内の医療・福祉関連施設に対しましては、国内で感染者の急増が伝えられてから、マスク等の入手不足が懸念されておりましたので、本町での備蓄あるいは寄贈いただきましたマスクや消毒液の切れ目ない配布を行ってきております。7月上旬に、大崎町を含む大隅半島で、感染者が一時増加しましたが、その後は感染者がほぼゼロの日々が続いております現状が、その効果のあらわれだと考えております。

また、経済対策の面では、これまで新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、1人当たり10万円を給付する特別定額給付金などの国の事業の速やかな事務の執行と、本町独自の経済対策としての第1号補正予算で御可決いただいた支援策がございます。

本町独自の経済対策の実績を申し上げますと、飲食店応援のために全世帯に配付したクーポン券でございますが、6,060枚中1,491枚が使用されており、7

4万5,500円が飲食店で消費されております。

次に、国の持続化給付金の対象とならない15%から50%未満の売上減少の第3次産業事業者に、一律30万円を給付する経営持続化給付金を97件、総額2,910万円を給付しております。また、商工会員を対象に一律5万円を交付する事業者支援交付金は、新規加盟者10件を含む283件、総額1,415万円を交付しております。

このように、本町といたしましては、第1次補正予算においてそれぞれの状況に応じた対策を講じてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が落ち込んだ事業者の経営持続化に一定の効果があったものと考えております。

以上でございます。

**○1番（平田慎一君）** 同僚議員の質問と重複する部分もございますが、経済関係では、国・県の政策も含め、いろんな対策を打たれている現状がございます。

また、別な部分で、感染拡大防止策に関していえば、情報が伝わっていないというかですね、状況や対応が全く見えない、伝わっていないように思います。例えば、本町では1人の感染が確認されていますが、その後どうなったのか、どうなっているのか。近隣の市町村で発生したクラスター関係はどうなったのか。また、曾於地域へのコロナ感染に対する医療施設は1施設、ベッド数は2床だけと伺っておりますが、そのようなことすら知るよしもないのが現状ではないでしょうか。

本町及び県や保健所、町内の医療機関との連携はどのようにしていたのか、また、課題や問題点等はなかったのかお聞きいたします。

**○町長（東 靖弘君）** ただいまの御質問につきまして、1人の感染者がその後どうなったのかという御質問であり、また、新型コロナウイルス感染者を受け入れる施設が、曾於地域では1箇所だけという、そういったことしか把握できていないということで情報不足ではないかという御質問でございました。その点につきましては、担当課長のほうで答弁させていただきます。

**○保健福祉課長（相星永悟君）** お答えいたします。

まず、各関係機関との連携でございますけれども、志布志保健所との連携でございますが、従来の保健所業務のほかに新型コロナに関しましては、帰国者・接触者相談センターの相談業務をやることになっております。感染者が発生したときには、まず優先事項といたしまして、感染者の入院・受け入れの調整、感染者の搬送調整、濃厚接触者の調査などが優先されることから、帰国者・接触者相談センターの相談業務が手薄になります関係で、これにつきましては2市1町の担当課長の話し合いのもと、4月に行いましたけれども、後方支援として保健師を派遣して、その業務に当たらせるということを計画しておりましたけれども、7月上旬に発生した段階

でその役割が回ってきたわけですが、7月6日から7月17日の間にかけて、2市1町の保健師で対応しております。ちなみに、大崎町からは、7月15日に2名派遣しております。

あと、医療機関との連携でございますけども、町内5医療機関、5つの歯科医院でございますけども、この診療に当たりましての連携というのは、今のところはとっていない状況でございます。こちらから、町長答弁にもありましたように、消毒液の配付とかマスクの配付、市中での不足が懸念されました折には、その都度、切れ目なく配付いたしております。

それから、感染症指定医療機関の件ですけども、曾於地区内におきましては1箇所ということで、これは公表されておるわけですが、いざ、先ほど申し上げましたけども、保健所の搬送の件につきましては、私ども町のレベルでは対応できませんので、もし感染された方が搬送されるのは曾於医師会立病院なんですけれども、それについての広報というのは、県はやっておりますけども、町としては周知はしておりません。

それから、今のところお一人の患者の状況ですけども、発生してからその後の濃厚接触者の陰性であった、陽性であった、今回はすべて陰性でしたけども、その周知と、それから、その患者の方が退院なさったという情報、これはすべて保健所から入手しないと、私どもではそれを知るすべがございませんので、保健所から情報をいただいたものを、すぐにホームページで公表しております。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 情報のほうがですねあまり入ってきていないというのを聞きましたので、なるべくそういう細かい情報も含めてですね、町民に対して流せる情報は流していただきたい。

それと、曾於地域には病床が1施設しかないという、これは志布志市の市長の答弁であったみたいですが。曾於地域の医療機関で抑えられない部分は、鹿屋市とかですね近隣の市町、都城を含めた部分を考えておりますということだったんですが、大崎町としてはどのように考えておるのか、ちょっとそこは答弁いただきたいと思えます。

○保健福祉課長（相星永悟君） お答えいたします。

町のレベルで、どこの病院ということはできませんので、今御質問にありましたように、まずは2次医療圏内での措置、それは曾於医師会でございますけど、それで足りない場合は、肝属あるいは県を超えての都城、あるいは始良、鹿児島ですね。こちらについても県のほうが入院の調整をいたしますので、そこについては不足する病床あるいは、現段階では民間ホテルの借り上げも行われておりますので、

軽傷者についてはそちらのほうに入っていただく措置も講じられております。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 軽傷者についてはホテル等ですね、という国の指針もありますので、多分その辺もうまい具合に活用していくんだらうと思いますが。コロナの相談支援体制や生活支援体制等については、大崎町としてはどのような取組を行っていたのかお聞きいたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） お答えいたします。

まず、相談業務についてでございますけども、先ほどの保健所での後方支援の件で申しあげましたけども、町の保健師が志布志保健所に行きまして、新型コロナについての相談の仕方、回答の仕方を研修しておりましたので、町で相談がまいって、町の保健師で回答して、納得いただければそれでよしと。また、納得いただければ、志布志保健所の帰国者・接触者相談センター、あるいは県、その上の国の厚生労働省にも相談機関がございますので、そちらのほうを案内しております。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 大崎町で1人出ていたということなんですけど、その方の生活支援等はどのようにされていたのか、お伺いしてよろしいですか。

○保健福祉課長（相星永悟君） 申し訳ございませんが、その方がどこのどなたという情報が全くございませんので、支援の仕方は、済みませんができない状況でございました。

○1番（平田慎一君） そういう状況なんですね。町もわからないということで理解しておきます。

では、次に、現状をどのように評価し、今後、どのような対策をとっていくのかについてですが、今現在進行中の感染症が収束していないwithコロナの段階と、今後、感染症が収束したポストコロナの段階、この2つの感染症拡大防止と経済政策の方向性をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 現状をどのように評価し、今後どのような対策をとっていくかとの御質問でございますが、評価につきましては先ほど申しあげましたが、町民一人一人の感染拡大防止に対する公衆衛生の意識の向上により、現状維持が保たれていると思いますので、行政側の対策により住民の行動に対して評価は大であると考えております。

今後の対策でございますが、県におきましては、7月の感染者の急増を受け、この9月から再度の感染者急増時の医療提供体制が確立されておりますことから、保健所を介しての依頼があればそちらへの協力、また、国におきましては、10月から発熱症状のある患者の受診手続の変更がなされますので、曾於医師会と協力しな

がら体制づくりを進めたいと考えております。

また、経済対策の面では、現状の評価につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、1号補正予算で御可決いただいた支援策により一定の効果があったものと考えております。

また、今後の対策といたしましては、今回4号補正予算に計上させていただきました商品券発行や第3次産業事業者への経営持続化給付金、農林漁業者への経営支援給付金など、新型コロナウイルス感染症で冷え込んだ消費を回復できるような対策をとらせていただく所存でございます。

また、これから先、新型コロナウイルス感染症に伴う社会情勢がどのように推移していくのかによって打つべき対策が異なることもあろうかと思われま。今後の情勢を注視しながら、対応してまいりたいと考えております。

○1番（平田慎一君） 是非ですね、今後やっぱり、まだまだまだ、このコロナの状況というのはですね経済に響いてくるというふうに考えておりますので、是非適切な施策のほうを打っていただきたいというふうに思います。

それに加えてですね、あと医療関係の部分で、この前、大臣の答弁ですかね、話で、今後コロナが出た場合、近隣の医療機関にそのまま丸投げするようですね、若干そういう形の話があって、近隣のお医者さんからですねそういうことは困るよねと、何も情報がないのにねという話はちょっとございましたが、その辺、もしわかればですね、答弁できればお願いいたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） お答えいたします。

先般、厚生労働省から発表があった分でございますけども、9月の集落発送でも皆さんに周知をしたところなんですけども、10月以降の基準といたしまして、新たな仕組みとして、発熱などの症状が出た場合はすぐに受診するのではなく、まず、近くの診療所やかかりつけ医に電話で相談をします。相談した先が新型コロナに対応しておれば、そこで受診し、検査や診察をしていただくと。それができない場合は、発熱患者を診察できる医療機関を紹介してもらおうと、このような流れになっておりますけども、今、議員からありましたように、やはり、まだ、そこら辺の診療所の先生方の意見も、これからとりまとめだと思います。県あるいは県の医師会、曾於医師会含めて、できればこのような対応をしていただければいいなという趣旨なんだろうけども、やはり先生方の対応もでございますので、この件についてはこれからまた協議がなされていくものと思います。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 是非ですね、医療関係等ですねやっぱり患者さんも減っている部分もコロナの影響であります、病院のほうにも行くのを控えているとかですね、

そういう現状もございますので、状況もですねなるべく細かく話せる情報は、是非  
どんどん出していただきたいなというふうに思います。

次に、近隣市町に比べて、本町の取組状況はどうなっているかですが、町長の御  
認識をお願いします。

○町長（東 靖弘君） 近隣市町村に比べての取組状況はどうなっているかの御質問  
でございます。公衆衛生につきましては、国が示す新しい生活様式への取組の周知  
・啓発、また志布志市の会社から消毒用酸性電解水の製造機器を借り受け、製造  
し、住民へ配付しております。この配付につきましては、新大隅青年会議所加盟事  
業所の御協力をいただいております。隣接する曾於市、志布志市、東串良町でも配  
付が実施されております。また、公共施設の一時的な閉鎖、イベント等の中止など  
の措置をとっており、他市町と同様の取組でございます。

経済支援面では、子育て世代への給付金の拡充、4月28日以降の新生児に対す  
る給付金など、町独自の対策に取り組んでまいります。

また、経済対策としての近隣市町村と比べての取組状況についての御質問でござ  
いいますが、各市町村の個別具体の取組についての説明は控えさせていただきます  
が、各市町村ともプレミアム商品券の発行や事業者への支援給付金など、それぞ  
れの産業構成等に応じた施策に取り組まれていると認識しております。

一方、本町の取組でございますが、これまでも申し上げましたとおり、今回4号  
補正予算にて計上させていただきました商品券発行や第3次産業事業者への経営持  
続化給付金、農林漁業者への経営支援給付など、おおむね近隣市町村と遜色のない  
取組状況であると認識しております。

また、国の持続化給付金の相談などの、予算を伴わない支援等や、高校生以下の  
子どもに一律2万円を給付する子育て世帯臨時給付金など、町民の皆様に寄り添っ  
た対応ができていないかと考えております。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。なぜですねこの質問をしたかというこ  
とは、行政によってやっぱり施策というか、やっていることが若干変わってきてい  
る。やっぱり大崎町の場合は、子育てとか子どもに対する支援とかをちょっと多め  
にやっていますよという部分もですね、ある程度情報提供、情報発信していくこと  
も町のためには必要なんじゃないかなという部分でこの部分を質問させていただきました。

○議長（宮本昭一君） 一般質問の途中ですが、ここで昼食のため暫時休憩いたしま  
す。午後は1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

○1番（平田慎一君） それでは、午前中に引き続きまして、2つ目の、コロナ禍における幼児教育を含む学校教育活動への影響と対策についてです。

日々の保育を通して、子どもの育ちと保護者の就業を支えている幼児教育。幼稚園は、学校教育法に定める学校の1つで、3歳以上の子どもが対象であり、保育所は、児童福祉法で定められている児童福祉施設の1つであり、法律上は保育所ですが、一般的には保育園として浸透しております、ゼロ歳から就学前までの子どもを長時間にわたり保育しています。学童保育、放課後児童クラブとは、放課後、保護者のいない家庭の児童を対象に保育を行う場所ですが、まず、最初に、コロナ禍における保育園、幼稚園、学童保育室の現状はどうなっているかお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） コロナ禍における保育園等の現況はどうなっているかとの御質問でございます。さきの児玉議員へのお答えと重複するところもあるかもしれませんが、現在、町内には2箇所の保育園と5箇所の認定こども園、6箇所の放課後児童クラブがあり、各施設に対しては、国・県からの通知に伴う必要な情報を迅速に提供し、マスクや消毒液、非接触型体温計の配付による、町と施設が一体となった感染防止に努めております。

施設の性質上、感染者確認時以外は、施設を閉鎖することも困難なため、各施設では備品や遊具等の定期的な消毒、登園及び出勤時の検温と手指の消毒、感染防止のためのマスク着用の徹底、風邪などに似た症状のある児童の登園や職員の勤務自粛、感染が疑われる地域への不要不急の外出禁止、3密を避けるための行事やイベント等の中止など、感染拡大防止のために多大な協力をいただいているところでございます。

○1番（平田慎一君） 新型コロナウイルスの感染が広がる中、小中高校等の休校要請がなされ、幼稚園や大学もこれらに倣いましたが、保育園や学童保育は蚊帳の外でした。

保護者の就労を支えるために、保育園は閉じてはいけない、いつでも空いているのが保育園であり、感染予防に努めながら保育を継続すること、これが国、厚生労働省からの要請でした。また、食事や授乳、着がえや排泄の世話などはもちろん、遊びの場面においても、スキンシップや密接なかわりが必要であり、ソーシャルディスタンスを守るのは、保育においてなかなか困難なことです。

全国保育協議会などの調査によると、コロナ対応が続く中で、保育士らの9割

が、3密が避けられず、子どもや保育者に感染リスクがあると言っています。そこで、仮に本町の幼児教育の現場でクラスターが発生した場合、どのような対応をするのか、また、自治体から現場への要請や意向などを踏まえたマニュアル等があるのか、お聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（相星永悟君） お答えいたします。

仮に本町の施設におきまして発生した場合は、おのずとその施設は閉鎖されることになろうかと思えます。それに対応するマニュアル等ですけれども、これは厚労省を通じて、県・町を通じて各施設に配付しておるところでございます。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。幼児施設に関してはですよ関係省庁がかぶる、内閣府等を含めてですね、文科省、それで厚生労働省、分かれておりますけれども、その辺の部分ですね、特に認定こども園の場合はすべての省庁から案内が来ているようなことも伺っておりますし、その辺の情報の整合性というか、流れをですねいまわからない学校等もあるのではないかなというふうに思っております。

保育現場では、国や自治体それぞれの要請や意向、各保護者の就労状況や家庭の様子、一人一人の子どもの年齢や心身の状態、そして、社会の動向や世間の目を気にしたり考慮したりしながら保育を行っているのが現状であると思えます。もし自分が感染したら、もし自分が子どもを感染させてしまったらと、常に不安を抱いているのが幼児教育の現状ではないでしょうか。

そのような不安を軽減していくことも大事なのではないかと、そういったところについては、行政として何らかの対応、ケアをしているのかお聞きいたします。また、そのような考えはあるのかお聞きいたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） お答えいたします。

まず、経費的な面での支援で申し上げますけれども、令和元年度の3月議会でお願いたしました学童保育の延長にかかわることです。それから、今年度に入りましてからも、物質的な支援ですけれども、マスク、消毒液、それから非接触型体温計などの速やかな配付をいたしておりますので、後方支援的では物質的な支援しかできないところがございます。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） その辺につきましては、現場とは意見交換をされていますか。

○保健福祉課長（相星永悟君） その情報共有はいたしております。ですので、不足

が生じますものについての、先ほどの速やかな供給ですけれども、そこについては直ちに対応ができるように対応はとっております。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 物質的なものにつきましては、先ほども町長の答弁でありました、3億7,000万円の補正のほうで十分ちゃんと対応していくという旨をお伺いしておりますので、その辺はよろしく願いいたします。

それとともにですね、町長にちょっとお尋ねしますが。医療関係者、医療従事者への国からの施策的な補助金があったと思います。このような助成金等を町単独でも構いませんが、幼児教育関係者にそのような助成というのを考えるべきではないかという部分も思うんですが、町長、いかが思われますか。

○町長（東 靖弘君） ただいま確認しましたら、医療関係についてはそういう体制をとということで、今回もそういう支援措置が講じられていて、一番、保育の現場で、子育て環境をやっていく中で欠かせない保育士の人たちの心労とかを察したときに、町のほうで支援する考えはないかという御質問でございますが、今のところ、国のほうでこういったところについても支援すべきじゃないかなということは考えておりましたので、現在の御質問につきましては、もっと状況調査をさせていただきます。

○1番（平田慎一君） 是非ですね現場の意見も聞きながら、町としても対応していかれることをお願いいたします。

次に、学校での感染症対策はどうなっているかについてお聞きします。

ちょっと先ほどと重複しますが、本町の小中学校でクラスターが発生した場合の対応も含め、お示してください。

○教育長（藤井光興君） 質問にお答えいたします。

まず、現在、本町での感染症対策ですけれども、文部科学省が示した学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式 Ver 4 をもとに、各学校で対策をとって進めております。

今、社会全体が長期間にわたり新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならない状況です。学校では、基本的な感染症対策を継続しながら、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら、可能な限り、授業や部活動などの教育活動を継続し、子どもたちの健やかな学びを保障するという基本的な考え方を持って取り組んでおります。

全国的なデータですけれども、8月末時点での感染者は、小中学校で694人、そのうち学校内で感染したとみられる児童・生徒数は27人で、4%となっています。このことから、マニュアルの徹底によって最小限に感染拡大をされていると考

えております。

このマニュアルには、ここにございますが、約70ページのマニュアルですけど、具体的な学習活動場面や部活同時の感染症予防策、感染地域のレベルに応じた対応、臨時休業の考え方等、いろんな網羅されております。例えば感染レベル1・2の地域では、教室においては1メートル間隔を保つ機の配置をすること、できない場合、できるだけ距離を離し、換気を十分行ったり、マスクを着用させることで3密を避けるように努めると記載されており、本町でも継続して行っております。また、町教委からは消毒液、マスク、体温計を配付し、今後も、全学校に体育館用の大型扇風機や、各学校の要望を聞いてアクリルのついたてなどを購入・配付する予定であります。

クラスターにつきましては、先ほど言いましたとおり、このマニュアルにのっとりやっておりますので、県内クラスターが出たこともないようですけども、徹底してやっておりますので、まだ、出た場合については保健所と相談しながら進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。マニュアル等があつてですね、ある程度の段取りがちゃんとできているということで認識しておきます。

また、2020年3月、文部科学省から新型コロナウイルス感染症対策の一環として、全国の小中学校、高等学校、特別支援学校で臨時休校を行うことを通知されました。臨時休校中に、学習指導は教科書や参考書などの教材を生かした家庭学習ですが、そこで浮き彫りになったのが、休校期間中の学習のおくれという部分です。それをどう取り戻していくのかというのが課題だと思いますが、先ほどの同僚議員の答弁で、教育長のほうから、今現在、学校教育の未履修はないということで答弁を伺っておりますけども。

では、臨時休校に伴って生じた課題、そして、学校再開後の児童・生徒の学びについて、今現状としてどのような対応をされているのかお聞きします。

○教育長（藤井光興君） ただいまの質問ですけども、先ほど、児玉議員にもお答えしましたが、現状等につきましては。学校教育活動につきましては、先ほど説明いたしました感染拡大防止対策をとった上で、以前と変わらないほどに戻っているところであります。大きな問題もありませんが。

ただ、先ほど言いましたとおり、行事を、例えば縄跳び大会であれば、3時間したのを2時間でやったとか、あるいは全員でのPTA総会をカットしたとか、そういうところはありましたけど、とにかく密にならないような工夫をした上で行事を行っておりますので、大きな課題、問題はないのかなと。どうしてもしなきゃなら

ないものについては間隔をとったりして実施しておりますので、大きな影響はなかったのかなと思っております。

○1番（平田慎一君）　そこです、特に中学校3年生とかになるわけですが、部活動ですね。各種スポーツ大会はほとんどなくなって、大崎町は結構スポーツに強い方々がたくさんいらっしゃいますし、それによって進学される方もいらっしゃると思うんですが、その辺の事情とか状況はどうなっていますか。

○教育長（藤井光興君）　これも6月議会で出た気がするんですけど。部活動につきましては、先ほど言いましたVer 4マニュアルにのっとりしておりますが、これも、以前はいろいろ厳しかったんですけど、今は体育の時間はマスクをとってやってもいいということで、3密にならない工夫をしながらやっているところです。

それから、7月末に中体連の地区大会をやろうということであったんですけども、最終的にはやりませんでした。これは、県内ほとんどやっていません。中体連については、ただ、学校としては、地区内の学校長同士で、あるいは部活担当者で連絡をとり合って、子どもたちに心の整理をつけさせようやということ等で交換試合をやったりとかしているのはあるようです。

それから、これも確か6月議会で出たと思いますけど、入試関係につきましては、県のほうでは、それぞれ差がつかないように対応しますので心配ありませんということでありましたけど、そういうことで問題はないのかなと思っているところです。

○1番（平田慎一君）　今後もですね引き続き、生徒のフォロー等を含めてやっていただいきいという部分と、今後も社会全体で継続して新型コロナウイルス感染症対策をしていながら生活していかなきゃなりません。

そこで、感染症対策は大切なのは言うまでもありませんが、より重視しなければならないのは、やはり子どもたちの学びの保証という部分だと思います。誰一人取り残さない教育の機会均等をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○教育長（藤井光興君）　感染症対策と学びの保証は両立しないといけないなと思ってはいますが、そういうことでなるべく臨時休校をとらないという形で進んでますよね。そういう意味で、学校のほうは普通に戻りまして、授業等についてはいつものとおり、今後のICT教育も見据えながら授業を進めているところでありまして、今のところ、以前と変わりなくしておりますので、大きな問題はないのかなと思っております。

○1番（平田慎一君）　ありがとうございます。

また、経済の低迷が、今、続いている状況で、家庭の経済格差が教育格差につながっていく心配があります。厚生労働省が本年7月17日公表した国民生活基礎調査

によると、依然として全体の7人に1人の子どもたちが、ひとり親世帯に限ると2人に1人が貧困状態だといわれています。そもそも貧困とは、どのような状態を指すのかというと、経済協力開発機構（OECD）が定める総体的貧困率を月収であらわした場合、親子2人世帯が月に約14万円以下で生活していることを指すといわれています。もう少しかいつまんで言うと、日本全国の世帯年収の平均の約半分です。暮らしている家庭のお子さんが、国内で約280万人いるといわれています。貧困は、世代間で連鎖すると言われており、親世代が貧困であれば、子どもの生活にも影響を与えます。特に成長過程での影響は大きく、体だけでなく心にも影響を与えてしまいます。貧困を理由に、子どもは教育や社会経験の機会を失ってしまい、結果として学力不足の子どもや精神的に未成熟なまま大人になり、低所得あるいは所得がない生活を送るケースが多いため、貧困は連鎖しているといわれています。

コロナ禍によって、さらに進むといわれているこの経済の減退、そのことでさらに起こる格差について、本町教育行政の御認識と取り組むべき内容をお示しください。

○教育長（藤井光興君） 学校から、そういう実態については聞いておりませんが、申請してもらって出している就学援助ですかね、そのあたりはやっていますけど、コロナについては今のところ考えておりませんが、これは福祉のほうとも関係あるでしょうけど、委員会としてはそこまでは考えておりません。

○1番（平田慎一君） これは確か、教育委員会のこの前来た資料の中にも格差のアンケートの部分の資料があったんですけれども。わかりやすく言えば、今度、文部科学省が2020年度から、毎年やっていたんですけど、全国学力学習状況調査で、今年度から、社会経済的背景、今の貧困の部分です、これを重点的に学力に与える影響を調査するという形でいっておりますけども、この調査はもう終わったんですかね。わかれば。

○教育長（藤井光興君） ことは学力調査はまだやっておりません。これから9月末、10月初めに文科省のほうについてはやる予定です。

○1番（平田慎一君） 本年度あるということで、ホームページ上も出てましたので、また、これが出た場合は結果のほうを教えていただければというふうに思います。

また、今言った貧困の問題というのはですね大崎町でもあると思いますので、是非確認されてですね、フォローできる部分は、1人も取り残さない学習指導という形でですね学びの保証をしていただきたいと思いますというふうに要望いたします。

○教育長（藤井光興君） 学力テストで、学習状況調査になるんですが、その中に入っているのかなと思っておりますけど、今年度についてはまだ見ておりませんので、ここに入っていたら、また、結果についてはお知らせしたいと思います。

○1番（平田慎一君） 次に、ICT環境整備について、地域BWA（ブロードバンドワイヤレスアクセス）制度の取組を活用できないかについてですが、日本の学校教育は、これまで対面や紙、電話でのやりとりに依存しすぎて、連絡手段にすらICTを活用してきませんでした。ICT活用と言えば、あくまでも授業の中だけで使うもので、学校生活全般でICTを活用するという発想がなかったのではないのでしょうか。文部科学省が発表した調査によると、コロナ禍の休校開始約1カ月半の間に、同時双方向型のオンライン指導ができた学校はわずか5%ということだったそうです。日本の多くの学校では、オンライン授業以前に、子どもに教材を配信する仕組みや、子どもと教師が普段からオンラインで連絡をとる手段すらないのが現状です。

ですから、緊急事態になっても、すぐにオンライン授業に切りかえられないし、今の学校のICT環境で対応できることは意外に少ない。コロナ禍の学校現場は、今、これまで以上にICT活用が求められています。各校のICT教育環境の差が教育格差の拡大につながるとも指摘されています。授業の中でしか使われない日本の学校のICT活用は、世界的に遅れています。その状況は、OECD（経済協力開発機構）が義務教育終了の15歳生徒を対象に、3年おきに実施する生徒の学習到達度調査（PISA）2018年度調査でも明らかになりました。日本の学校のICT活用は、OECDの平均にも及ばないどころか、世界で最も最下位レベルで、学習用途としてICTはほとんど使われていないことがわかっています。

そのような背景の中、今般のコロナ対策で前倒しに整備される学校のICT活用をどのように進めていくのか、本町の方向性をお示してください。

○教育長（藤井光興君） 今回の質問につきましても、6月議会でいろいろと出たと思いますけれども、今回、きのうのテレビなんかを見てますと、政府のほうでもデジタル省をつかって、大臣を新しくつくられましたけど、おっしゃるとおり、世界的に日本のICTは遅れています、おっしゃるとおりです。韓国やら中国やらインドやらしたら、ものすごく遅れている状況です。

今回、コロナが始まってこういうことで、政府も急いでいると思いますけど。この前、いろんなことを考えてみましたら、金を町のほうでも使ってもらって、ICTをどうにかしようということに進んでいるところですが、現在の整備状況について、この前、話をしたと思いますけど。令和元年12月13日に閣議決定され、国の令和元年度補正予算においてGIGAスクール構想の実現が示されたことから、現在、本町でも計画的に整備を進めている状況です。

1つ目の、校内通信ネットワークの整備、校内LANの整備につきましては、夏休み期間等を利用し、大規模改修工事中の中沖小を除くすべての小中学校での整備

を終えたところであります。これまで、大崎町各校内LANはまだ整備されておられませんでしたが、今回、こうして、今、夏休み中には中沖以外は全部、一応校内LANの整備が終わったところです。また、タブレット等を保管する電源キャビネットの整備につきましては、タブレット等の整備と合わせて進める予定であります。

2つ目の、児童・生徒一人一台の端末の整備につきましては、7月末に、県の義務教育課の共同調達による業者が決定したことから、今後、予算及び契約議案の可決後に業者を契約を締結し、全児童・生徒分の整備を進めてまいりたいと考えております。聞きますところ、来年1月から出荷予定ということ聞いておりますが、できれば少しでも早く、12月でも入らないかなと思って、担当には話をしていますが、やっぱり来年度1月以降じゃないと無理なのかなという感じであります。また、国の新型コロナウイルス対策に対する国の令和2年度補正予算において、オンライン教育等によるICTの活用により、すべての子どもたちの学びを保証できる環境を早急を実現するよう示されたことから、GIGAスクールサポーターの配置、及び緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備の補助事業等を活用し、LTE通信環境、モバイルルーターの整備など、できることから関係機関と連携しながら整備を進めてまいりたいと思います。このモバイルルーターにつきましても、前の議会で話をしましたが、各学校の学級数プラス1台ということで考えております。

これまで、本町はICT環境の整備が遅れていたこともあり、GIGAスクール構想の整備と合わせ、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、教職員のタブレット端末等の整備、オンライン授業用のモニターの電子黒板など小中学校の普通教室等に整備し、ICT教育の環境整備に努めてまいります。

また、教育現場において人的体制が不十分であることから、急速な学校ICT化による教員の機器等の取り扱い及び活用方法について、ICT支援員を配置することは必要であることを考え、機器等の整備だけでなく、活用が目的であることから活用方法について検討し、取り組んでまいります。

これも先ほど言いましたが、夏休みに大崎のICTアドバイザーになってもらっています教育センターの情報教育研修の課長に視察に来ていただいて、大崎の状況についてお話ししました。そしたら担当が一生懸命なもんですから、まず、そのことを褒められました。これだけ熱心にやっている職員はいないということをおっしゃいましたが、聞いたところ、一番早かったのが大崎だったみたいで、これから、今から南さつまやら霧島に行くんだとおっしゃっていましたが、割と早く相談してよかったのかなと思っています。彼の話によりますと、これからセンターのほうでも月2回程度はオンラインを通じた研修をやりたいと話しておりましたが、まだ

情報は入っておりません。

今回の学校教育のICTの整備により、学校現場の情報化は急速に進展することから、導入から活用へ、そして子どもたちの情報活用能力につなげ、創造性を育む教育ICT環境の実現に取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上です。

- 1番（平田慎一君） ありがとうございます。あと、ICT活用について取り上げるときにですね、どうしても学習面の話が多いんですけども、私は学校のICT活用は教師の働き方改革にもメリットをもたらすのではないかとこのように考えております。紙を印刷せずに、クラウド上でファイルを管理できますし、転記や転写、こういうのの手間も省けます。

GIGAスクール構想では、インフラや機器整備の話ばかり注目されますが、教師の働き方改革など様々な課題を複合的にとらえて整備を考えることが重要であると思います。これについては、教育長も同じような考えですか。

- 教育長（藤井光興君） おっしゃるとおり、学校の働き方改革に関連の統合型何とかというふうにですね入れたらいろんなことに使えますよね。それから、先生方の勤務の管理まで、出勤・退勤、それから休みに対応できますので、そのあたりもつけられたら大崎遅れてますけど今回それで大分改善できるのかと思っております。ですから、おっしゃるとおり、できるだけ有効に使って、生きた活用ができるようにしたいと思っています。

以上です。

- 1番（平田慎一君） 是非、そのように複合的に使っていただけるようにやってください。

そのような中で、今後必要となること、今の話の中でですね、すべての中で必要になることが、課題が環境整備であると思います。アクセス環境やネットワークの高速帯域化に対応すべきであり、その手段として地域BWA制度の活用ができないかについて質問してまいります。

先に地域ブロードバンドワイヤレスアクセスとは何か、概略を若干申し上げますと、2008年度より、高速移動無線技術として光回線化が困難なエリアの解消や、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的として導入された電気通信業務の無線システムです。総務省の免許制として、市町村単位で地域事業者に利用されています。近くで言うと、宮崎県三股町が導入し、鹿屋市も協議化会員となっています。2014年10月からは、電波法令の制度改正によりLTE技術も利用できるようになり、より高速な通信サービスが可能となっています。本システムを端的に言いますと、光回線ケーブルの電波塔と考えてもらえれば、4G、5Gなどの高

速回線での使用が可能で、1つの基地局で広域をカバーできます。既存の通信システム、Wi-Fi等は、場所や環境により通信が途切れたり、速度が遅くなったりしますが、それが解消されるということです。

あえて教育の分野で言っているのは、各学校区に基地局をつくることで、その利便性と環境がICT活用とうまく相乗効果を生むのではないかと思います、いかがお考えになるでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 地域BWA制度を調べてみますと、無線基地局からの電波によって通信を行う、地域限定のデータ通信サービスとなっており、専用周波数を使用することから通信が集中することによる障害が起こりにくく、災害対策をはじめとする様々な分野での活用が期待されております。

全国的に見てみますと、学校などのネット利用、地域の暮らし・防災情報の発信、児童・高齢者の見守り、商店街監視カメラなどの映像伝送、条件不利地域の解消などに活用されている事例があるようです。

議員から御提案のありました地域BWA制度の活用につきましては、活用している自治体を参考にしながら、調査・研究をさせていただきたいと思っております。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。

先般、菅総理が総裁選後の記者会見で、デジタル庁新設計画とともにすね光ファイバー回線整備に500億円予算をつけて整備するというふうにおっしゃっていましたが、そのような国・県の予算措置もにらみながら、この施策に反映させていければいいんじゃないかなというふうに思いました。

また、ブロードバンドは、社会経済活動を支える重要な社会インフラであり、地域においても定住促進、企業誘致等の地域の活性化、先ほど町長がおっしゃられたとおり、防災、介護支援等の福祉、医療体制の確保等の地域の安全・安心を実現するために必要不可欠なものとなっております。特に無線によるブロードバンドシステムは、地域の特性やニーズに応じて、ネットワークを柔軟かつ効果的に構築できることから、地域において、今後ますます利活用が進むことが期待されており、新しい技術の開発も進展しています。

そのような通信技術を取り入れることが、ソサエティ5.0時台を生き抜く上でも、本町の未来への投資としても、考えていく手段であると思っております、いかがでしょうか、再度お聞きしますが。

○町長（東 靖弘君） 他の自治体を参考にしながら研究させていただきたいという答弁をさせていただきました。これは変わらないことではあります、先ほど平田議員からありましたように、九州においては、あるいはこの近辺においては三股町がやっているということで、データの中で見てみましたら出ておりました。そしてま

た、全国にどれくらいの自治体がやっているのかなということも調べてみました。

それを見ながら思っているのは、やはり1つのコミュニティ放送的な役割も果たしている、いわゆる福祉とか、先ほどあったような高齢者の見守りとか、あるいは監視カメラとかそういったことまで地域限定の中でやられているというので、そういった面で、一部の地域でやれること、あるいは町全体を広域的にとらえてやれること、あるいは隣接の一部とやれることとか、いろいろ規定があったところではありますが、やっぱり総務省が主催する中で、この事業がどれぐらいのメリットがあって、デメリットがどれぐらいあるのかということもちゃんと調べていかなければならないなということで、事業内容としては情報を伝達するという部分では非常にいい制度ではないかなと思っておりますが、全体的に九州はまだ3箇所しかやっていないという状況でありますから、その要因とかそういったところも調べた上で判断させていただきたいなと思っております。

- 1番（平田慎一君） 是非ですね積極的に、また、もしかしたらいろんな新しいタイプのこういう仕組み、システムが、デジタル庁でまだ出てくるのかもしれませんが、そういうところも十分取り入れながら、大崎町の公共の福祉を、このブロードバンド社会における利便性も含めてですね施策として考えていっていただきたいというふうに思っております

最後に、防災・減災について質問いたします。

7月豪雨及び台風10号被害について、現況等につきましては、同僚議員の質問でわかっておりますので、大崎町地域防災対策等の部分に含めて出ていますという形で答弁も町長からいただいておりますので、別な部分の質問で、今回、早目に避難をされる町民の方が多かったですけども、ジャパンアスリートトレーニングセンターやあすばる大崎など、避難者が多くて入れなかった方もいらっしゃったと聞いておりますが、どうだったのか。ソーシャルディスタンスの対応も含めてお聞きいたします。

- 町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、総務課長の答弁とさせていただきます。

- 総務課長（上橋孝幸君） 台風10号における避難所の開設状況について、説明をまずさせていただきたいと思っております。

避難所につきましては、町内8箇所の施設を開設したところであります。その中で満杯状態になった施設が、保健センターとあすばる大崎でございました。今回、新型コロナウイルス感染症対策もございましたので、もちろんソーシャルディスタンスに気をつけて、1人当たり4平米、もしくは1世帯当たり4平米以上の間隔をとるように、避難所に待機する職員には指導したところでございます。

以上です。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。保健施設とあすぱるがいっぱいだったということで、このいっぱいだった方々に対しては、ほかの場所への移動をお願いしたりとかそういう対応はされたんですか。

○総務課長（上橋孝幸君） まず、当初、最初の段階では避難所は6箇所開設いたしました。保健センターが、まず一番最初に満杯になったものですから、その次に、あすぱる大崎をお勧めして、あすぱる大崎も満杯状態に近い状態になったものですから、隣の総合体育館を追加で開けたところでございます。

さらに、三文字地区の方々、あるいは仮宿地区の方々が避難を希望される方がいたものですから、老人福祉センターも追加で開設したところでございます。

以上です。

○1番（平田慎一君） では、次に、災害復旧はいつ頃になるかですが、これもちょっと若干重複する部分がありますが、個別具体的にですね、特に被害が大きかった持留、档ヶ山、高井田地域ですね、あと橋梁の飯隈橋、田中橋の復旧の見込みと、これも先ほどと若干重複しますが、昨年7月の豪雨災害で崩れた菱田川の改修工事、このめどについて、来年ぐらいということで、先ほど答弁されましたが、来年の何月ぐらいをめどにしているのかなという部分も含めまして、御質問いたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、建設あるいは耕地、農政というふうに分かれておりますので、それぞれ担当課長のほうの答弁とさせていただきます。

○建設課長（時見和久君） 建設課関係分について御説明いたします。

橋梁の飯隈橋、それから田中橋につきましては、来月に国の査定がございまして、それを受けた後、発注となる予定を組んでおります。完成につきましては来年度末を予定しているところなんですけど、これにつきましても各橋につきましても分割発注とか、上部工、下部工と分けて、なるべく工期を短縮する計画ではございますけども、ちょっと見通しが、今現在では来年度末はしてまますけども、少しでも早く完成させるようにしたいと思っております。

あと、菱田川の昨年度災害を受けた箇所になりますけども、今現在までに2回ほど入札を実施したところでございますけども、2回とも不調になったと伺っております。ことしについても、今月、一応入札予定ではあるということは何っております。災害については3年間で復旧を終わらすということになってますので、土木の場合ですね。どうしても来年度までにはできないと、完成しないといけないことになってますので、何らかの動きはあると考えております。

建設課は以上です。

○耕地課長（竹本忠行君） 耕地課関係についてお答えいたします。

補助対象災害につきましては、耕地課につきましては、10月から11月にかけて国の災害査定が実施予定であり、終わり次第、順次工事発注を行う予定でございます。

今回の災害につきましては、九州全域にわたりまして非常に多いことから、国の査定体制につきましても大変苦慮している状況でございます。耕地課におきましては、やはり用水の確保、作物作付とかありまして、先ほど答弁いたしましたけれども、農地関係につきましては34件の災害申請件数、また、施設につきましては37件の災害件数と、非常に件数等も多いわけでございますけれども、やはり先ほど申しましたように、用水の確保、作物作付というのが1日も早く実施できるように努めてまいりたいと思います。

先ほど建設課長の答弁でございましたけれども、3年間のうちに耕地関係についても工事完了については認められておるんですが、先ほど言いましたように1日も早い復旧ということで、とにかく来年度末復旧工事完了を目指して計画的に実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○農林振興課長（中村富士夫君） 農林振興課関係でございますけれども、持留地区構造改善センターの空調機、雨どいにつきましては、10月をめどに復旧予定でございます。それから、林務関係でございますけれども、65箇所法の崩壊、山岳崩壊とかということがございました。このうち、特に被害の大きかった下持留地区の山腹崩壊、持留東、ここは個人の住宅の裏山なんですけれども、ここと持留五反田、持留小の裏山ですけれども、ここにつきましては災害関連緊急治山事業で本年度、国庫事業により10月ぐらいをめどに入札というような形になるということで聞いておりますけれども、復旧につきましては恐らく年度をまたぐんじゃないかというようなこととお聞きをしております。

それから、治山崩壊箇所でございます。永吉の小野迫、漬け物会社のところと岡別府の早馬、ガソリンスタンドの治山工事でやったところについては、ことしの修繕ということで一応今年度中に発注はかけますけれども、ここにつきましても、いつまで復旧という見通しは立っておりませんが、なるべく早い段階での復旧をということでお願いをしているところでございます。

あとの災害箇所につきましては、8月27日に県のほうと現地確認を、調査をしております。それで、令和3年度以降に治山工事に乗っかる分については、令和3年度に2箇所ぐらいはお願いはできるんじゃないかと。そのほかのところについては、今回については、大崎町だけではなくて非常に全国的に、九州管内、特に被害

が大きゅうございましたので、なるべく早期復旧に向けて、国・県のほうには要望をしていくというようなことで進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

- 1番（平田慎一君） ありがとうございます。是非ですね早目に進めていただきたいと思います。特にですね橋梁の飯隈橋、田中橋につきましては、来年度の作付に間に合うのかとやっぱり心配されている農家さんも多いです。できればですね片一方の橋だけでも早目につくっていただければですね農作業もやりやすくなるのかなというふうに思います。

また、先ほど、菱田川の護岸改修工事について、入札が不調だったということで伺いましたが、川に近くて、流れが速くてですね、多分工事が結構困難な場所であるんだろうなというふうに思っております。引き続きですね、なるべく早い復旧、開通をお願いしたいというふうに思います。これにつきましては、町長もですね、衆議院議員森山先生をはじめ、いろんなところにお話をして、なるべく早くできるようにという努力は伺っておりますので、引き続き、早目の開通のほうをお願いしていきたいというふうに思います。

続きまして、防災・減災について、今後、どのような対策をとっていくかについてですが、全国各地で自然災害が多発し、様々な課題が浮き彫りとなっています。犠牲者になられた多くが要配慮者という状況、高齢者を含めて、その中でも、みずから避難することが困難な避難行動要支援者に集中していたといわれています。全国的に高齢者や障がい者等への実効性ある避難行動支援が大きな課題であるといわれていますが、本町においても、高齢者や障害者等への実効性ある避難行動支援が大きな課題であると思います。適切な避難行動をうながすための取組も含め、町長のお考えをお示してください。

- 町長（東 靖弘君） 気候変動の影響によって、今後、自然災害が頻発化・激甚化することが想定されますので、防災・減災の取組を迅速かつ強力に進めていく必要があると認識しています。

防災対策の基本的な考え方は、住民の生命・身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることです。これらは、行政だけの力だけではなくて、住民や地域が災害に備え、協力・連携していくことで初めて成しえるものでございますので、災害による被害を少なくする社会を実現するために、自助・共助・公助がそれぞれの責務と役割を明らかにした上で、災害に備えた支援体制の整備を推進していく必要があると考えております。

また、このたびの7月豪雨災害では、町内各地で土砂崩落や冠水、橋梁流出など大規模な災害が発生したことを受け、河床の浚渫や堤防の強化、排水対策、土砂災

害対策を、国・県と一体となって計画的に進めるとともに、過去にも被災のあった箇所では災害を繰り返し起こっていることをかんがみ、災害箇所の原形回復にとどまらない改良復旧の考え方も踏まえ、事前防災を加速化させることが必要ではないかと考えております。

今後も災害に強いまちづくりを目指し、防災協議会等におきまして提言される防災対策につきましては、総合的・計画的な防災行政の充実を図りながら、地域住民の生命や財産を守るために積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○1番（平田慎一君） ちょっと、先ほど言い忘れた部分があるんですけども、同僚議員も前お話しした部分があると思うんですが、災害復旧等に対してはですね、お金がかかってもいいから、おおもとの抜本的な工事をするべきじゃないかという意見が、前、特別委員会か何かで、多分同僚議員からの質問もあったと思うんですが、私もやっぱりそう思います。

特に持留地域の土砂流出に関しましては、あの近辺の方にお話を伺うと、その上の台地の大佐土原、大久保、あの辺の用排水がやっぱり流れてきているんじゃないかという、これは多分、町長が一番最初に、災害被害が起きたときに現場に行かれて、地域住民の方とお話されていると思いますけども、そういう抜本的な部分の復旧工事というか、目の前に見えている部分だけではなくて、そういう部分も手を入れるべきではないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 最近の災害の多発化を受けて、今、国のほうでも改良復旧ということがいわれるようになりました。現在、小さな災害があったと、でも、次にはまた広がって災害が発生するおそれがあると。単に災害は現況復旧と言うことができるけれども、そのおそれがあるところはちゃんと幅を広げてとか改良復旧すべきであるというのが、今、国のほうから示されている状況であります。

もう1点がいわれておりますのが、災害がこの次は起こるんじゃないかと、絶対大雨が降ったり、台風が来たりしたら、ここは崩れるぞというようなところについては、やはり事前着工とか事前復旧とか、事前にそういった対策をやる必要があるんじゃないかということで、防災・減災国土強靱化の国の計画の中で、今、そういったことが強く出されるようになりましたので、このことはすごくありがたいと思っております。我々としても、今回の災害で、まだこの対象にならない中でもそういう災害が発生するんじゃないかと感じているところもありますので、やはり、もうちょっと事前防災とかということについては、強くこれからも県とか国には要望をし続けていくと考えております。

それから、持留地区のことが出ました。先ほど、県が対処する2箇所については農林振興課長のほうから説明があったところですが、小学校の上のシラス採取場に

上から流れてきたんじゃないかという御質問であります、一部は流れてきていると思っております。ただ、シラスを採っているところは個人の営業上採っておりますので、非常にそこについては個人がやるべきことでありますけれども、じゃあ、上のほうはどうなのかということがありますので、上のほうも担当課とともに現地も歩いて見ました。その中で9割方、大佐土原から大久保に通じるほうの道路の一番低いほうに流れているのかなという感じであります。残り1ヘクタールぐらいの畑の水がシラス採取のほうに流れているというような確認ができたところであります。それについては、畑の形状もシラス採取のほうに傾いているわけで、当然、雨が降ってくるとそっちに流れて行きますので、そこについて、やはり土嚢を置くなりとか対策はやるべきだなというふうに思っております。ほ場整備等がしてあれば、排水路がちゃんと整備されているところでもありますけれども、あの地域においてはそういうことがなされないで、堰堤はずっと打ってあって、下のほうにこぼれないような対策は大体とってあったんですけど、1箇所程度集中して、そういったところに流れるようになっておりましたので、これらは今後、地権者とも話して改善する必要があったなと思っておりますので、やはり防災という面で早目に解決できるようにやっていきたいと思えます。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。是非ですねそういう抜本的な、事前防災も含めてですね取り組んで行かれることをお願いいたします。

また、本町では津波対策の防災マップはありますが、津波だけではなく土砂災害や洪水災害等を含めた防災マップが必要ではないかなというふうに思えます。これは、国とかのホームページ等でもありますが、余りにもおおざっぱすぎてですね具体性がちょっとないのかなと。自然災害が年々激甚化していることにより、災害のリスクを住民に伝える、河川の氾濫や決壊、緩斜面の崩壊、内排水が不可能である地域等への浸水が増えていることで被害が重度化しているとの国の指摘があります。先ほど町長が言われた部分も含めてですが、気候変動に対応した新たな基準等を整備し、河川管理の在り方や防災計画、防災マップ等を見直すことが必要であると思えますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 今回の7月の豪雨災害で、三文字地区が非常に大きく冠水をしたということがあります。やはり、過去にもたびたびしておりますけれども、それが原因が何なのかということは2点、3点と考えられるところでありますので、そういうことも踏まえ、また、そこだけでなくして、ほかの冠水しているところとかも十分点検する必要があるし、津波では東串良町とか連携しながら防災マップ・ハザードマップをつくってまいりましたので、今後、浸水域等については、浸水する区域の要因等をつかみながら解消に努めていくということは必要になってくるし、こ

れから、本当に予想を超える大雨が降ってまいりますので、浸水マップとかそういったことの必要性とか十分内部において議論してまいりたいと思います。

○1番（平田慎一君） 前向きな御答弁いただきありがとうございます。是非、そのように進めて行っていただきたい。

最後に、先ほど同僚議員のほうもちょっと言われましたが、早目の高齢者の避難ということですね、私も台風の後、集落のほうを回りました。やっぱり避難されてない独り暮らしの方が結構いらっしゃいました。現状を見てみると、やっぱり免許を持っていないと、逃げるに逃げれないと、息子たちもこっちにいないと、そういう状況があるので、是非そういう避難の手段がない方、そういう方々に対する対応はどのようにとっているのか、ちょっと最後にお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 避難の中で、常に言われているのが、行政の情報がどうだったのかと問われておりますけれども、今、一番必要なのは、やはり向こう三軒両隣のつき合いということであります。また、日頃から挨拶をすることが必要で、お互い顔見知りになって、このときにはこの人をというようなことを、それぞれの住んでいる地域で考えていくということが一番大切なことで、このことは強く言われてきております。

自助・公助・共助とかいろんなのがありますけど、公助が行き届くというのは最後の手段になってまいりますので、早い段階でそういうことをしてくださいという情報はちゃんと出していくべきだろうし、これまでも出してまいりましたけど、要援護者とかそういった方々が避難ができないとなったときに、やはりまわりの人が助けていくというような組織づくりとか、そういったことはとても必要かなと思っております。

また、各集落においては、やはり要援護者等の情報とかをつかんで、こういう体制をやろうというのをつくっているところもありますので、いわゆる津波を考えたときに海岸地域においてはそういったことを特にやってほしいとか、また、各地域の集落の皆さん方にもそういう働きかけをやっていってみんなで助け合っていくというような方向性で進められるようにしていきたいと思います。

○1番（平田慎一君） 町長その考え、よくわかります。こういうときこそ、地域の力というか集落の力が必要であり、自主防災組織も含め、自助・共助の精神ですね対応していくということが、集落に入るメリットや助け合いという部分ではですねなってくるのかなというふうに思います。

でも、その部分の意識の醸成というか啓発というかですねそういう部分が少子高齢化の中で、情報がやっぱりうまく伝わっていない、集落の中でもやっぱり公民館長が毎年変わるわけですから、それなりのところはですね、長くされているところ

もちろんありますけども、単年度でどうしても、その話がつながっていったいないという部分もありますので、その辺の対応は行政のほうでできる部分はしていただきたいと思いますというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。これをもって一般質問は終結いたします。

-----○-----

日程第3 陳情第3号 商工会に対する令和3年度補助金要望等について

日程第4 陳情第4号 特産品の販路開拓支援事業に関する令和2年度市町村補助金（補正予算）及び令和3年度補助金（当初）の要望について

○議長（宮本昭一君） 日程第3、陳情第3号「商工会に対する令和3年度補助金要望等について」及び日程第4、陳情第4号「特産品の販路開拓支援事業に関する令和2年度市町村補助金（補正予算）及び令和3年度補助金（当初）の要望について」、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後1時57分

第 3 号

9 月 2 4 日 (木)

## 令和2年第3回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和2年9月24日  
午前10時00分開議  
於 会 議 議 場

### 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（1番，2番）
- 日程第 2 議案第30号 令和2年度大崎町一般会計補正予算（第4号）  
（特別委員長報告）
- 日程第 3 議案第31号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第1号）  
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 4 議案第32号 令和2年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）  
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 5 議案第33号 令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算  
（第1号）  
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 6 議案第37号 町有財産（建物）の無償貸付について  
（特別委員長報告）
- 日程第 7 報告第 2号 令和元年度大崎町健全化判断比率の報告について
- 日程第 8 報告第 3号 令和元年度大崎町資金不足比率の報告について
- (特) 日程第 9 認定第 1号 令和元年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- (総) 日程第 10 認定第 2号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (総) 日程第 11 認定第 3号 令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (総) 日程第 12 認定第 4号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (文) 日程第 13 認定第 5号 令和元年度大崎町水道事業会計決算認定について
- (文) 日程第 14 認定第 6号 令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (文) 日程第 15 議案第38号 令和元年度大崎町水道事業剰余金の処分について

- 日程第16 選任第 1号 令和元年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について
- 日程第17 陳情第 4号 特産品の販路開拓支援事業に関する令和2年度市町村補助金(補正予算)及び令和3年度補助金(当初)の要望について  
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第18 陳情第 3号 商工会に対する令和3年度補助金要望等について  
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第19 発委第 1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)の提出について
- 日程第20 発委第 2号 大崎町議会基本条例の一部を改正する条例の提出について
- 日程第21 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 議員派遣の件
- 日程第23 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 平田 慎一	7番 吉原 信雄
2番 富重 幸博	8番 中山 美幸
3番 児玉 孝徳	9番 上原 正一
4番 稲留 光晴	10番 小野 光夫
5番 神崎 文男	11番 諸木 悦朗
6番 中倉 広文	12番 宮本 昭一

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 東 靖弘	農林振興課長 中村 富士夫
副町長 千歳 史郎	耕地課長 竹本 忠行
教育長 藤井 光興	建設課長 時見 和久
会計管理者 西高 和義	農委事務局長 川畑 定浩
総務課長 上橋 孝幸	水道課長 高田 利郎

企画調整課長	中野伸一	教委管理課長	上野明仁
住民環境課長	小野厚生	社会教育課長	今吉孝志
保健福祉課長	相星永悟	税務課長	本松健一郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	本高秀俊
次長兼調査係長	宮本修一
次長兼議事係長	垣内吉郎
庶務係主幹	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） おはようございます。これより、本日の会を開き、直ちに開議いたします。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本昭一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、平田慎一君、及び2番、富重幸博君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 議案第30号 令和2年度大崎町一般会計補正予算（第4号）

○議長（宮本昭一君） 日程第2、議案第30号「令和2年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案について、令和2年度大崎町一般会計補正予算（第4号）審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○審査特別委員会委員長（神崎文男君） ただいま議題となりました議案第30号、令和2年度大崎町一般会計補正予算（第4号）について、令和2年度大崎町一般会計補正予算（第4号）審査特別委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、9月10日の本会議において当特別委員会に付託されたもので、9月14日に特別委員会を開催し、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ36億3,678万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億8,531万1,000円とするものであります。

補正予算の内容については本会議において説明がなされておりますので、委員会での主なものについて報告いたします。

まず、款2項1目6節12委託料1,124万2,000円の城内共有墓地移設業務委託料について、委員から、墓地移設に関しては、今後どのようなスケジュールで進めていくのかとの問いに対し、今後については、墓石管理者との正式同意、新しい共有墓地となる町有地周辺にお住まいの方々との正式同意、墓石を移設する事業者との正式契約、墓地の管理を行う共有墓地管理組合の設立などを考えている。また、管理者不明の墓地も複数あることから、正式に官報で公告した場合、1年経過しなければ墓石の処分ができないことになっている。そのため、管理者不明の墓石の処分については、来年の10月以降になると見立てをしているとの答弁であり

ました。

次に、款2項1目15節17備品購入費121万円のWeb会議及びテレワーク用機器について、委員から、Web会議及びテレワーク用機器はどのような場合に使用するのかとの問いに対し、コロナウイルス関係もあって、遠方の方と一緒に協議することもなかなか難しい状況であるため、Web会議システムを使って離れた場所での打ち合わせに使用する。また、テレワーク用機器については、大崎町内等でコロナウイルス感染症が蔓延した場合に、職員が自宅でも業務ができるようにするために整備するものであるとの答弁。

次に、款4項2目1委託料948万5,000円の炭素循環事業化可能性調査委託料について、委員から、この事業はここ数年継続して行われている事業であるが、実際に事業化できる見込みがあるのかとの問いに対し、これまでの調査において、し尿を発酵させた後に1日で100トンもの消化液が排出されるという結果から、それを処分するための農地が約500ヘクタール必要になることが課題となっている。今後、耕作者など、消化液を使う方の意見を集約して、結果に反映していきたいと考えているとの答弁でありました。

さらに、委員から、何年間も取り組んでいる事業であるため、よい形で事業化できるように進めていただくよう要望した。

次に、款5項1目15節18負担金、補助及び交付金140万円の肥育牛経営支援特別対策事業給付金等について、委員から、それぞれの給付金は現金支給での対応となっているが、町内の消費を喚起する意味からも町内で使用できる商品券の配付の考えはなかったかとの問いに対し、商品券の配布も検討したが、減収という観点からも経営を持続していただきたいという趣旨で現金支給ということで最終決定したとの答弁でありました。

次に、款5項2目1節12委託料365万9,000円の森林所有者意向調査委託料について、委員から、適切に管理をしていない森林の所有者が経営管理を町へ委託した場合、地権者の負担はどうなるのかとの問いに対し、町へ委託した場合の管理の方法は、経営に向く森林については意欲ある森林経営事業体の方へ委託をし、経営に向かない森林については町が管理をすることになり、その分の費用については森林環境譲与税の積立てで賄うことになっているため、地権者の負担はないとの答弁。

次に、款9項2目3節17備品購入費8,193万8,000円の小学校ICT教育用備品について、委員から、学校管理費との間で予算の組み替えが行われているが、タブレットなどの教育備品についての導入の時期はいつ頃か、また、購入に際しては県との共同購入になるのかとの問いに対し、児童・生徒、教職員用のタブレ

ット端末については、県の義務教育課の共同調達によるもので、採用業者も7月末に決定している。納品については、早くても年明けの1月の予定であるとの答弁。

また、委員から、通信運搬費のモバイルルーター使用料について、タブレット自体にSIMカードは入っていないのかとの問いに対し、今回の共同調達によるタブレットについてはSIMでは対応ができないため、モバイルルーターということになるとの答弁。

さらに、委員から、児童・生徒全員にモバイルルーターが配付されるということまで理解してよいかとの問いに対し、基本的には、学校で使っていただくことになるが、家に持ち帰ったときにインターネット環境がない家庭もあるため、その場合にモバイルルーターを持たせて、オンライン学習等の環境を整えるものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第30号令和2年度大崎町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、令和2年度大崎町一般会計補正予算（第4号）審査特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第30号「令和2年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第30号「令和2年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号「令和2年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」は、原

案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第3 議案第31号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）**

○議長（宮本昭一君） 日程第3、議案第31号「令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） ただいま議題となりました議案第31号、令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、9月10日の本会議において当委員会に付託されたもので、9月11日に委員会を開催し、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,400万3,000円とするものであります。

補正予算の内容については本会議での説明のとおり、過誤納に係る保険料の還付金であり、県広域連合から受け入れた分を被保険者の関係者等に還付するもので、被保険者の死亡による還付金が主なものであります。

特に質疑はなく、その後、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第31号令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第31号「令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第31号「令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号「令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第32号 令和2年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宮本昭一君） 日程第4、議案第32号「令和2年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（富重幸博君） ただいま議題となりました議案第32号、令和2年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、去る9月10日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、9月11日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

それでは、委員会の中での主な審議について報告いたします。

この補正予算は、収益的支出のうち、支出の第1款水道事業費用を195万、9000円に増額し、予算総額を2億1,022万1,000円に、また、資本的支出のうち、支出の第1款資本的支出を1,457万1,000円増額し、予算総額を1億4,436万6,000円とするものです。

内容については、本会議での説明のとおり、令和3年度に塩素消毒施設及び調整槽の改修を行うための実施設計等に必要な経費の補正でありました。

質疑に入り、中山第二水源地では、施設の構造上の問題から塩素処理に苦慮しているということであるが、中山第二水源地以外の施設ではどのような状況なのかとの問いに対して、水道水の滅菌消毒については、滅菌ポンプにより次亜塩素をタンクあるいは送水管に直接注入する方法により行っているところであるが、中山第二水源地においては滅菌器が設置されているポンプ室から調整槽まで、距離にすると50メートルぐらい離れており、位置関係では調整槽が1段高いところに設置されている状況である。また、次亜塩素が流れる配管の状況については、滅菌ポンプからは平坦になっているが、途中から斜め上に向かい、その後、また平坦になって、

一部露出して調整槽のタンクの中に入っている状況である。夏場等になると、気温の上昇に伴って次亜塩素自体の温度も上昇するため、パイプの中に気泡が発生し、その気泡自体が支障となり塩素が流れにくくなる現象が起こっているため、その気泡を抜くなどの対応をしながら常に監視し、水道法に定められた最低の塩素濃度を保つようにしている状況であります。その原因が把握しきれない部分があったりするため、非常に苦慮しているとの答弁でありました。

さらに、委員から、今回は実施設計業務委託料が計上されているが、令和3年度で計画されている工事等の費用は、概算でどれぐらいになるのかとの問いに対し、施設については直径8メートル、高さが13メートルぐらいのステンレス製のタンクで、容量としては約560トンぐらいを想定している。費用については、概算で1億3,000万円ぐらいになると考えているところであるが、今回、予算計上した実施設計業務委託を実施することによって細部の設計が把握できるようになることから、工事費等を含めた正確な予算額については細部の設計が完成した段階で把握できるものと考えているとの答弁でありました。

さらに、委員から、中山第二水源地は、昭和50年に完成ということで、完成してから45年が経過している状況であるが、他の水源地を含む水道施設についても同じような時期に建設されている施設が多いと考えられるが、今後の水道施設の短期・中期の整備計画について説明を求めたところ、水道施設としては、水源地や配水池等の施設があるが、現状としては早急に改築などをしなければならないというような施設はないことから、現時点では、具体的に何年度にどの施設を設計したり、更新するということまでは至っていない状況である。しかしながら、施設によっては昔の鉄筋コンクリート造りのものもあったり、昭和54年に完成している施設もあることから、今後の整備計画については現状を踏まえた上で検討していきたいとの答弁でありました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第32号令和2年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみました。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第32号「令和2年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。  
これより採決に入ります。  
お諮りします。

議案第32号「令和2年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」について、  
委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号「令和2年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」は、  
原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第5 議案第33号 令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算 （第1号）

○議長（宮本昭一君） 日程第5、議案第33号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（富重幸博君） ただいま議題となりました議案第33号、令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、去る9月10日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、9月11日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

それでは、委員会の中での主な審議について報告いたします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ325万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,426万2,000円とするものであります。

内容については、本会議での説明のとおり、人事異動、無線通報装置の取替修繕に伴う補正でありました。

質疑に入り、下水道総務費が職員の定期異動による減となっているが、下水道系の職員に負担がかかっているということはないかとの問いに対し、現在、下水道係

については、課長補佐、それから主任及び会計年度任用職員の女性職員1名の、合計3名で事業の運営に当たっている。4月の人事異動によって再任用の方が異動され、現在、事業の運営に支障を来しているとは考えていない状況である。なお、公共下水道事業、令和6年度から公営企業法の適用を受けることになるため、それに伴って公営企業会計に移行しなければならない状況であることから、この点を考慮すると、令和6年度からの公営企業法の適用に向けてどのような配置をしたほうがいいのかということについては、今後の課題であると認識しているとの答弁でありました。

さらに、委員から、目2維持管理費の需用費について、アナログ回線をデジタル回線に取りかえるということであるが、この通信機器の現状の説明を求めたところ、町内には17箇所のマンホールポンプ場があり、マンホールポンプ場の情報をアナログ方式の無線で親局に送信しているという役割を担っている状況であるが、電波法の改正によりアナログの無線が使用できなくなることから、デジタル無線方式にかえるため需用費を計上したものである。なお、17箇所のマンホールポンプ場のうち、6箇所については、アナログ無線ではなく通常の携帯電話と同じ通信方式を使っていることから、取りかえる必要がない状況であるとの答弁でありました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第33号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査経過と結果について報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第33号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第33号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」

について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第37号 町有財産（建物）の無償貸付について

○議長（宮本昭一君） 日程第6、議案第37号「町有財産（建物）の無償貸付について」を議題といたします。

本案について、旧大崎第一中学校跡地利用調査特別委員会委員長の報告を求めます。

○旧大崎第一中学校跡地利用調査特別委員長（諸木悦朗君） ただいま議題となりました議案第37号、町有財産（建物）の無償貸付について、審査の結果と経過の報告をいたします。

本議案については、9月10日の本会議において本特別委員会に付託されたもので、9月14日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この議案は、農業用ポリフィルムの再資源化事業を行うため、松本商会株式会社に無償で貸し付けていた旧大崎第一中学校の屋内運動場と武道場について、新たに事業譲渡先が見つかり、事業再開の見通しがついたため、新たな事業譲渡先となるカラル株式会社との間で建物の貸付契約が必要となったことから提案されたものです。

内容については、9月10日の本会議において説明がありましたので、委員会での主な質疑について報告いたします。

質疑に入り、今回、配付された資料の中にカラル株式会社の事業再生計画概要が記載されており、松萬物産株式会社と上商株式会社からなる照日商事合同会社が、大崎町内に新設とある。上商株式会社については、以前、松本商会が事業を行っていたときも上商株式会社の従業員が働いていたという情報があるが、今回、事業を継承するカラル株式会社と上商株式会社との関係性について説明を求めたところ、上商株式会社については、平成30年に松本商会が事業再開した際に、必要な従業員を確保できないということもあり、上商株式会社から従業員を出向させて製造業も担わせたと伺っている。今回の共同運営に対しては、工場再開に際して機械の操作を熟知している状況であることから、製造の部分を担当ということで共同運営を

するというふうに向っているとの答弁。

さらに、委員から、今回の町有財産貸付の契約先はカラル株式会社のみなのかとの問いに対し、今回、町有財産貸付の相手方はあくまでもカラル株式会社であるとの答弁。

さらに、委員から、照日商事合同会社の法人登記は取り寄せているのかとの問いに対し、今回、町有財産の無償貸付に際し、事業再生計画等で照日商事合同会社に関する情報を把握したことから、今回お示ししたところではあるが、直接の相手方ではなかったため、法人登記は取り寄せていない状況であるとの答弁。

さらに、事業再生計画の概要によると、カラル株式会社は財産の所有及び経営管理を行い、製造販売については照日商事合同会社がメインになると判断できる。そのような役割分担がしっかりと体制として構築されればよいと思うところであるが、事業の再開に当たっては十分に慎重に進めてほしいと思う。以前のような事態が発生すると大変であるので、その点についてしっかり把握しているのかとの問いに対し、指摘された点についてはもっともである。本日配付した特別委員会用の資料については、今後の経営管理体制についても触れており、カラル株式会社は2年ごとに大崎町とともに経営改善計画の見直しを行うことや、カラル株式会社により、破産管財人に対し3年ごとに経営状況の報告を行うことが明記されており、裁判所がカラル株式会社に対して事業譲渡許可決定を行った条件でもあったと考えるので、そのような状況も踏まえた上で本格的に事業再開したときには前回のような事態が発生しないように、実際の稼働状況を確認するなど注視していきたいと考えているとの答弁。

さらに、配付資料の中に、財産状況報告集会における報告事項として、債権総額は3億4,139万6,927円、配分金総額は239万8,232円とあるが、この状況からすると一般財源から支出している補助金の返納額4,600万円はほとんど回収できないと認識しているのかという問いに対し、配分金総額が239万8,232円である状況を考慮すると、4,600万円の債権全てを取り戻すのは非常に厳しい状況であるとの答弁。

さらに、以前、松本商工会が事業を行ったときには器具機材の無断売却が判明したとのことであったが、10月1日以降に稼働する状況を考えると、必要な機械がそろっているのかどうか等、担当課としては確認しているのかという問いに対し、以前、無断売却された機械については、専門の方に伺ったところ、製造そのもののラインから、不要になった機械を先に売却しており、今の状況でも稼働は可能である。しかしながら、機械が動いていなかった期間があることから、その期間に機械が傷んでいる可能性はあると伺っている。なお、既存の設備では製造がなかなか追いつ

かないので、追加で機械を購入するということも伺っているとの答弁。

さらに、委員から、今回、カラル株式会社が事業を継承し、事業を再開するに当たって、地元住民への説明会は行わないのかとの問いに対し、第一中学校の跡地利用については松本商会のこれまでの経緯もあることから、カラル株式会社に来ていただいて、地元住民の方を交えた説明会をしていただくようお願いしたいと考えているとの答弁。

さらに、町内からの雇用はあるのかという問いに対し、雇用予定者が10名となっているが、地元の雇用の場になることから町内の方を優先的に採用していただくようお願いしていくとの答弁。

さらに、委員から、今回再開される事業について、照日商事合同会社が製造販売するということであるが、財産管理、経営管理を担うカラル株式会社が製造販売まで行うことはできないのかという問いに対し、事業を創めるに当たって、地元の農家からのビニールの受け入れであったり、地元との交渉があることから、絶対に地元の方は必要であるということで、照日商事合同会社との共同運営を行う形になったと伺っているとの答弁。

さらに、松本商会に対する訴訟の考え方について説明を求めたところ、町村会の顧問弁護士に今回の案件について確認したところ、あくまでも町村会の顧問弁護士の回答ではあるが、破産手続に関して裁判所から選任された破産管財人が要件を扱って、配当の計算まで行うので、通常破産手続に関しては弁護士を立てることはないとの回答をいただいた。合わせて、今回の案件を一番熟知している破産管財人にも、今後、町のほうで訴訟なりを起こした場合ほどのようなことになるか確認したところ、これについてもあくまでも破産管財人の意見ということではあるが、今回の案件については、機械を購入した際に購入した時点において、転売を目的に購入をしておけば詐欺罪が立証できるけれども、経営不振となってやむを得ず売却した場合には、故意に売却したということをお聞きしないということで、詐欺罪の立証というのは非常に難しいというような回答であったとの答弁。

さらに、今の説明からすると、大崎町としては刑事及び民事での訴追はしないということで考えていると認識しているのかとの問いに対し、今回、配分金の総額が239万8,232円しかないという状況であるため、町としても4,600万の貴重な財源を失っている状況でもあると認識している。しかしながら、町村会の顧問弁護士への相談や破産管財人の弁護士の方々から話を聞く限り、仮に訴訟を起こした場合には、新たに訴訟費用は発生することになるが、なかなか回収できるものがない状況であるということから、非常に歯がゆい気持ちであるが今回はいかんともし難い状況であると認識しているとの答弁。

当委員会としては、これまで広報紙には松本商会に関する記事が掲載されている状況ではあるが、町民に対して丁寧な説明責任を果たしていただくよう要望いたしました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第37号「町有財産（建物）の無償貸付について」は、可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、旧大崎第一中学校跡地利用調査特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第37号「町有財産（建物）の無償貸付について」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第37号「町有財産（建物）の無償貸付について」について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号「町有財産（建物）の無償貸付について」は、可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 報告第2号 令和元年度大崎町健全化判断比率の報告について

○議長（宮本昭一君） 日程第7、報告第2号「令和元年度大崎町健全化判断比率の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 本案は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項

の規定により、令和元年度大崎町健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございますが、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当ございません。

次の実質公債費比率でございますが、本町は10.3%となっております。これは、一般会計等が負担する元利償還金及び純元利償還金の標準財政規模に対する比率の3カ年平均でございます。

次に、将来負担比率でございますが、これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございますが、本町は0%となっており、該当なしという結果が出ております。監査委員の意見書によりますと、すべての比率が早期健全化基準を下回り、良好な状態にあるとの評価をいただいておりますので、今後とも健全な財政運営に努めていく所存でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これで報告は終わります。

-----○-----

#### 日程第8 報告第3号 令和元年度大崎町資金不足比率の報告について

○議長（宮本昭一君） 日程第8、報告第3号「令和元年度大崎町資金不足比率の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

水道事業会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足を生じておらず、資金不足比率は該当ございません。監査委員の意見書によりますと、良好な状態にあるとの評価をいただいておりますので、今後とも健全な財政運営に努めていく所存でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これで報告は終わります。

-----○-----

#### 日程第9 認定第1号 令和元年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について

#### 日程第10 認定第2号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

#### 日程第11 認定第3号 令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 2 認定第 4 号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定  
について

日程第 1 3 認定第 5 号 令和元年度大崎町水道事業会計決算認定について

日程第 1 4 認定第 6 号 令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認  
定について

○議長（宮本昭一君） 日程第 9、認定第 1 号「令和元年度大崎町一般会計歳入歳出決  
算認定について」、日程第 1 0、認定第 2 号「令和元年度大崎町国民健康保険事業  
特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 1 1、認定第 3 号「令和元年度大崎  
町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 1 2、認定第 4 号  
「令和元年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 1  
3、認定第 5 号「令和元年度大崎町水道事業会計決算認定について」、日程第 1 4、  
認定第 6 号「令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい  
て」、以上 6 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

認定第 1 号、本案は令和元年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定についてでござ  
います。認定第 2 号、本案は令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出  
決算認定についてでございます。認定第 3 号、本案は令和元年度大崎町後期高齢者  
医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第 4 号、本案は令和元  
年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第  
5 号、本案は令和元年度大崎町水道事業会計決算認定についてでございます。認定  
第 6 号、本案は令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい  
てでございます。それぞれ 6 つの案件につきまして、法に基づき決算を行い、監査  
委員の審査に付しましたので、監査委員の意見書を添付して、議会の認定をお願い  
するものでございます。

内容につきましては、それぞれの主管課長から説明申し上げますので、御認定く  
ださいようよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、令和元年度一般会計歳入歳出決算について御説  
明いたします。

1 ページをお願いいたします。まず、歳入の款の収入済額、不納欠損額、収入未  
済額について御説明いたします。

款 1 町税でございますが、収入済額 1 3 億 8, 7 5 8 万 2, 9 0 9 円は、前年度に  
対しまして 3. 7 % の減となっております。不納欠損額 6 1 8 万 9, 7 6 3 円でござ  
いりますが、時効完成等によるものでございます。収入未済額 6, 5 1 8 万 2, 3 0 1

円でございますが、これは現年度分と滞納繰越分を含めた未済額でございます。

続きまして、款2 地方譲与税でございますが、収入済額8,826万9,008円は、前年度に対して2.3%の増となっております。このうち、項3 森林環境譲与税は新設でございます。款3 利子割交付金でございますが、収入済額77万9,000円は、前年度に対し58.7%の減となっております。款4 配当割交付金でございますが、収入済額238万9,000円は、前年度に対しまして14.3%の増となっております。款5 株式等譲渡所得割交付金でございますが、収入済額137万9,000円は、前年度に対しまして43.8%の減となっております。款6 地方消費税交付金でございますが、収入済額2億2,735万1,000円は、前年度に対して5.8%の減となっております。款7 ゴルフ場利用税交付金でございますが、収入済額727万273円は、前年度に対して13%の減となっております。款8 自動車取得税交付金でございますが、収入済額762万746円は、前年度に対して49.8%の減となっております。款9 環境性能割交付金は新設でございますが、収入済額213万6,892円となっております。款10 地方特例交付金でございますが、収入済額1,489万1,000円は、前年度に対して221.8%の増となっております。このうち、項2 子ども・子育て支援臨時交付金は、幼児教育・保育の無償化に伴うもので新設でございます。款11 地方交付税は、収入済額26億6,745万1,000円は、前年度に対して0.9%の減となっております。なお、内訳につきましては、普通交付税が24億6,364万9,000円、特別交付税が2億380万2,000円となっております。款12 交通安全対策特別交付金でございますが、収入済額214万3,000円は、前年度に対して9.1%の減となっております。

2ページをお願いいたします。款13 分担金及び負担金でございますが、収入済額1,996万8,171円は、前年度に対して42%の減となっております。なお、収入未済額40万7,740円は、過年度保育料及び施設型給付費利用者負担金でございます。款14 使用料及び手数料でございますが、収入済額7,571万6,295円は、前年度に対して4.3%の減となっております。不納欠損額6万4,400円は、町税督促手数料の不納欠損でございます。収入未済額352万7,300円は、公営住宅及び町営住宅の使用料と町税督促手数料でございます。款15 国庫支出金でございますが、収入済額9億5,060万6,787円は、前年度に対して7.1%の減となっております。収入未済額4,852万5,500円は、公共土木施設災害復旧事業等に係る繰越明許費でございます。款16 県支出金でございますが、収入済額7億6,531万4,392円は、前年度に対して9.8%の増となっております。収入未済額5億1,223万2,000円は、産地パワーアップ事業等

に係る繰越明許費でございます。款17財産収入でございますが、収入済額1,385万3,153円は、前年度に対して22.7%の減となっております。収入未済額373万4,900円は、建物及び土地貸付料でございます。款18寄附金でございますが、収入済額28億4,235万4,130円は、前年度に対して67.7%の増でございます。款19繰入金でございますが、収入済額6億5,755万4,045円は基金からの繰入金で、前年度に対して22.9%の減となっております。款20繰越金でございますが、収入済額2億9,233万2,967円でございます。款21諸収入でございますが、収入済額1億4,246万8,110円でございます。収入未済額は6,797万5,942円となっておりますが、これは、地域経済循環創造事業交付金返還金等の未済額でございます。款22町債でございますが、収入済額3億8,974万6,000円でございます。

歳入合計でございますが、収入済額105億5,917万6,878円。不納欠損額625万4,163円。収入未済額7億158万5,683円となっております。

これで歳入を終わりました、次に歳出でございますが、4ページをお願いいたします。歳出につきましては、款の支出済額並びに不用額等について説明いたします。款1議会費でございますが、支出済額9,604万704円、不用額52万3,296円でございます。款2総務費でございますが、支出済額11億8,401万3,205円は、前年度に対して5%の増でございます。不用額は1,281万8,073円でございます。款3民生費でございますが、支出済額16億1,236万7,343円は、前年度に対して3.6%の増でございます。翌年度繰越額が140万1,000円となっておりますが、これはプレミアム付き商品券事業費でございます。不用額は3,866万8,657円でございます。款4衛生費でございますが、支出済額11億4,544万5,881円は、前年度に対しまして1.7%の減でございます。不用額は1,042万5,119円でございます。款5農林水産業費でございますが、支出済額6億6,689万5,425円は、前年度に対しまして4.3%の減でございます。翌年度繰越額が4億8,445万5,000円となっておりますが、これは産地パワーアップ事業等に係る事業費でございます。不用額は364万4,575円でございます。款6商工費でございますが、支出済額29億7,949万2,815円は、前年度に対しまして46%の増でございます。不用額は259万3,185円でございます。款7土木費でございますが、支出済額6億4,026万3,585円は、前年度に対しまして4.8%の減でございます。不用額は85万3,415円でございます。款8消防費でございますが、支出済額2億8,710万9,817円は、前年度に対して0.4%の増でございます。不用額は373万4,183円でございます。款9教育費でございますが、支出済額5億1,721万9,12

8円は、前年度に対しまして48.2%の減でございます。翌年度繰越額が3,838万円となっておりますが、これは小中学校のICT教育環境施設整備事業に係る事業費でございます。不用額は1,060万9,872円でございます。

5ページをお願いいたします。款10災害復旧費でございますが、支出済額5,581万7,642円は、前年度に対しまして70%の増でございます。翌年度繰越額が1億766万8,000円となっておりますが、これは昨年豪雨災害に伴う復旧事業費でございます。不用額は89万9,358円でございます。款11公債費でございますが、支出済額9億3,722万8,027円は、前年度に対して2.7%の増でございます。不用額は9万9,973円でございます。款12予備費でございますが、不用額が263万3,722円でございます。歳出合計でございますが、支出済額101億2,189万3,572円、不用額8,750万3,428円となっております。

6ページをお願いいたします。一般会計の総括でございますが、歳入合計額105億5,917万6,878円。歳出合計額101億2,189万3,572円。歳入歳出差引額4億3,728万3,306円となっておりますが、このうち基金繰入額が2億1,000万円でございますので、翌年度への繰越額は2億2,728万3,306円となっております。

以上で説明を終わります。

○保健福祉課長（相星永悟君） 続きまして、令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、御説明いたします。歳入から御説明いたしますので、決算書の1ページをお願いいたします。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で御説明いたします。款1国民健康保険税の収入済額は3億436万6,776円で、対前年度比2.7%の減。不納欠損額452万8,063円、収入未済額は8,745万5,351円でございます。款2使用料及び手数料の収入済額は22万1,600円、不納欠損額は3万5,700円、収入未済額は48万3,900円でございます。次の款3からは調定額の全額が収入済でありますので、収入済額のみを申し上げます。款3県支出金は13億7,709万944円、対前年度比2.1%の増。款4財産収入は32万6,430円。款5繰入金は1億7,710万9,602円、対前年度比24%の増。款6繰越金は1,445万2,759円、対前年度比56.4%の減。款7諸収入は775万1,163円。款8国庫支出金は22万円でございます。歳入合計は、収入済額18億8,153万9,274円で、対前年度比2.2%の増。不納欠損額は456万3,763円、収入未済額は8,793万9,251円でございます。

次に、歳出を御説明いたします。2ページをお願いいたします。支出済額、不用

額の順で御説明いたします。款1総務費の支出済額は486万5,528円。不用額は28万472円。款2保険給付費の支出済額は13億5,809万9,706円で対前年度比2.6%の増。不用額は1,744万9,294円。款3国民健康保険事業費納付金の支出済額は4億7,978万9,913円で、対前年度比9.1%の増。不用額が3,087円。款4共同事業拠出金の支出済額が340円で、不用額は660円。款5保健事業費の支出済額が1,816万654円で、対前年度比11%の減。不用額が108万8,346円。款6基金積立金の支出済額が32万6,430円で、不用額は570円。款7公債費の支出はございません。不用額が4万5,000円。款8諸支出金の支出済額が613万8,582円で、対前年度比82.9%の減。不用額が87万9,418円。款9予備費は支出、不用額ともにございません。歳出合計は、支出済額18億6,738万1,153円で対前年度比2.3%の増。不用額は1,974万6,847円でございます。

3ページをお願いいたします。歳入合計額18億8,153万9,274円。歳出合計額18億6,738万1,153円。歳入歳出差引額1,415万8,121円となります。このうち、基金への繰入額が100万円で、翌年度へ繰越額1,315万8,121円となっております。

また、4ページから15ページまで、歳入歳出決算事項別明細書、16ページに実質収支に関する調書、17ページに財産に関する調書、18ページに基金の運用状況を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

続きまして、令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。歳入から御説明いたします。決算書の1ページをお願いいたします。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で御説明いたします。款1後期高齢者医療保険料の収入済額は1億472万4,218円で、対前年度比7.5%の増。不納欠損額は800円、収入未済額は49万6,302円でございます。款2使用料及び手数料の収入済額は3万4,700円、不納欠損額は400円、収入未済額は6,600円でございます。

次の款3繰入金から調定額の全額が収入済でありますので、収入済額だけを申し上げます。

款3繰入金は7,443万4,422円で、対前年度比2.5%の減。款4繰越金は443万7,452円、対前年度比1.2%の増。款5諸収入は26万1,534円でございます。歳入合計は、収入済額1億8,389万2,326円で対前年度比3.1%の増。不納欠損額は1,200円、収入未済額は50万2,902円ござい

います。

次に歳出を御説明いたします。2ページをお願いいたします。支出済額、不用額の順で御説明いたします。

款1後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は1億7,943万6,422円、不用額が288万578円でございます。対前年度比3.1%の増。款2諸支出金の支出済額が4万3,400円、不用額が5万6,600円。款3予備費の支出はございません。不用額が2万2,000円でございます。歳入合計は、支出済額は1億7,947万9,822円で対前年度比3.1%の増。不用額が295万9,178円でございます。

3ページをお願いいたします。歳入合計額1億8,389万2,326円、歳出合計額1億7,947万9,822円。歳入歳出差引額441万2,504円となり、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

4ページから6ページまでに歳入歳出決算事項別明細書、7ページに実質収支に関する調書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

続きまして、令和元年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。歳入から御説明いたします。決算書の1ページをお願いいたします。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で御説明いたします。款1保険料の収入済額は3億2,126万3,205円で、対前年度比3.6%の減、不納欠損額が54万960円、収入未済額が289万7,919円でございます。款2使用料及び手数料は収入済額3万7,900円、不納欠損額5,600円、収入未済額3万1,500円でございます。

次の款3からは調定額の全額が収入済でありますので、収入済額のみを申し上げます。

款3国庫支出金が5億508万3,005円で、対前年度比2.2%の減。款4支払基金交付金が4億7,044万2,000円で、対前年度比2.3%の減。款5県支出金が2億7,087万1,821円で、対前年比1.1%の減。款6繰入金は2億4,271万1,786円で、対前年度比5.5%の増。款7繰越金が1億3,878万2,208円で、対前年度比17.6%の増。款8諸収入が8万408円でございます。歳入合計は、収入済額19億4,927万2,333円で、対前年度比0.1%の減。不納欠損額は54万6,560円。収入未済額が292万9,419円でございます。

次に歳出を御説明いたします。2ページをお願いいたします。支出済額、不用額

の順で御説明いたします。款1総務費の支出済額が39万8,531円、不用額が9万1,469円。款2保険給付費の支出済額が16億9,295万7,513円、対前年度比2.1%の減。不用額が1億1,154万2,487円。款3地域支援事業費の支出済額は5,024万1,843円。対前年度比8.5%の減。不用額が995万8,157円。款4財政安定化基金拠出金の支出済額はございません。不用額は1万円。款5公債費も支出済額はございません。不用額は10万円。款6諸支出金の支出済額が2,442万5,077円で、対前年度比12.3%の減。不用額が326万9,923円。款7予備費の支出はございません。不用額は100万円でございます。歳出合計は、支出済額17億6,802万2,964円で、対前年度比2.5%の減。不用額は1億2,597万2,036円でございます。

3ページをお願いいたします。歳入合計額19億4,927万2,333円。歳出合計額17億6,802万2,964円。歳入歳出差引額1億8,124万9,369円となり、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

4ページから15ページまでに歳入歳出決算事項別明細書を、16ページに実質収支に関する調書を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは、令和元年度大崎町水道事業会計の決算について御説明申し上げます。

決算書の1ページをお願いいたします。大崎町水道事業決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出の収入でございますが、決算額と予算額の比較を申し上げます。第1款水道事業収益は決算額2億3,394万4,757円で、585万7,757円の増となりました。対前年比3.1%の減でございます。内訳は、第1項営業収益が決算額2億1,337万9,630円で、231万4,630円の増となっております。対前年比4.2%の減でございますが、これは水道料金と手数料でございます。次に、第2項営業外収益が決算額2,046万2,639円で、344万3,639円の増となりました。第3項特別利益は10万2,488円で、9万9,488円の増となっております。

2ページをお願いいたします。支出でございます。第1款水道事業費用は決算額1億8,563万3,098円で、不用額は2,080万6,902円となりました。対前年比5.1%の減でございます。内訳は、第1項営業費用が決算額1億7,915万3,432円で、不用額は1,483万9,568円であります。水源地や配水施設の維持管理に必要な修繕や人件費等でございます。第2項営業外費用が決算額646万7,892円で、不用額は357万9,108円でございます。これは、企業債の償還利息が主なものでございます。第3項特別損失が決算額1万1,774

円であります。過年度水道料金の減額が主なものでございます。第4項予備費は執行がございませんので、不用額200万円となっております。

3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入は、決算額732万8,610円で、3万6,390円の減となりました。対前年比11%の減でございます。内訳は、第1項負担金が、決算額326万3,500円で、3万6,500円の減でございます。第2項補助金、決算額が406万5,110円で、110円の増でございます。これは、簡易水道補助事業の起債償還に係ります元金分の一般会計からの補助金でございます。

4ページをお願いいたします。支出でございます。第1款資本的支出は、決算額1億3,074万936円で、不用額は2,335万2,064円でございます。対前年比13.2%の増でございます。内訳は、第1項建設改良費が決算額1億995万2,449円で、不用額1,835万1,551円でございます。第2項企業債償還金が決算額2,078万8,487円で、不用額513円であります。第3項予備費は執行がございませんので、不用額500万円となっております。

表の下にありますが、これは補てん財源の説明でございます。資本的収入額が資本的支出額に対しまして1億2,341万2,326円不足となりましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額811万3,241円、当年度分損益勘定留保資金7,369万8,884円、減債積立金763万7,781円、建設改良積立金3,396万2,420円で補てんしております

9ページ以降に貸借対照表、キャッシュフロー計算書、事業報告書、収益費用明細書等が添付してございますが、事業報告書の建設改良工事以外は、いずれも消費税抜きの金額でございますので御留意の上、参照願いたいと思います。

以上で説明を終わります。

続きまして、公共下水道特別会計の歳入歳出決算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございますが、款で説明させていただきます。款1分担金及び負担金、収入済額217万5,000円、不納欠損額32万2,500円、収入未済額12万5,500円となりました。款2使用料及び手数料、収入済額3,164万4,640円、不納欠損額4万860円、収入未済額は213万9,280円となりました。款4繰入金、収入済額1億1,601万1,000円。款5繰越金、収入済額358万4,556円。款6諸収入、収入済額1,285円。款7町債、収入済額3,460万円となり、合計で収入済額1億8,801万6,481円。不納欠損額36万3,360円。収入未済額226万4,780円となっております。

2ページをお願いいたします。歳出でございます。款1公共下水道事業費、支出

済額4,007万180円、不用額170万2,820円。款2公債費、支出済額1億4,323万1,972円、不用額6万9,028円。款3予備費は、当初予算100万円計上しておりますけれども支出がありませんので、同額が不用額100万円となっております。歳出の合計で、支出済額1億8,330万2,152円、不用額277万1,848円となっております。

3ページをお願いします。歳入合計額1億8,801万6,481円、歳出合計額1億8,330万2,152円、歳入歳出差引額471万4,329円となりまして、全額翌年度へ繰り越しております。

なお、4ページ以降に事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が添付してございますので御参照願いたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。まず、認定第1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 全般を通して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま、議題となっております認定第2号、認定第3号及び認定第4号は、会

議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

次に、認定第5号及び認定第6号は、会議規則第39条第1項の規定により文教経済常任委員会に付託いたします。

次に、認定第1号の審査方法についてお諮りします。本案は、10名を定数とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、10名を定数とする決算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。決算審査に際し証書類は認定の対象とならないとされておりますが、審査の過程において書類の提出や証人等の出頭証言を求める必要がある場合を考慮して、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会及び決算審査特別委員会に対して、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して付託することに決定いたしました。

さらにお諮りします。ただいま付託いたしました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号は、閉会中の特定審査案件として、総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会及び決算審査特別委員会に、次の議会まで継続審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号は、閉会中の特定審査案件として次の議会まで継続審査することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 議案第38号 令和元年度大崎町水道事業剰余金の処分について

○議長（宮本昭一君） 日程第15、議案第38号「令和元年度大崎町水道事業剰余金の処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和元年度大崎町水道事業剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。地方公営企業会計制度の新会計基準移行による未処分利益変動額7億1,509万5,760円を除く当年度実未処分利益剰余金2,536万1,441円のうち、2,500万円を建設改良積立金へ、36万1,441円を翌年度へ繰り越すものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第1項の規定により文教経済常任委員会に付託いたします。

さらにお諮りいたします。ただいま付託いたしました議案第38号は、閉会中の特定審査案件として、次の議会まで継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、閉会中の特定審査案件として、次の議会まで継続審査に付することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第16 選任第1号 令和元年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について

○議長（宮本昭一君） 日程第16、選任第1号「令和元年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番、平田慎一君、2番、富重幸博君、3番、児玉孝徳君、4番、稲留光晴君、5番、神崎文男君、7番、吉原信雄君、8番、中山美幸君、9番、上原正一君、10番、小野光夫、11番、諸木悦朗君、以上10名の諸君を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を、令和元年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は、特別

委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を、議員控室でさせていただきます。

これより暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時34分

再開 午前11時39分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に11番、諸木悦朗君、副委員長に5番、神崎文男君が選任されました。

-----○-----

日程第17 陳情第4号 特産品の販路開拓支援事業に関する令和2年度市町村補助金（補正予算）及び令和3年度補助金（当初）の要望について

日程第18 陳情第3号 商工会に対する令和3年度補助金要望等について

○議長（宮本昭一君） 日程第17、陳情第4号「特産品の販路開拓支援事業に関する令和2年度市町村補助金（補正予算）及び令和3年度補助金（当初）の要望について」、日程第18、陳情第3号「商工会に対する令和3年度補助金要望等について」、以上2件を一括議題といたします。

本陳情については、地方自治法第117条の規定により、中山美幸君及び児玉孝徳君が除斥の対象となります。よって、退場をお願いいたします。

[中山美幸君、児玉孝徳君 退場]

本件について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） ただいま議題となりました陳情第4号、特産品の販路開拓支援事業に関する令和2年度市町村補助金（補正予算）及び令和3年度補助金（当初）の要望について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

陳情者は、大崎町仮宿1032番地、大崎町商工会会長、中山美幸氏であります。

本陳情については、9月17日の本会議において、当委員会に付託されたもので、去る9月17日に委員会を開催し、審査いたしました。

陳情の趣旨は、商工会地域の特産品の販路開拓・拡大のために、新商品の開発、

テスト販売、県内外での特産品の販路開拓支援のための物産イベント等を、鹿児島県及び各市町村の補助を得て実施しているが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により地域の事業者及び地域経済は大きな影響を受けており、この影響を克服し特産品販売促進を図るためには、特産品の販路開拓支援事業をより一層進める必要があることから、補助金を要求するものであります。

陳情内容の審査に当たり、担当課である企画調整課長及び関係職員の出席を求め、令和2年度の商工会に対する補助金の予算の状況等について説明を受け、審査いたしました。担当課の事業内容の説明では、この販路開拓支援事業は鹿児島市の天文館で「かご市」というイベントで行うものであり、本町の事業者も、3年ぐらい前からそこで店頭販売をしており、生産した産品販売に対しての支援事業であります。県の補助金及び県内の市町村からの補助金で出展料を賄っている事業でもあり、本町においては平成29年度の補正予算に予算を計上し、それから毎年予算計上している状況であるとの説明でありました。

委員間の討議では、特産品の販路開拓支援事業については既に予算化され、今年度も継続して予算措置が行われている状況であるため、補助金要望については必要性を感じないとの意見が出され、他委員も同意見であったことから、委員会による討議を終結し、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、陳情第4号、特産品の販路開拓支援事業に関する令和2年度市町村補助金（補正予算）及び令和3年度補助金（当初）の要望については、不採択とすることに決定した次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

次に、陳情第3号、商工会に対する令和3年度補助金要望等について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

陳情者は、大崎町仮宿1032番地、大崎町商工会会長、中山美幸氏であります。

本陳情については、9月17日の本会議において、当委員会に付託されたもので、去る9月17日に委員会を開催し、審査いたしました。

この陳情の趣旨は、商工会は、小規模事業者の経営改善と地域商工業の振興発展を図るとともに、各種のイベント、ボランティア活動等を実施することにより地域社会全体の振興発展と活性化に積極的に取り組み、小規模企業振興基本法に基づく伴走型支援や創業支援を行うなど、多様化する商工業者の相談ニーズに対し、より高度で専門的な指導を行っているところである。商工会が、このような事業を実施するに当たっては、その財源の安定的確保による財政基盤の強化が大きな課題であるため、商工会の運営等に対する令和3年度補助金の増額を求める要望でありました。なお、この陳情書と同じ内容で、町長宛にも要望書が提出されているとのこと

です。

陳情の内容は、項目の1、商工会に対する令和3年度補助金の増額について、及び項目2の地域特産品の販路開拓支援事業等に対する予算的支援についての2項目でありましたが、項目2の陳情については、別途提出されている陳情第4号の内容と重複しており、先ほどの陳情第4号の報告のとおり、既に予算計上してある事業に対する補助金申請であったことから、不採択であります。

項目1の陳情内容の審査に当たり、担当課である企画調整課長及び関係職員の出席を求め、令和2年度の商工会に対する補助金の予算の状況等について説明を受け、審査しましたので、委員会での主な討議について報告いたします。

まず、担当課に予算額等の内容について説明を求めたところ、現在、商工会振興事業補助金として342万円の予算措置を行っている。この予算措置を行うに当たっては、毎年商工会側とも協議した上での予算措置であり、今回の陳情については来年度に向けての要望であることから、再度要望を踏まえての協議を行うことになると思うが、本町の財政状況などを踏まえて、今後検討していかなければいけないと思っている。また、商工会側からは、非常に運営費が足りておらず各種事業活動を実施するに当たっては、創意工夫をしながら財源を捻出している状況であると伺っているとの説明でありました。

委員間の討議では、各種事業を遂行する上で自己負担が増大し、そのため財政捻出に苦慮しているという現状は理解できるが、平成30年度から商工会イベント事業補助金を30万円増額している現状を踏まえると、現状と同額の補助金が妥当ではないかとの意見が出され、他委員も同意見であったことから、委員会による討議を終結し、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決に入り、採決の結果、陳情第3号、商工会に対する令和3年度補助金要望等については、不採択とすることに決定した次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。陳情第4号「特産品の販路開拓支援事業に関する令和2年度市町村補助金（補正予算）及び令和3年度補助金（当初）の要望について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、陳情第3号「商工会に対する令和3年度補助金要望等について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれを持って終結いたします。

これより討論に入ります。

陳情第4号「特産品の販路開拓支援事業に関する令和2年度市町村補助金（補正予算）及び令和3年度補助金（当初）の要望について」討論はありませんか。

- 9番（上原正一君） 委員会においては補助をすべきでないというような結論が出たようでございますが、私たち果樹部会などを考えますと、大崎の特産品ということでマンゴーをはじめパッション、いろいろと晩柑類を含めて特産品としてふるさと納税にもかかわっているわけでございますが、是非ともこの方向で商工会自体の運営については節約をしてもらって、特産品販売については、天文館を含め活動を活発にさせていただきたいと思っておりますので、補助金については賛成すべきだと思います。以上でございます。

- 議長（宮本昭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、陳情第4号「特産品の販路開拓支援事業に関する令和2年度市町村補助金（補正予算）及び令和3年度補助金（当初）の要望について」採決いたします。この採決は、起立によって採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。陳情第4号「特産品の販路開拓支援事業に関する令和2年度市町村補助金（補正予算）及び令和3年度補助金（当初）の要望について」採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

- 議長（宮本昭一君） 起立少数です。

したがって、陳情第4号「特産品の販路開拓支援事業に関する令和2年度市町村補助金（補正予算）及び令和3年度補助金（当初）の要望について」は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3号「商工会に対する令和3年度補助金要望等について」討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれを持って終結いたします。

これより、陳情第3号「商工会に対する令和3年度補助金要望等について」を採決いたします。この採決は起立によって採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。陳情第3号「商工会に対する令

和3年度補助金要望等について」採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮本昭一君） 起立少数。

したがって、陳情第3号「商工会に対する令和3年度補助金要望等について」は、不採択とすることに決定いたしました。

-----○-----

**日程第19 発委第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について**

○議長（宮本昭一君） 日程第19、発委第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

○5番（神崎文男君） 発委第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について。大崎町議会議長、宮本昭一殿。提出者、総務厚生常任委員会委員長、神崎文男。令和2年9月24日提出。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び大崎町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

なお、意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣宛であります。

意見書（案）の趣旨及び説明については、意見書（案）の朗読をもってかえさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実施されるよう強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮

減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講ずるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性、緊急性を厳格に判断すること。

5、特に固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特別措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来を持って確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月24日。鹿児島県大崎町議会議長、宮本昭一。

以上、よろしく審議の上、御可決くださるようお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発委第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、発委第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

なお、ここでさらにお諮りいたします。

ただいま可決されました意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣宛に提出されたいとの要望であります。

町議会議長名をもって、それぞれの関係各機関宛に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま可決された意見書は、町議会議長名をもって、それぞれの関係各機関宛に提出することに決定いたしました。

-----○-----

日程第20 発委第2号 大崎町議会基本条例の一部を改正する条例の提出について

○議長（宮本昭一君） 日程第20、発委第2号「大崎町議会基本条例の一部を改正する条例の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

○7番（吉原信雄君） ただいま議題となりました発委第2号、大崎町議会基本条例の一部を改正する条例の提出について説明いたします。

発委第2号、大崎町議会基本条例の一部を改正する条例の提出について。大崎町議会議長、宮本昭一殿。提出者、議会運営委員会委員長、吉原信雄。令和2年9月24日提出。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び大崎町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出の理由につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて新しい生活様式が提言されるなど、住民の生活、地域経済が受けた影響は甚大である。本町議会においても、感染予防の観点から議会の会議の在り方についていろいろな対応をとってきたところであります。

このような中、大崎町議会基本条例に基づいて行われてきた町民への議会報告会が、本年度においては開催が厳しいものとなってきております。今後においても、特殊な事情等により議会が果たすべき役割と責務が困難なことが起こりうるものが考えられることから、大崎町議会基本条例の一部改正を行うものです。

大崎町議会基本条例の第4条の見出しが、住民参加及び町民との連携であります。

第4項では、議会報告会について、「少なくとも年1回開催するものとする。」と謳っております。この第4項の末尾に、ただし書きとして、「ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。」を加えるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

よろしく審議の上、御可決くださるようお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております発委第2号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発委第2号「大崎町議会基本条例の一部を改正する条例の提出について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、発委第2号「大崎町議会基本条例の一部を改正する条例の提出について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（宮本昭一君） 日程第21、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

町長の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、現在人権擁護委員であります上榎利春氏が、令和2年12月31日で任期満了となりますことから、引き続き同氏を推薦するものでございます。

氏の住所は、大崎町永吉117番地1で、昭和26年4月29日生まれの69歳でございます。氏は、平成24年3月に大崎町役場を定年退職され、退職後は、鹿児島県交通安全協会志布志地区協会に4年間勤務され、現在、人権擁護委員として

地域のために積極的に貢献されておられます。人望も厚く、人格識見ともに高く、広く社会の実状に精通し、人権擁護委員として適任と思われま

す。任期は3年間で、今回2期目をお願いするものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれを持って終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思

います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は適任である旨、答申したいと思

いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は適任である旨、答申することに決定いたしました。

-----○-----

## 日程第22 議員派遣の件

○議長（宮本昭一君） 日程第22「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣いたしたいと思

いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 2 3 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（宮本昭一君） 日程第 2 3 「閉会中継続審査・調査申出書について」を議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4 委員長から申し出があります。

お諮りします。

4 委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、4 委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本定例会の全日程を終了いたしましたので、令和 2 年第 3 回大崎町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午後 0 時 1 0 分